

第六章 近代の芦屋

第一節 明治維新と芦屋地方

一 行政制度の変革

兵庫鎮台・兵庫裁判所 慶応四年（一八六八）一月十日、布告を發して旧幕府直轄領を収公した政府は、とくに三都・開港場には政府要官を配して軍政をしいた。こうして一月二十二日には兵庫鎮台が設置され、参与・外国事務取調掛東久世通禧が総督に任ぜられ、兵庫・神戸と、付近収公地を支配管轄した。兵庫鎮台は程なく二月二日兵庫裁判所と改称されたが、総督はひき続き東久世通禧が任ぜられた。

ここにおいて、しばらく尼崎藩の管理にゆだねられていた旧幕府代官斉藤六蔵支配下の諸村は、同月十九日兵庫裁判所の管下に入り、芦屋村・打出村もこれに属することになった。

ついで閏四月二十一日、政体書が發せられて中央官制が整備されることになった。地方制度については「地方ヲ分テ府藩県ト為シ、府県ニ知事ヲ置キ、藩ハ姑ク其ノ旧ニ仍ル」とされた。このため五月二十三日、兵庫裁判所が廢されて兵庫県（第一次）がおかれた。初代県知事には大阪府判事伊藤俊輔（博文）が任命された。

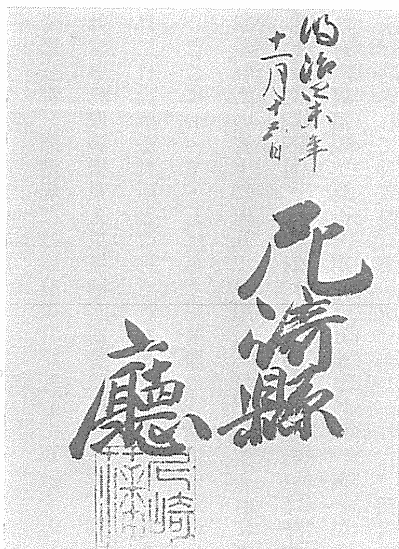


図246 尼崎県の印（免定部分、旧藩印を代用）（左 博文書）

同年七月十七日に江戸は東京と改まり、九月には慶応を明治と改元するなど、新政の方針は推進された。

版籍奉還・廃藩置県 五箇条の誓文、政体書の発

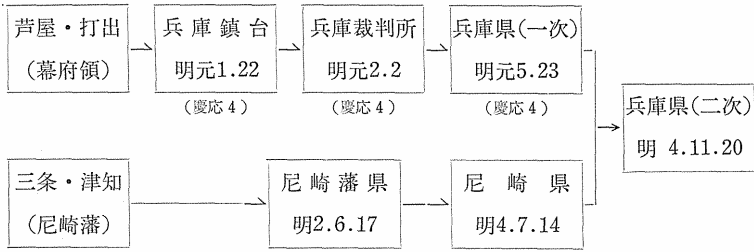
布など新政の推進によって政府の基礎はしだいに固められていった。そうして明治二年六月十七日、かねて諸藩から出されていた版籍奉還の請願が聴許された。

これによって、さきの政体書による地方制度のうち、藩はしばらく旧によるとされた藩制が廃されて、改めて藩県制によることとなり、旧藩主は藩知事に任ぜら

れ、政府の地方行政長官として旧領知の行政にあたることになった。したがって尼崎藩主桜井忠興（慶応四年二月、松平姓を桜井姓に改める）は尼崎藩知事となり、三条村・津知村は旧藩領村々とともにその管下に属した。

版（土地）籍（人民）が奉還され、政府の任命による藩知事によって行政が行なわれることになったが、その実態は、旧藩主による、旧藩領の支配とかわることがなかった。ただ形式的に諸藩が国家政府の行政単位とされたにすぎなかった。そこで明治四年七月十四日、詔書を下して廃藩置県が断行され、中央集権を進めるための地方制度―府県の整備がはかられた。そうして全国二七四名におよぶ藩知事を免じて東京在住を命じ、もって旧管地とのいつさいの関係を消滅せしめた。これによって尼崎藩は尼崎県となり、藩知事桜井忠興もその職を免ぜ

行政区画の変遷



られた。またこれより三条村・津知村は尼崎県の管下に属した。ついで十一月二十日、太政官布告が発せられて全国府県の統廃合が行なわれ、地方行政機構の一層の整備がはかられた。これにともない、尼崎県は三田県とともに廃され、その境域を兵庫県に編入統合して、第二次の兵庫県が成立した。このため三条村・津知村も兵庫県管下となり、ここに芦屋市域の四か村がはじめて同一の行政管下に属したのである。

区制 右のように地方行政組織の改編整備が進められて、旧来の政治体制が解消された。そこで政府は、一方では富国強兵策を推進して近代国家を創設する目的のもとに、金国人民の実態を掌握しようとして戸籍の編成に着手した。そして明治四年（一八七二）四月には早くも戸籍法（太政官布告第一七〇号）を公布し、同五年から実施された。そのため、従来の町村区画とは別に戸籍編成事業を行なうための区画を設置した。この区画設定は「各区方土地の便宜に随つて」設けられ、その区には「毎区戸長並に副戸長」をおき、区内の戸籍編成事務を扱わせた。だが戸長の選任については「戸長の務はこれまで各処において庄屋年寄（ふれがし）触頭と唱える者をあてるも、また別人を用いるも妨げなし」と定めて、庄屋年寄など、旧来からの村役人の登用を認めたのであった。

兵庫県（第一次）では他府県にさきがけ四年八月に着手した。すなわち管下を六四区に分け、各区に戸長をおいて戸籍事務を行なわせたが、芦屋村・打出村は第一七区に属した。一方尼崎県においても戸籍編成事務が進められることになったが、程なく十一月には兵庫県（第二次）に編入され、同県が廃されたこと前述のとおりである。これによって兵庫県の管内は摂津五郡におよぶことになり、翌五年一月改めて五郡を五〇区に分けた。したがって芦屋村・打出村・三条村・津知村の市域村々は第一六区に属することになった。

ところが明治四年公布の戸籍法では、区画については「区画方土地の便宜に随つて」設けることとし、戸長の選任についても旧来の庄屋年寄の登用を認めたものであったから、その実態は旧町村に区制が重層する場合が多く、新設された区制の意義が失われていた。そこで政府は五年四月太政官布告第一一七号を発し、町村の庄屋・年寄の称を廃して戸長・副戸長と改称し、戸長・副戸長に戸籍事務を担当執行させることにした。

兵庫県では五年六月、庄屋を戸長、年寄を副戸長（副戸長は十二年八月二十五日廃止）と改称し、区の総轄者として年番戸長を定めた。一方尼崎県ではすでに明治四年七月、旧来の大庄屋・庄屋・年寄の名称が廃されて取締里正・里正・村里とそれぞれ改称された。

またこの五年八月二日、兵庫県はさらに区画を改編して管下五郡を一九区に分け、各区に区長を新設して「公選入札」をもって任命することにした。ここにおいて芦屋・打出・三条・津知の各村は郡家・住吉・野寄・岡本・田中・横屋・魚崎・西青木・田辺・北畑・小路・中野・深江・森の各村とともに第六区に属することになり、郡家村川端新治郎が区長に任命された。このようにして地方行政組織としての県―区―町村の機構が整備された

のである。これにともない、町村では戸長・副戸長によって戸籍編成事務という国政事務が行なわれたから、戸長・副戸長はもとより町村の性格も急速に近代国家編成のための地方行政機関へとかわっていった。

区制の廃止と戸長役場

戸籍編成事務を進めるために新設された区制は、しかしその後、明治十一年（一八七八）に至り廃止されることになった。この区制については

：専ら戸籍調査ノ為メニ之ヲ設ケ：数百年來慣習ノ郡制ヲ破リ、新規ニ奇異ノ区画ヲ設ケタルヲ以テ、頗ル人心ニ適セス：地方ノ区画ノ如キハ如何ナル美法良制タルモ、固有ノ慣習ニ依ラスシテ新規ノ事ヲ起ストキハ実益ナシ、寧口多少完全ナラサルモノアルモ固有ノ慣習ニ依ルカ如カス

と、当時大久保利通をして言わしめたように、政府内においても弊を認める状態であった。

そこで十一年七月、住民社会独立の区画を設けるべく郡区町村編成法（本政官布告第一七号）が公布され、従来の区制を廃して地方行政区画を改変整備した。すなわちその第一条で「地方を画して府県の下、郡区町村となす」ことを定め、久しく地方の名称と化してきた郡を行政区画として復活させた。また第二条では「郡町村の区域名称は総て旧に依る」ことと定め

て、旧来の区域と名称が復活されるなど、ここに府県―郡―町村という

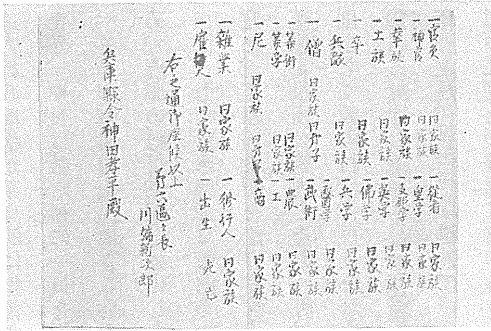


図247 兵庫県令宛第六区長報告雛型
(明治6年「御触書御布令写帳」五味六兵衛文書)

地方行政機構が系列的に整備された。そして毎町村に戸長各一員を置いて町村の行政事務を執行させることにしたが、戸長は数町村に一員を置く事にして、連合町村による戸長の設置も認めた。この場合、戸長の選出はなるべくその町村の人民による公選を原則としつつも、必ず府知事・県令からの辞令書を交付して任命することと定め、府県の監督支配を強化しながら、公選の方法は地方適宜に定めることとした(明治十一年八月二十
六日内務省達乙五号)。

こうして兵庫県では管内を一区(神戸市)三三郡とし、翌十二年一月県布達甲第一号をもって郡役所の位置を定め、菟原郡役所を住吉村、武庫郡役所を西宮町においた。こうして市域の芦屋・打出・三条・津知の四か村は菟原郡役所の管内となり、町村の行政事務を扱う役所を戸長役場と称することになった。ところが兵庫県では原則として数町村に一戸長をおく連合町村戸長制をとり、十三年七月から実施した。そのため芦屋村・三条村・津知村は深江村と連合村戸長制をとり、戸長役場を深江村において菟原郡第九戸長役場と称した(戸長久保平兵衛)。だが打出村は単独で戸長を配し打出村戸長役場をおいた。翌十四年十一月からは連合町村戸長制と単独町村戸長制との併用に改められたから(県布達
甲九一号)、芦屋村・三条村・津知村は深江村との連合を解いてそれぞれ戸長を配し、単独の戸長役場において独立の行政事務を行なった。

ところが兵庫県では明治十六年六月一日から旧に復して連合町村戸長制をとることになった(県布達
一四号)。そこで芦屋村・三条村・津知村の三か村は再び深江村と連合村戸長制をとり、戸長役場を深江村において深江組戸長役場と称した。だが打出村はこのたびも一村をもって戸長をおき打出村戸長役場と称した。ついで翌十七年十月一日から、戸長役場の「組」名を廃し、戸長役場所在の町村名を冠することになり(県布達
甲八四号)、深江村外三か村戸長役

場と改められた。

町村会の設置

郡区町村編成法によって公選された戸長をもって戸長役場をおき、町村行政事務の執行がみられた町村では、十三年四月八日に公布された区町村会法(太政官布告第一八号)の公布によって町村会を設け、町村の議決機関とするなど、ようやく自治制への動きがみられることになった。

ところがその後、民選による戸長は行政効果が上がらないなどの理由によって、明治十七年五月七日の太政官達(第四一号)で廃止され、府知事・県令が地方有力者の中から戸長を任命する官選制にかわった。また同日公布された太政官布告(第二四号)によって区町村会法も大きく改められた。すなわち、さきの区町村会法で認められた町村の規則制定権は府知事・県令の管掌に移され、町村会の会期・議員数・任期・改選その他の規則は府知事・県令の定めるところとなった。また選挙資格を満二十歳以上の男子でその町村に居住し、その町村内において地租を納める者に限る、とするなど、府県の権限と干渉が加えられた。

しかしながら一方では、このような自治制への制限下にあつて町村の行政は町村会の議決を経て、戸長による町村行政が行なわれ、近代的町村自治制の成立とされる明治二十二年の町村制の実施へ向けて一步一步近づいていったのである。

そこで、右の町村会によって議決された明治十九年度芦屋村々費収支決算額は表35のとおりであつた(井床利文書)。

表35 明治19年度芦屋村費歳入・歳出

歳 入	
316 円 54 銭	
歳 出	
科 目	金 額
土 木 費	202.75円
道 路 橋 梁 費	10.00
道 路 修 繕 費	9.00
治 水 堤 防 費	85.50
養 悪 水 樋 修 繕 費	60.00
溝 浚 費	17.40
溜 池 修 繕 費	14.00
養 水 樋 守 料	6.85
災 害 予 防 及 警 備 費	11.30
火 災 消 防 費	6.50
消 防 人 夫 費	4.80
村 惣 代 手 当	30.00
村 惣 代 手 当 及 諸 費	30.00
会 議 費	3.20
会 議 諸 費	3.20
共 有 地 二 係 費	25.13
共 有 地 二 係 費	25.13
全 郡 村 費 負 担 高	42.26
計	316.54

(井床利兵衛文書による)

二 地 租 改 正

壬申地券

廃藩置県によって旧来の政治体制を解消せしめ、あわせて地方行政組織の編成をはかった政府は、ついで租税制度の改革に着手した。慶応三年樹立以来の政府財政は畿内富豪の寄付金や、いち早く収公した旧幕府直轄領をもって財源にあて、その後しばらくは旧慣によって旧幕時代の貢納制度を踏襲した。したがって、石高を基準にした従来の制度では、その税率も地方によって区々であり、課税は不公平かつ不統一であった。そこで近代国家の編成を急ぐ政府としては、統一的・近代的租税制度を確立し、もって安定した財政基盤の確保を急

がねばならなかった。そのためには、当時經常収入の八割以上を占める地租を改正・統一する必要に迫られていた。政府は改革の第一歩として、まず地租の現物納にかえて統一的金納制をはかり、明治五年二月には旧幕時代の田畑永代売買禁止令を解除して土地の売買移動を認めた（大政官布告第五〇号）。そのうえで地券渡方規則（大蔵省達第二五号）を定めて、土地所有関係を明確にし、流通を保証する証として、売買譲渡の土地については売買代価を記入した地券を地主に交付することにした。ついで同七月にはこの制をすべての土地に推し進めることに改め（大蔵省達第八三号）土地番号・面積・地価を記入した地券を交付することになった。

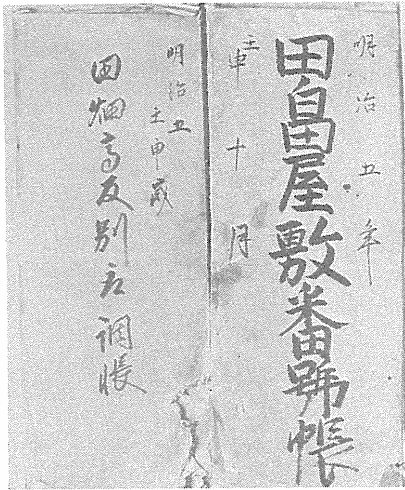


図248 三條村田高反別帳
（五味六兵衛文書）

右によって、兵庫県では地券発行の準備として管内村々から一筆限りの所有関係を記した耕地表を徴すること

とした。こうして管下各村々ではその作業が進められることになったが、三條村では早くも同年の十月に「田畑高反別取調帳」と「田畑屋敷番号帳」がつくられて準備が完了したもようであった（五味六兵衛文書）。これらの諸帳を県地券係官が検査し、土地所有関係を確認したうえで地券を交付することとされた。ところが、その後検査の途中でさらに一村限りの地引絵図をも必要とすることになり、村々では新たに地引絵図の調整にかかった。そのため地券の交付も大幅に遅れることになった。だが菟原郡第六区管内では翌六年

六月には準備も完了したとみえ、同月二十七日付で区長から管内村々に対し、地券交付日の通知が出された（同上）。これによると七月十五日津知・深江、同十六日三条・芦屋、同十七日打出・森の順で地券が交付されたが、この際交付された地券を壬申地券（じんしん）という。

地租改正

壬申地券の交付をとおして全国の土地所有関係の実態を掌握した政府は、六年四月の大蔵省地方官会同で地租改正法案を可決し、同七月太政官布告第二七二号をもって地租改正条令を公布して実施に移った。

そこで兵庫県では条令に基づく改租事業の手はじめとして、まず事業の趣旨を管内一円に周知徹底せしめるための係官巡回を計画し、次のような布達を発するとともに係官を派遣した（（五味六兵衛文書））。

地租改正仰せ出され候については、右の趣旨ならびに取調べの順序を告諭のため、権大属武井正平巡村候条、区内正副戸長をはじめ重立ち候者共、別紙日割の当日集合致すべく候、この段達し候也

明治六年十一月十五日

兵庫県 地租掛

こうして菟原郡第六区の巡村日は十九日であることが戸長から達せられ、第六区管内村々からは副戸長・重立（おも立ち）衆が参集して説明を受けた。

兵庫県では明治七年七月から改租事業が実施され、村々では改租惣代人を選出して事業に専念せしめた。そうして改租事業の中心は土地の地価額を決定することであり、決定された地価額の三％を地租として金納する建てまえであった。したがって改租の問題点というか焦点は地価であり、同時に地価の算定基準にあった。その方法は、その土地から一年間に収穫される米麦をその地方の米麦価に換算し、これを年利率六％で資本に還元した額

をもってその地価とするものであった。

さて、八年六月には地価算定の基準となる米麦価が県から提示され、村々ではこれによって地位等級別収穫を報告した。ところが、県が基準とした反当収穫高は村々の実情とは大きく相違した高額であった。それは一つに



図249 明治10年発行の地券（左 博 所蔵）

はこの地租改正にあたって政府が示した方針が「旧来ノ才入ヲ減ゼザルヲ目的」としたものであったから当然のことであった。しかもこのような双方の開きを調整するにあたって県の方針としては、村々に対して収穫量の引き上げを命じることにあったから、指示額の引き下げを要求する改租反対の運動が全国的に展開された。兵庫県においてもそこからついには県と村々との個別的政治的な交渉によってこの問題が解決をみ、同十年には地券が交付されるに至り、ここに地租改正事業が完了した。こうして地券に記された地価は三%が地租として金納されることになったが、政府は十年一月減税を布告（太政官布告 第一号）して二・五%に改めた。これによって農民は自己名義の地券を交付され、土地の私的所有権者となり得たのであるが、同時に、国家に対して地租負担の義務者となった。だがこの場合注意されることは、納税者が必ずしも耕作

表36 芦屋・三条・津知村地価・地租

	面積	地価	地租
芦屋	1,402.015 ^反	61,515.114 ^円	1,845.419 ^円
三条	191.712	16,176.580	517.315
津知	79.622	6,669.685	200.310
計	1,673.419	84,361.379	2,563.044

(明治10年・11年「一筆限地価帳簿」市役所記録)

者ではなく、名義上の所有権者つまり非農民・非耕作者にして納税者となること
が認められたことである。

なお、地券渡方規則によって明治六年七月に交付された壬申地券は、地租改正
条令の公布にともない、同年十月、菟原郡第六区村々の地券々引帳ならびに絵図面
取調べに際し係官巡村のおり、区内村々の地券は一括引き上げられたのであった。
なお第36表は、明治十年または同十一年一筆限地価帳簿(市役所記録)によっ
て作成したものである。

山林原野の地租改正

山林原野については、はじめ政府は国庫の収入をはか
るためと、殖産興業・土族授産などの目的のために、明治三年以来積極的に払下
げ政策を進めた。だがこれは程なく地元農民の反対、治山治水上から明治六年中
止されるに至った(大政官布告第二五七号)。そうして地券の交付に際しては、まず山林原野の官

有・民有の区別を明らかにするため明治七年十一月布告(大政官布告第二〇号)を
発し、民有地の所有関係を厳しく調べた。そのため、従来から農民の利用地とされ
てきた林野についても「従前山年貢等を納めた林野であつても、かつて栽培によ
らず、自生せし草木を採取きたりし林野は、その地盤を所有したものとは認めない」と
し、村持林野の大部分を没収して官有地に編入せしめた。このため、旧幕時代から社
会的にも慣行として認められた村々の林野管理と共同利用の秩序が根底から変動
されるに至った。そこで政府は八年三月、「帳簿の確証」ある林野のほか

表37 三条村山林原野地等位・地価

地等位	地 価
2	26.215
3	24.835
4	23.455
5	22.075
6	20.696
7	19.316
8	17.936
9	16.557
11	13.797
13	11.038
20	1.380
上 等 類 外 地	
1	49.670
2	48.290
4	45.531
7	41.392

(五味六兵衛文書による)

に、「従来数村入会または一村数人共同等の慣行があり、隣村においてもこれが慣行を保証する林野については、たとえ帳簿に明記がなくとも、その慣行をもって民有の確認と認め、これを民有地とすること」に改めた。さらに官有地編入の旧村民利用の林野については、村々に対し旧慣行どおりの入会使用を認めるなど、いわゆる「官有地入会権」を認めて農民の反対をそらした。

兵庫県では、右のような林野制度の変遷を前提に、田畑宅地の改租が完了した明治十年六月、あらためて山林原野の地租改正に着手した。だが先年の地券渡方規則による調査にあたり、管内村々はもとより本市域の村々においてもすでに該地の地引帳がつくられたのであった。したがって、これを基礎に実測が追々進められて、十三年には林野を二〇等に区別した地等表もできあがった。そのため直ちに一筆限りの地等位が確定されて地価が決定された。現在判明する三条村の山野地等と、各地等の一町歩あたり地価は第37表のごとくである。

そうして、地租改正によって決定した三条村の山林原野面積は一六町一反七畝歩、その地価二七三円一二銭八厘であった。この地価に対する地租は三%で八円一九銭七厘、改正租率二・五%では六円八二銭八厘が納付されることになった。

壬申戸籍と徴兵制 《壬申戸籍》 版籍奉還によつて名目的に全国の人民・土地を掌握した政府は、廃藩置県を断行して旧来の政治体制を解消させるとともに、全国の人民支配を徹底させ、近代国家を編成すべく戸籍の編成を画した。すなわち明治二年五月には、当時不穏な状態にあつた脱籍浮浪人の取り締りを目的に、彼らの復籍を定め、同十二月には戸籍編成例目案が民部省でまとめられた。ついで三年六月、政府は府藩県に命じて、戸籍編成に関連して管内の石高・戸口を申告させた。

また明治二年からは旧来の社会組織の改革にも着手し、複雑な身分制度の一新をはかつた。すなわち明治二年には身分制が整理されて公卿・大名を華族、武士を士族と卒にまとめ、農工商に従事する人民はすべて平民とし、同四年には卒を廃して士族・平民としたから、ここに身分制は華族・士族・平民の三種となつた。また身分にとまなうさまさまざまな差別の弊風も改められ、三年九月には平民にも苗字ななづかを許し、着衣・職業の撰択・信教などの制限が廃された。そうして村々に掲示されてきたキリシタン禁制の高札が廃され、四年十一月には宗門人別改帳も廃止されるなど、近代的な戸籍編成への準備が着々と進められた。

この間、四年四月には太政官布告第一七〇号をもつて戸籍編成法を公布、翌五年二月から実施することになつた。

こうして五年二月、全国にわたつて戸籍簿の編成がはじめられ、ここに各戸の人口・家族の構成、年令別・職業別構成など人民の実態が明らかにされた。これが明治五年壬申の年につくられたところから壬申戸籍じんしんこせきといわれる。それはなお形式的にも内容的にも宗門改帳の系譜をひくものではあつたが、実にわが国の近代戸籍制度の創

始であり、画期的なことといえよう。

ところで第38表は芦屋・三条・津知各村の壬申戸籍簿を整理して得られたものである（旧版『芦屋市史本編』掲載）。

表38 壬申戸籍による統計表

		芦屋村	三条村	津知村
戸数	戸数	234 内不在23	34	22
	内家持	156	32	22
	内借家	74	2	0
	内社寺	2	0	1
身分と人員	華族・士族・卒・旧神官・尼…なし			
	僧	1	1	0
	同家族	0	女3	0
	平民男女	178	34	19
	同家族計	10	0	3
	内男女	653	117	102
	内男女	254	36	42
	内男女	399	81	58
	人員総計	842	155	119
	内男女	433	71	61
職業	農	120	33	22
	商	5	0	0
	雑 <small>（日渡 雇世）</small>	76	0	0
	廻方役	1	1	0
	社	1	0	1
	寺	1	1	0
	その他、芦屋村のみ医師1、髮結職2、工2、石工1、および村務扱所1、水車納家17、素麵納家1等あり			

（備考）本表の数値にはなお検討を要するものが少くない。本文参照のこと。

《徴兵制》 壬申戸籍の調製によつて全国人民戸籍の実態を把握した政府は、同年十一月、太政官布告第三七九号をもつて徴兵令（全国募兵の勅・徴兵令詔書・徴兵告諭）を發し、徴兵制の実現に着手した。これによつて、すべての人民を義務的に徴兵し、現役と予備役をもつ近代常備軍の設置をはかろうとしたもので、翌六年から着手した。こうして国民皆兵の原則により軍隊がつくられることになった。だが、同十六年までは種々の免

役規定があつて、官吏は免役され、また代人料二七〇円を納付すれば免除されたのであつた。とくに明治二十二年までは家族制度維持のためから「一家ノ主人タル者、嗣子ナラビニ承租ノ孫、独子、独孫、父兄存在スレドモ病氣モシクハ事故アリテ父兄ニ代リ家ヲ治メル者、養子、徴兵在役中ノ兄弟タル者」は免役とされた。そのため、実際には戸籍を偽つたり、子供のない家へ名目上養子にいたりするかたちで徴兵をのがれる者が多かつたのである。

学制頒布

新政府の発足以来人民の教育に留意した政府は、早くも明治二年二月には小学校の設立を奨励

(府県施政順序
第一三三項)

した。ついで四年文部省を設置して府県の学校をすべて文部省の管轄下におき、教育事務を総掌するとともに、府県に学校掛をおかせて教育行政を担当させた。ついで五年八月、太政官布告第二一四号をもって

「学事奨励ニ関スル被_二仰出_一書」、いわゆる学制が頒布された。そうして「自今以後一般ノ人民必ズ邑_二不学ノ戸_一ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン」ことを期して、国民皆教育が推し進められることになつた。

学制によると、全国を八大学区(明治六年七大学区に改正)に分け、区ごとに大学一校をおき、各大学区をそれぞれ三二中学区に分けて每中学区に中学校一校を設ける、さらに一中学区を二一〇の小学区に分け、一小学区に一小学校をおくこととされた。したがつて学校の種別は小学校・中学校・大学の三種であつた。また小学校には尋常小学校・女児小学校など六種があり、このうち尋常小学校は修業年限各四か年の上等・下等の二区分があつた。ついで同年九月八日には小学教則が制定され、上等・下等小学校を各一級から八級に分け、各級の期間を六か月として、半年ごとに試験を課して進級させることにした。

《精道小学校の設置》 右によって明治五年九月十日、第三大学区第二三中学区第六区芦屋尋常下等小学校（芦屋・三条・津知）が西芦屋安楽寺を仮教場として開校された。教則による教科目に下等小学校で綴字・単語・会話・読本・修身・文法・算術・体術・唱歌等盛りだくさんであったが、実際には読み・書き・珠算といった

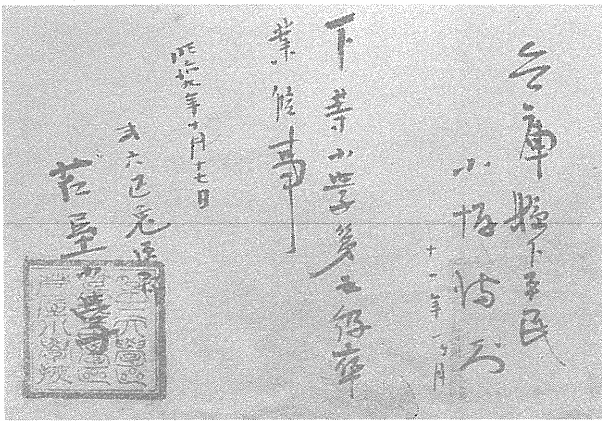


図250 明治9年下等小学校の免状（小阪正一所蔵）

日常の実用的科目に限られた。修業年限は教則にしたがって四年、半年ごとに進級試験を課して一級進級できた。なお当時芦屋小学校では職員数三名、児童数三二名であったが、七年には児童数五五名に増加した。そのため安楽寺仮教場では収容不能となった。そこで同年、西芦屋字開森一六三番地（現在の開森橋西詰）に校舎一棟三教室を新築してこれに移り、ここにはじめて独立専用の校舎をもつことになった。

一方、打出村では当初親王寺庫裡（しんおうじくら）を仮校舎に借用して打出村尋常下等小学校が開校され、のちに妙福寺本堂、打出天神社社務所などを仮校舎に使用した。

ところが明治十二年（一八七九）九月二十五日、教育令が定められて学区制が廃止された。これは、さきに公布された学区制があまりにも図式的理想にすぎ、地方の実情にそぐわなかったこと

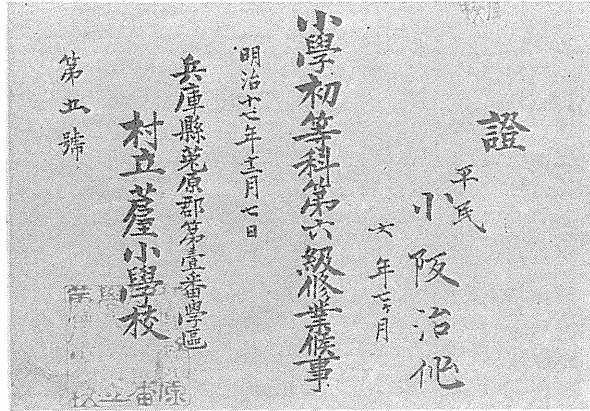


図251 明治17年第1番学区の免状（小阪正一所蔵）

によった。そこで小学校の設立経営は郡区町村編成法に基づき、町村の裁量にまかせた地方分権色の強いものとするようになった。だが翌十三年にはこれを改め、小学校の設立と廃止は府県知事の監督下におき、義務教育年限三か年にした。そうして学校の名称も公立何番学区小学校と改称し、芦屋尋常下等小学校は菟原郡第一番学区村立芦屋小学校と称することになった。

ついで十四年五月には小学校教則綱領が定められ、小学校を初等・中等・高等の三科に分けることになった。また教科目のうち修身・読書・習字・算術を必修科目とし、地理・歴史その他の科目については地域の実情に即して適宜撰択加除ができることとした。この学校令によつて芦屋・打出の両小学校では同十三年二月から修業年限を三か年とし、翌十四年からは両校とも初等科三年、中等科三年の制とし、教科目は珠算・算術・読み方・習字とした。その後十八

年には、従来半年ごとに一級進級の制が改められ、一年一学級進級の学年制がとられることになった。『小学校令の改正』 明治十九年（一八八六）四月、わが国の学制は国家主義を教育行政の基本方針とするこ
とになり、一大改革が行なわれることになった。すなわち、従来の教育令を廃して小学校令・師範学校令・中学

校令・帝国大学会が公布され、ここにその根本大綱が定められた。そうして小学校は従来の初等科・中等科・高等科を廃して新たに尋常・高等の二等に分けられた。同時に小学校の教育年限を一か年延長して四か年とし、これを義務教育期間と定めた。さらに山間僻地などにおいては土地の実情を考慮して、尋常小学校の代用として簡

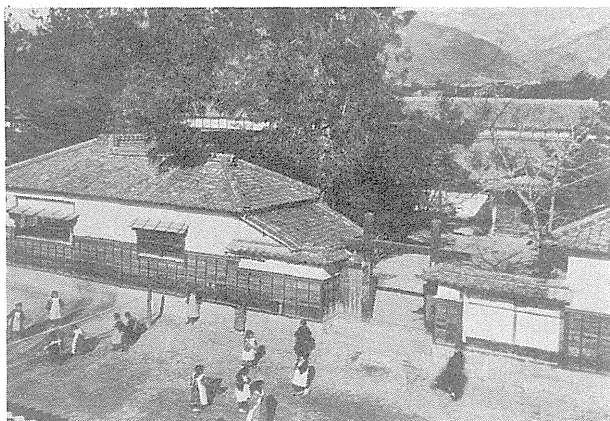


図252 明治19年精道小学校開校当時の校舎(大正5年撮影)

易小学校の設立を認め、修業年限三か年以内とした。

右の小学令改正にともない芦屋小学校は菟原郡第九番学区精道小学校と改称し、打出小学校・西村分校・深江小学校を分校として新発足することになった。同時に、就学率を高めるために、三年制の簡易小学校を併設するなど、不学者の低減が行なわれた

(井床利兵衛文書)

だが同年九月、精道小学校々舎が芦屋字樋口新田七三二番地の一に、校地面積三反二畝一八歩、建築工事費九六七円二四銭(山村哲男文書)をもって、木造平家建七教室の規模で新築され、翌十日開校式が行なわれて発足した。当時、職員数四名・児童一四〇名、教科目は修身・珠算・読み方・算術・体操の各科であった。

校名の精道は、西宮の漢学者・豊田政苗の撰によるといわれる。

第二節 精道村の成立と発展

一 自治の発達

町村制の施行 時代の進展にともない、明治十七年（一八八四）町村法調査委員会を設けて地方制度改正の立案に着手した政府は、二十年地方制度編纂委員会を設置した。そうして、自治体の編成は憲法を制定する以前に完備すべきである、としたドイツ人アルバート・モッセの草案意見書に基づき、地方制度の改革を推進することにした。こうして二十一年四月法律第一号をもって市制・町村制を公布、翌二十二年四月一日から実施することになった。これにより市町村は立法・行政について制度的に整備された地方自治団体として、市町村自治が容認されることになった。すなわち市町村は公法人格をもつ自治体であって、公選された市町村会議員をもって市町村会を組織し、地方公共の事務と条例・規則を議決した。これらの議決事項は、また市町村会から選出される市町村長をもって執行されるなど地方自治団体たることが明確にされた。だが町村はまた地方行政機構の一員として国政事務の一部を行なう機関でもあったから、府県知事の監督を受けるなどの制約があり、完全な町村自治を認められたものではなかった。

精道村の誕生

政府は町村制の公布について同年六月、その施行に関する内務大臣訓令（第三五二号）を発し

町村の編成は資力を考えておよそ三〇〇戸ないし五〇〇戸をもって標準とすること、町村を合併するときはこれまた資力を考慮して大小・広狭をはかり適当に処分すること、府県は町村の状況をよく考えて民意にそむかない合併措置をとること、などが指示された。

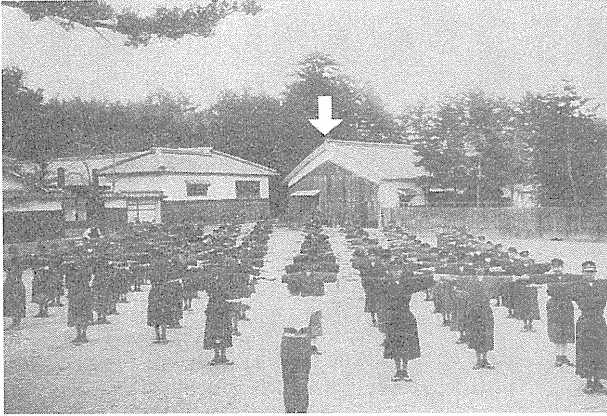


図253 精道小学校内に設置の精道村役場（大正3年撮影）

これによって芦屋村・三条村・津知村・打出村が合併して一村を形成し、精道校の校名をとって村名とすることになった。そのため深江村外三か村連合を解消し、戸長ならびに戸長役場も廃止されることになり、深江村は本庄村と合併をみた。

明治二十二年（一八八九）四月一日、町村制が施行されるとともに精道村が成立した。村役場は芦屋字樋口新田一九一五番地精道小学校の一部に設けられ、新村が発足した。

村会と議員・村長

町村制によると、町村内に居住する人はその町村の住民であつて、公共物や町村財産を共同で利用する権利があつた。同時に二五歳以上の男子で一戸を構え、二年以上その町村に居住して町村の費用を負担し、その町村内で地租もしくは直接国税年額二円以上を納める者は公民権を有し、町村の選挙に加わり、名誉職に任ぜられる権利とこれを負担する義務があつ

表39 歴代精道村村長一覧

代数	氏名	就任年月	退職年月
1	山村忠左衛門	明治22. 4	明治28. 7
2	天野小平次	〃 28. 9	〃 30. 4
3	山村伊左衛門	〃 30. 5	〃 34. 5
4	中島為次郎	〃 34.10	〃 36. 8
5	猿丸吉左エ門	〃 36.12	〃 39. 2
6	猿丸又左エ門	〃 39. 2	〃 40.10
7	阪本久七	〃 40.10	大正 1. 8
8	大利市右エ門	大正 1.10	〃 4.12
9	大杉岡藤右エ門	〃 5. 1	〃 6. 7
10	猿丸又左エ門	〃 6. 7	〃 9. 4
11	松井吉右エ門	〃 9. 7	〃 10. 5
12	杉岡藤右エ門	〃 10. 7	〃 14. 5
13	助野庄兵衛	〃 14. 6	昭和 2.10
14	猿丸吉左エ門	昭和 3. 2	〃 5. 4
15	天王寺谷忠左エ門	〃 5. 6	〃 6. 2
16	紙谷文次	〃 6. 8	〃 10. 8
17	山村伊左エ門	〃 10. 9	〃 11. 9
18	大利市右エ門	〃 11.12	〃 15.11

明治四十四年（一九一）の町村制改正によって任期四年と改められた。

議員の定数は町村の人口によって定められ、一五〇〇人未満八名、一五〇〇人以上五〇〇〇人未満二名であった。誕生当時の精道村は人口三千余人であったから議員数は八名であった。だがその後本村は急速に人口の増加がみられ、議員定数も大正六年（一九一七）一八名、同十四年（一九二五）二四名、昭和八年（一九三三）には三〇名となった。

た。

町村会議員の選挙には等級選挙といわれるように一級・二級の区別があった。選挙人中町村税を多く納める者のほうから税額を加算していき、全選挙人の納税額の二分の一にあたる者までを一級、残りを二級とし、選出された議員を一級議員・二級議員といった。そして選挙人は各級ごとに議員定数の半数を選挙した。町村会議員は名誉職で、その任期は六年であったから、三 년ごとに各級とも半数改選が行なわれたが、

選挙権はまた公民にのみ認められた権利であったが、大正十年からは公民権資格としての国税納付の要件がぞかれ、一級・二級の制が廃止された。さらに大正十五年、衆議員議員選挙法が公布されて普通選挙が行なわれることになって、選挙資格に納税の有無が無関係となり、制限選挙といわれた従来の選挙制度が廃止された。

ところで精道村が誕生するにあたり、その準備は戸長役場と各村々の村会が担当した。すなわち、新村の発足を控えた明治二十二年三月の芦屋村会では、新村発足にともなう議員選挙費の予算計上がなされた。これによると、総額四〇円二五銭、これを芦屋村一七円九四銭七厘（二四七戸）、三条村二円六八銭八厘（三七戸）、津知村一円三銭八厘（一八戸）、打出村一八円三二銭（二五二戸）の割合で分担した。そうして四月一日、新村の成立にあたって、前深江村ほか三か村戸長久保平兵衛が精道村指命官吏に任ぜられて村長に就任し、新村の事務を管掌した。これと同時に村会議員選挙の事務が進められ、指命村長久保平兵衛を選挙掛長として選挙が行なわれ、四月二十五日当選者が告知されて新議員の選出が完了した。

村長は、村会で議員の中から選任されて村政を担当した。同時に村長は村会の議長をも兼ねた。したがって四月二十五日には新議員の選出も完了し、初代精道村長が村会において選任されるや、ここにはじめて村行政の第一歩が印されることになった。以後昭和十五年（一九四〇）十一月十日の市制施行に至る半世紀の間、村政の中心となった歴代村長は第39表のとおりである。

郡制の変遷

明治十一年（一八七八）七月の郡区町村編成法によって、地方行政区として復活された郡制が、同二十三年（一八九〇）五月府県制とともに法的に制度化され（法律第三六号）、行政機関として一層整備されることに

表40 武庫郡費の精道村分賦額

	精道村 円	郡内町村 分賦額計 円
明治29	48,094	971,110
34	101,980	2460,110
39	144,000	4300,000
44	98,000	3366,000
大正 5	161,000	3292,000
8	190,000	6558,000

〔「武庫郡誌」による〕

なった。これによると、郡長に官吏をあて、公選の郡会議員をもって部会を組織し、町村の上に位置する自治団体として自治制がしかれた。

この郡制は明治二十七年七月一日から施行されたが、兵庫県ではこの年四月一日、武庫部・菟原郡・八部郡の三郡を合し、その区域をもって新たに武庫郡となし、郡役所を西宮町においた。そうして郡制施行の日である七月一日からは、管下町村選出による部会議員をもって郡会を組織し議決機関とした。

郡会議員は大地主選出議員と町村選出議員の別があった。このうち大地主選出議員は、郡内において町村税の賦課をうける地価総計一万円以上の大土地所有者の互選により選出され、その定数は郡会議員定数の三分の一と定められ、当時六名であった。町村会選出議員は各町村会で選出されたが、その数は町村一名とされ、武庫郡では二〇名であった。二十九年八月十五日には、精道村最初の選出郡会議員として塚本善次郎がえらばれた。議員の任期は六か年、三年ごとに各半数が改選された。ついで三十二年郡制の一部改正(法律第六五号)により、議員の選出は一定の選挙資格を有する町村公民の選挙によることとなり、同時に任期も四年に改められた。武庫郡ではその後郡勢が進展し、大正八年からは議員一名が増員され、定数二七名になった。

この間にあって、府県・町村では自治が進展し、また独自の権限が認められるなどして郡制の機能がうすれていった。そこで大正十年（一九二一）四月二十日法律第六三号をもって、同十二年四月一日郡制の廃止が公布さ

れ、郡は自治体としての機能を消滅することになった。さらに同十五年六月三十日には郡長ならびに郡役所も廃止されるに至った。右の間、郡役所の経費は管下町村の分担金などによってまかなわれた。そこで本村が分担した郡費支出額を示すと第40表のごとくである。

区長の設置

町村制が実施されて代議制がとられ、町村会が選任する町村長が施政にあたることとなつて自治の進展がみられることになった。だがこの町村制はプロシヤの自治村落制案をもととしたものであつたから、同国の町村自治法によるものが多く、必ずしもわが国の実情にふさわしいものではなかつた。

町村制の施行によつて成立した町村共通の悩みの一つは、新村と旧村との違和感にあつた。つまり新町村の多くは、それ以前にあつては独立した一村として永い伝統と独自の村風をもつた幾つかの村落の集合体であり、旧来の権威と地位を否定した上に形成されたのであつた。したがつて旧村は制度的には否定されても、村民個々の生活の場としてその実態を保つていた。そのため、新村の発足以来、村政の施行上さまざまな支障や問題がひきおこされた。そこで、このような障害をのりこえ、新村と旧村を結ぶパイプ役として設置をみたのが区長の制であつた。

明治三十一年（一八九八）十月十八日、本村では区長の設置が決定された。これによると、旧芦屋・三条・津知・打出の各村の村区域を行政区とし、各区に区長ならびに区長代理者をおくことにした。ただし旧打出村は大村であるためこれを二区に分けて打出区・打出西区とした。そうして区長・区長代理者は村会によつて選出され、村長の指揮にしたがつて法令規則の伝達、道路橋梁の改築修理など、村行政事務の一部を分担するとともに、区

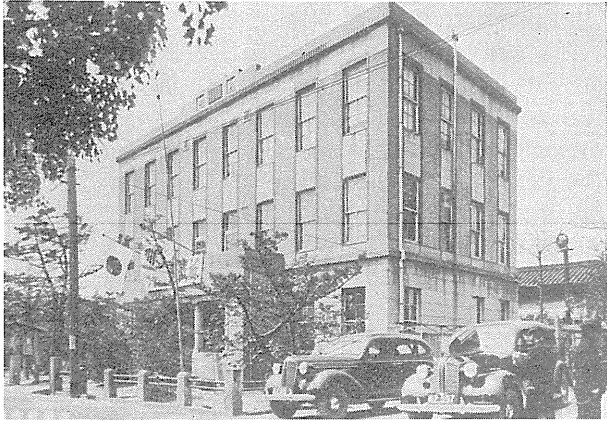


図254 市制施行前後の精道村役場

内を代表し、区内の固有事務いっさいを監修管掌するものとされた。こうして村政の円滑な施行がはかられることになったが、区長制度はその後永く命脈を保って、太平洋戦争下には部落会と併用され、昭和二十二年（一九四七）に至り廃止された。

役場の新設

精道村の成立によつて芦屋字樋口新田一九一五番地、精道尋常小学校内に村役場がおかれた。この校舎は明治十九年（一八八六）に建築された木造平家建七教室一棟であり、開校は九月であつた。当時の生徒数一四〇名であつたから、二十二年四月一日の精道村成立当時はなお若干の空教室もあつて、村役場とされたのであつた。この月末には本村最初の村長も定まり、吏員三名、使丁一名をもつて役場事務が進められた。その後小学校では児童数も増加し、一方役場事務も追々と増し、専用役場庁舎の必要に迫られた。そこで二十八年、開森橋西詰の旧芦屋小学校で人口も増加の一途をたどり、役場事務も増大して庁舎が手詰まになつた。さらに役場建物は建設以来二十余年を経たため腐朽がひどく危険でもあつた。そのため大正六年度（一九一七）において改築することに決し、

その間しばらくは旧芦屋川改修事務所を役場に使用すべく同三月二十八日移転した。ところがこの改築計画は財政事情その他で変更され、仮役場に使用中の旧芦屋川改修工事々務所（遊園地内）北側に改めて新築することになった。しかし、この場所は使用不可能となったから、改めて樋口新田一九一六番地を役場新設敷地と決定したが、それは大正十一年（一九二二）七月二十九日であり、最初の改築決定以来すでに五年が経過した。したがってこの間は、役場は再三所々へ移転するなど不便な時代であった。すなわち、六年三月に移転した旧工事々務所も狭隘不便であったから、八年からは再び精道小学校々舎の一部を仮役場に使用した、だが小学校においても児童数の増加によって校舎の狭隘をきたし、ために役場は立ちのきを迫られる状態であった。

かくして十一年七月、前記のように新築場所が定められて工事に着手、翌十二年六月芦屋字樋口新田一九一六番地の現在地に新役場庁舎が竣工落成し、仮役場からの移転が直ちに行なわれて、同四日から新庁舎での役場事務がはじめられた。こうして幾度かの転変を繰り返して新設された庁舎は鉄筋コンクリート造三階建、敷地面積五七二・四八坪、建坪六六・〇一坪、二階・三階床面積合わせて一一三・七六坪、延面積一七九・七七坪、総工事費およそ六万三〇〇〇円、当時日本一の村役場と称された。

一一 交通通信機関の発達

国鉄の開通と芦屋の石材

明治二年（一八六九）十二月、政府は東京・京都（中仙道経由）間、東京・横浜間、京都・神戸間、琵琶湖・敦賀間の鉄道建設を決定した。ついで翌三年七月から新橋・横浜間と、大阪・神戸

表41 芦屋市域鉄道用地調 (国鉄総裁室文書課所蔵「鉄道寮事務簿」(鉄道院文書)
明治8年3月大阪神戸間鉄道用地調査による)

年次	地目	三条村		芦屋村		打出村		計	
		面積	代金	面積	代金	面積	代金	面積	代金
明治 4	田	反 5.5021	円 275.5579	9.405	547.3147	16.917 (12.415)	985.8539 (351.714)	31.8241 (12.415)	1808.7265 (12.415)
	畑	—	—	3.412	147.3009	5.422 (5.422)	225.5207 (112.551)	8.904 (5.422)	372.8216 (112.551)
	計	5.5021	275.5579	12.817	694.6156	22.339 (17.837)	1211.3746 (464.265)	40.7281 (17.837)	2181.5481 (124.966)
明治 7	田	.222	5.334	9.028	287.299	16.506	516.830	25.826	409.463
	畑	—	—	2.125	39.287	9.6053	248.502	11.8003	287.789
	計	.222	5.334	11.153	326.586	26.1113	765.332	37.6263	697.252
計		5.7241	280.8919	24.970	1021.2016	48.4503 (17.837)	1976.7066 (464.265)	78.3544 (17.837)	2878.8001 (124.966)

(注) () は返還分を示す

間の測量がはじまり、四年からは鉄道敷計画地の買収が進められた。本村もまた、この鉄道が横断する計画に含まれており、同年から沿線村である芦屋・打出・三条村において用地の買収が行なわれ、第41表にみられるごとく、広範な用地が提供されたのである。

用地の買収と併行して鉄道敷設工事も進められ、四年九月には鉄道トンネルの初めとされる石屋川トンネルが完成した。また本工事中の難工事であった芦屋川トンネル工事も六年六月には八分どおりの進捗がみられ(鉄道院文書)、

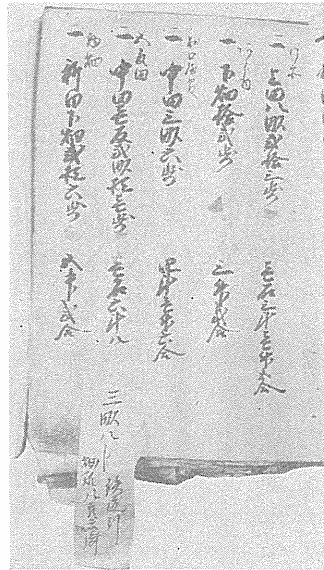


図255 文政3年名寄帳部分 (旧三条村共有文書)

七年五月に至って大阪神戸間全線工事が完成した。そして同月十一日開業試運転を行なつて、翌十二日から営業が開始された。

鉄道敷や駅舎建設に用いられた多量の石材は、はじめ石材の産地として知られた小豆島・家島など、瀬戸内

の諸島から遠く海路はこばれていた。そのため天候による輸送上の障害がしばしばみられ、工事の進捗に支障はさげがたかった。

そこで安定した石材確保の必要から沿線村々の石材調査を行な

い、「菟原郡打出村御林内の石材は症合（しょうあひ）もよろしく、入費も格安」

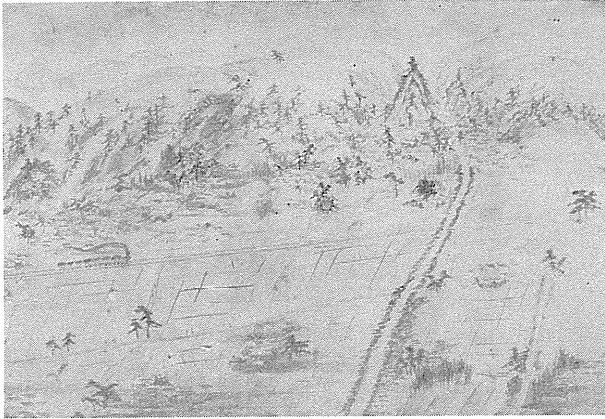


図256 汽車が走る芦屋地方の田園風景画（明治初期）

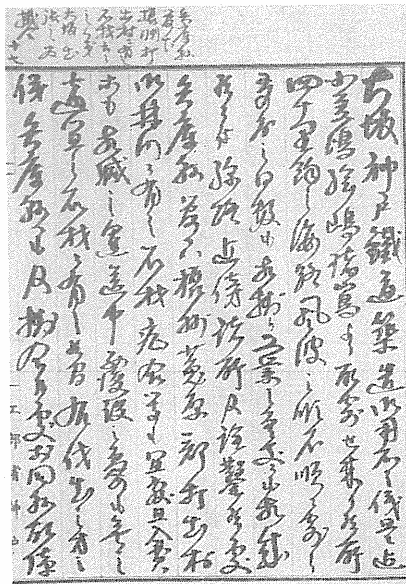


図257 打出村石材の文書

「鉄道院文書」（国鉄総裁室文書課所蔵）

表42 芦屋山伐出し荒石値段

石材容積	値	段
一才より 三才まで	一才につき	八・〇銭
三才より 六才まで	同	九・五銭
六才より 九才まで	同	一〇・五銭
九才より 一二才まで	同	一一・五銭
一二才より 一五才まで	同	一三・五銭
一五才より 一八才まで	同	一五・〇銭
一八才より 二一才まで	同	二一・〇銭

(井床利兵衛文書による)

に入手できるとして、以後の工用石材はこれによることになった(鉄道院文書)。もともと芦屋地方は早くから良質の石材が得られたところである。たとえば江戸時代の初期、大阪城が徳川氏の手で再建された当時、雄壮巨大な城石の多くは芦屋の山地で伐り出され、幕藩支配の礎石に用いられた。したがって、このたびの鉄道工事に使用される石材の採取計画が変更され、当地方に求められたことは至当であって、むしろ当局者の事前計画の不備でもあった。

こうして阪神間鉄道工用の石材は多く打出・芦屋村の山から供給されることになり、原石の伐り出し、加工・運搬は三条村の井床利平治が請負ったようである。そのためか同家には「鉄道御用石」関係の記録帳簿が数多くみられる。そこには「先般より芦屋領山に於て荒石伐割御用仰せつけられ、有難く御用相勤め罷在候」といった明治五年の請書がみられるところから、すでに五年ごろには当地方での石材搬出がはじまったとみられる。そうして、伐り出された石材は線路用はもちろん、三宮・西宮・住吉の各ステーション用としても多量に搬出されたが、それらの全数量はわからない。だが、当時鉄道用として供給された芦屋石の値段については、七年八月、大阪鉄道寮役所から指定された「荒石直段書」がみられる(第42表)。

また、芦屋石の用途は阪神間鉄道工事の完成で終わらず、大阪・京都間鉄道工事（明治六年十二月着手、同九年九月完成）にも用いられた。同記録中の「石材運送直段書」の一条に、「芦屋山より吹田村山崎間」とみられるように、遠く山崎・吹田方面への搬出がなされたのである。



図258 国鉄芦屋駅（昭和初期）

芦屋駅の設置

開通当時の駅は大阪・神崎・西宮・住吉・三宮・神戸の各駅のみであったから、芦屋地方のひとつとは人力車や徒歩で西宮駅か住吉駅に行き乗車するという不便さであった。そのため、村内に駅の設置を望む声がその後しだいに高まった。明治四十年（一九〇七）精道村内に駅を新設することを当局に願うこととなり、停車場新設用地三千坪、ならびに普通建物を地元負担として寄付することを十二月二十一日の村会において決定し、直ちに出席した。これに対し、四十三年七月八日付をもって、西部鉄道管理局から地元負担につき次のような回答が示された。

- 一 停車場新設所要敷地 三八〇〇坪
- 一 普通建物費 七七二七円

右の回答は本村出席時の地元負担条件と大きく相違するもので

表43 芦屋駅乗降者・運輸収入調

年度	種別	一日平均乗降人員	一日平均運輸収入
大正	2年	80人	16円
	3	75	16
	4	105	21
	5	132	33
	10	1,141	270
昭和	元	4,433	568
	5	5,483	743
	10	9,507	1,128
	11	9,979	1,202
	12	9,545	1,229
	13	9,798	1,328
	14	10,464	1,298
	15	11,455	1,334

(国鉄芦屋駅所蔵「芦屋駅乗降者調べ」による)

ので直ちに用地三千坪の買収が進められて、駅舎の建設がみられることになった。

こうして大正二年八月一日、芦屋字芦原の地に芦屋駅が新設され、村民多年の宿願が実現し、交通の便が得られることになった。開設当時の乗降者は微々たるものであったが、年を追って増加した(表43)。これにとまな駅舎も拡充され、大正十一年十月二十一日からは現在地に移転し、翌十二年一月二十日には南口乗降改札口が設けられた。大正十五年十一月十五日から灘・神崎間が複々線化されて運転列車回数が増加し、駅務も一段と繁劇を加えた。また昭和九年七月二十日からは吹田・須磨間が電化されて、電車の運転が開始されいっそう利便が加わった。

あったから、改めて本村からはたんに金一万五千円のみを寄付とすることが願ひ出された。さらに四十五年五月、新駅の早期実現をはかるため、用地二千坪、金一万円の寄付が出願された。これに対する回答は用地三千坪、金一万円というものであった。本村はこの条件を受け入れ、早期実現方を要請した。こうした経過ののち、願ひ認められ、同年内に工事着手の内示が下された

阪神・阪急電車の開通

当地方には明治七年五月、いち早く官設の鉄道が開通したことは前述のとおりである。ところが明治十年代に入ってから関西地方では、民間の鉄道会社が相ついで設立された。ついで二十年五月十八日に私設鉄道条例が公布され、政府が私設鉄道の施設を積極的に奨励する意向を明らかにしたため、私鉄

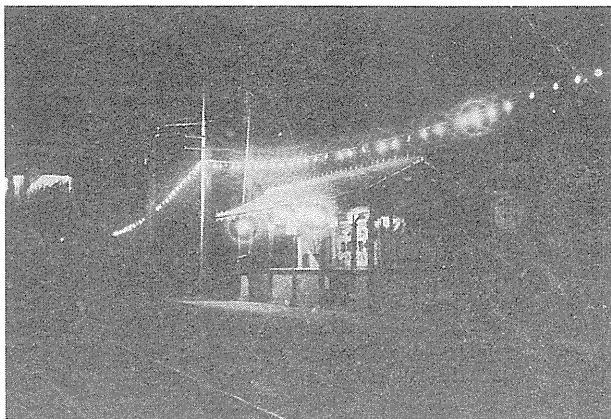


図259 開通時の阪神電車芦屋駅

経営はますます盛況を示し、小資本による私設鉄道会社が設立されていった。しかしながら、その後の日清戦争後の不況によって、三十年代に入ると中・小資本の私鉄会社が次第に合併整理され、小資本から大資本による経営への移行がみられることになった。

このような状況の中で、二十六年ごろから神戸・大阪間の電気鉄道の設置が計画された。三十二年六月には摂津電気鉄道株式会社が設立された。同社は翌月社名を阪神電気鉄道株式会社と改称し、神戸・大阪間の電気鉄道敷設を進めた。三十八年敷設工事が完成し、同年四月十二日には梅田（現在の出入橋）・三宮間に電車が運転された。村内には打出・芦屋の二停留所が開設されたので、以来、大阪や神戸に至る交通はすこぶる便利になった。これは国鉄芦屋駅の開設に先きだつた八年のことであつて、以後の本村

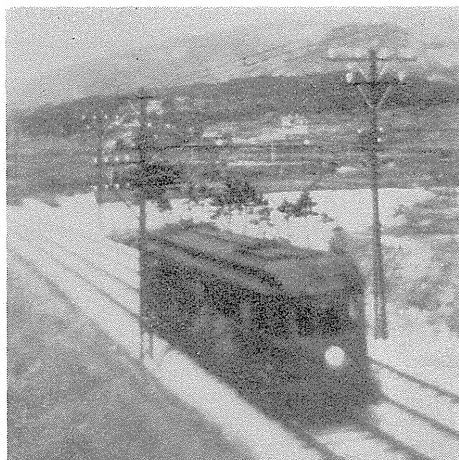


図260 開通当時の阪急電車（大正9年）

の発展に重要な役割りを果たすことになった。

また大正九年七月十六日には、阪神急行電鉄株式会社（現在の京阪神急行電鉄株式会社）による神戸本線（梅田・上筒井間）が山手地区を縫って開通し、芦屋川停留所が開設され、山麓ぞい村民の利便が高められた。

こうして当地方は大阪・神戸二大都市を結ぶ鉄道交通機関が三路線市域を通過することとなった。そして市域の北部には阪急電鉄芦屋川駅、同中央部には国鉄芦屋駅、南部地域には阪神電鉄芦屋および打出停留所がおかれて、周辺地域の交通の要かなめとなった。さらにこれらの交通施設は、たんに交通面での拠点とも

なっただけでなく、ここを中心にした各地区の住宅化が進められることにもなって、新たな村勢発展の基軸ともなったのである。

里道の整備と道路交通

国鉄芦屋駅の開設をみた翌大正三年四月、本村では村内里道の改善整備を進めるために「里道修築規程」を設け、四年から実施した。この規程によると里道を一等から四等に区分認定し、等級による改修・修繕工事費の支出区分を明らかにした。また同時に、里道の新設、改・修繕に要する用地は関係受益者がこれを負担提供することが定められた。こうして新たに認定された各等道路と、改・修繕費の支出区分は次

のとおりであった。

一等路線

- 芦屋車谷から海岸まで、但し芦屋川東手
 - 精道村旧国道（打出・芦屋・津知全部）
 - 鉄道前芦屋駅に通ずる路線
- 工事費負担の割合　村五分　関係部落五分

二等路線

- 打出親王塚より海岸まで
 - 岩ヶ平より海岸まで
 - 芦屋川東西遊園地山芦屋より海岸まで
 - 永代橋通り
- 工事費負担の割合　村費四分　関係部落六分

三等道路

- 打出海岸通り森具界より芦屋界まで
- 浜芦屋海岸通り打出界より深江界まで
- 津知より三条まで



図261-(1) 芦屋遊園地内を走る人力車（大正初期）

○東芦屋より打出宮川に通ずる路線

○カイモリ芦屋より三条まで

○浜芦屋より茶屋芦屋へ通ずる路線

工事費負担の割合 村費三分 関係部落七分

四等道路

○以上路線のほか全部

工事費負担の割合 村費二分 関係部落八分

右のように里道（村道）の重要度に応じて等級に区分し、改・修繕費の支出区分を明確にした本村では、以後この規程を適用して村内里道の改善整備につとめた。その後大正十年十月からは、耕地整理の進行にともなう区画道路の新設、住宅の増加による里道の増加に対処するため、村費による「修路工夫」一名を常置して、里道の維持と管理をはかった。

里道の改善整備が進められる一方では、国道の整備もみられた。そうして昭和年間に入ると、本村にも道路交通機関としてのバスが運行されることになって、一段と交通の便益が得られることになった。ま

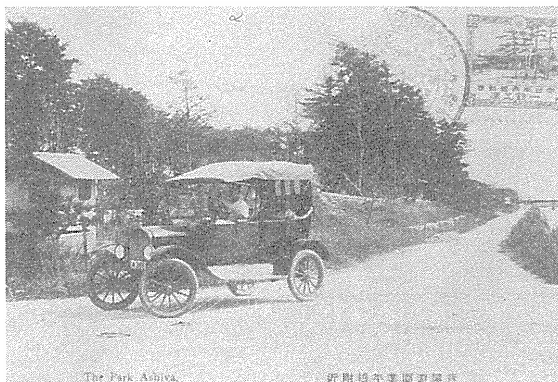


図261-(2) 芦屋遊園地内を走る自動車（大正初期）

ず昭和二年四月には阪神国道が開通した。これは幅員一五間（約二七呎）の舗装道路で、阪神間の交通に画期的な便益をもたらした。ついで同年七月一日からは、この道路上に阪神電鉄会社の経営による阪神国道電車が開通し、村内に山打出・芦屋川・津知の三停留所がつけられたので、市域の交通はより一層便利となった。

さらに三年四月一日からは阪神芦屋バスが、ついで七月二十八日からは阪急バス（のち阪神合同バス）が運行されたが、その路線は芦屋川の東堤塘上を南北に、山麓から海岸を結ぶものであったから、これまた市域の交通上格段の便利をもたらすことになった。また四年四月一日からは阪神国道バス、六年十二月十五日からは尼崎・大石間の旧国道にバスが運行されて、バスによる他市域への交通が可能となるなど、村民の日常生活と密着した交通機関が急速に発達した。このように村内の各所をバスが走ることにともない、昭和九年からは旧国道の路面舗装がはじめられ、道路整備も新たな段階をむかえた。

したがって、大正三年にはなお二〇台みられた人力車も、昭和六年にはわずか八台に減じ、かわって四台であった自動車が九四台に激増し、貨物自動車も同年には一五台をかぞえるに至った。さらに自転車にいたっては同じく二八七台から二五五七台と飛躍的に増加し、ほぼ



図262 芦屋郵便局（昭和初期）

二世帯に一台の割合で普及した。これに反して牛馬車は一七七台から九五台と半減し、各種荷車はかえって三〇四台から三三二台に増加している。交通機関の発達と道路の整備がもたらした市民生活の変化が如実にうかがえる。

郵便局と郵便

本村の郵便物は明治以来、御影郵便局または西宮郵便局が集配を担当した。この間、大正元年（一九一二）八月一日から無集配郵便局がおかれることになり、芦屋字樋口新田一九一四番地の二に局舎を設け、兵庫県芦屋郵便局と称して窓口事務を開始した。だがこの局は無集配郵便局であったから、郵便物の取集めと配達はお西宮局が行なった。ついで大正三年九月十七日には局舎を樋口新田一九一八番地（当時村有地）に移し電信・電話業務もこの年から開始した。これにともない局員も通信事務員男子一名・女子七名（開局当時一名）、その他二名の計一

〇名になった。

さらに翌四年七月十一日からは集配普通三等郵便局となり、集配区域精道・本庄・本山の三か村の集配業務が開始され、村民の利便が得られることになった。このため局員も通信事務員男子五名・女子七名、集配人八名、

表44 郵便の増加

種 別 年 度	通常郵便		小包郵便	
	引受	配達	引受	配達
大正5年	172,148	690,626	4,581	12,131
“ 7年	1,256,073	1,683,284	11,914	25,551
“ 8年	1,261,326	3,628,052	9,811	27,332
“ 10年	2,152,839	3,897,968	13,227	39,143
昭和元年	2,095,594	3,655,390	23,285	66,818
“ 6年	3,398,159	5,535,652	27,554	85,370

通送人一名、計二一名に倍加された。以来集配区域の発展にともない各種郵便物の取扱量が急速に増加した。そこで大正八年九月二十六日二等郵便局に昇格され、芦屋郵便局と称して大阪逓信局の管下に属する官設郵便局となった。そうして局員も定員四二名とされた。さらに昭和二年一月一日からは定員一〇〇名、同五年一月十六日、一五〇名に改められた。このように局員定数の増加がみられたことは、第44表にみるごとく、取扱郵便物が急激に増加したことによった。

また大正十四年八月一日には、芦屋字船戸一九二番地に兵庫県東芦屋郵便局が開局されて窓口業務のみがはじめられた。ついで同局は昭和二年三月二十一日から芦屋字芝ノ欠一〇番地の二に移転開局し、兵庫県上芦屋郵便局と改称した。さらに同年六月二十一日には兵庫県打出郵便局が打出字小槌一番地の七に開局、ついで同八年六月十一日からは兵庫県津知郵便局が三条字五反田七三番地で開局されるなど、無集配郵便局がつぎつぎに開局されて、村民の便利が得られることになった。また昭和十一年三月十一日には兵庫県芦屋駅前郵便局が芦屋字芦原一一三五番地に開局された。

電報と電話

電報業務は前記のように大正三年三月三十一日から芦屋郵

表45 電報・電話の増加

種 別 年 度	内 国 電 報		外 国 電 報		電 話	
	発 信	着 信	発 信	着 信	月 日	加入者数
大正 5 年	5,326	8,791	77	98		
“ 8 年	15,414	23,641	103	235		232
“ 10年	17,243	26,855	198	355		347
昭和元年	29,203	46,053	453	1,070		897
“ 5 年	31,633	49,817	513	731	2. 2 10.16	1079 1670
“ 8 年	32,427	53,841	508	702		1972

便局で発信のみが扱われたが、同四年、同局が集配業務をはじめるとも
ない受信―配達業務を行なうことになった。だが当時は取扱い数も微々た
るもので、大正四年には一日平均一九通にすぎなかった。その後は第45表
のように取扱い数も急増し、昭和十四年には年間取扱い数一三万通をこえる
にいたった。

電話業務の開始は大正三年十一月で、無集配芦屋郵便局で磁石式による
電話交換業務がはじめられた。これ以前の交換局は西宮郵便局であつた
が、本村では明治三十七年に猿丸又左エ門が自宅へ架設したのが最初とい
われる。だが芦屋郵便局で電話が交換されると加入者が三二名みられた。
その後、同八年九月三十日には百回線単式交換機三台を備えるなど、局側
による設備の充実と相まって加入者が表45のごとく増加をきたし、昭和二
年には一〇四七に達した。このような加入者の増加により、従来の施設で
はどうてい交換業務の万全が期しがたいことになり、ために自動式交換に
きりかえられることになった。そこで同四年には電話事務室が新設され
て、翌五年二月二日から磁石式を廃して共電式にかえ、自動交換方式によ
る交換業務が開始された。その後も加入者は増加の一途をたどり、昭和八

年には加入者総数一九七二人、その普及度は三・三世帯に一台の高さに達したのである。

三 村勢の發展充実と住宅地芦屋の形成

住宅地芦屋の形成

維新以来政府は諸制度を改善改革して旧弊を一新し、地方行政機構を整備するとともに殖産を奨励して興業をはかり、富国強兵を推し進めて近代国家の形成を急いだ。こうして新たに形成された日本資本主義經濟機構は、日清・日露の二大戦争を経て飛躍的に成長發展を遂げた。維新以来近代都市として新たな發達をはじめた大阪・神戸の両都市は、日本資本主義經濟の成長と發展の主要な舞台となり、目ざましい繁栄をみることになったが、そのいちじるしい發展の要因の一つは交通の發達にあつた。

ところで精道村は、これら二大都市のほぼ中間に位置する。このため大阪・神戸が近代都市として發展するにともない、しだいにその影響をうけていった。とくに明治七年五月阪神間に鉄道が開通し、また、同三十八年には大阪・神戸間に電鉄が開通して、阪神間の交通が一段と發達整備されたことにともない、精道村の地は、近郊住宅地として恵まれた条件をもつことになった。

明治三十八年四月阪神電鉄が開通すると、阪神芦屋駅付近の芦屋川扇状地を中心に、大阪・神戸の実業界紳商の邸宅が建ちはじめた。ついで四十年には、大阪府立高等医学校校長佐多愛彦が、その専門とする結核病理学の立場から、芦屋山手地帯を阪神間第一の健康地としてみずから別荘を建て、松風山荘住宅地の基をひらいた。さらに大正二年八月一日には国鉄芦屋駅が開設、同九年七月十六日には阪急電車の開通によって芦屋川停留所が開設

表46 地区別地目変換件数面積調

年次	地区	三 条	津 知	芦 屋	打 出	計
明治 37~40		43	3	37	32	76
		349	242	22,201	15,978	38,770
41~43		2	1	136	99	238
		344	100	70,700	51,444	122,588
大正 44~ 3		6	1	83	61	166
		928	93	10,754	11,547	23,322
大正 4~ 6		1	9	60	49	119
		136	1,192	9,175	8,831	19,334
7~ 9		5	3	172	61	241
		334	336	35,042	10,591	46,303
10~12		10	2	248	144	404
		1,435	257	58,471	39,410	99,573
13~15		3	18	113	42	176
		1,298	5,552	23,215	8,666	38,731
計		31	37	849	503	1,420
		4,824	7,772	229,558	146,467	388,621

(注) 上段件数、下段坪数

(明治37年~大正15年「土地移動通知書綴」による)

されるなど、大阪・神戸二大都市との交通がますます便利になったので、山手芦屋の丘陵地帯にも邸宅建設が広がり、芦屋川を中心にした宏壮な住宅街が形成されていった。

地目変換からみた住宅地化

このように、資本主義経済の発展にともなって精道村は急速に農村から大都市

近郊の住宅地へと変貌していった。このような農村から近郊住宅地への変貌過程を、地区別土地利用の変化からみようとして作成したのが第46表である。すなわち土地の地種変更―農地から宅地への転換から住宅地化の状況のみようとしたものであるが、資料の制約もあつて、すべての変換を集計したものでなく、年次も大正十五年を



図263 旧三条村からみた精道村風景（明治末年）

限った。したがつて概括的なものとなつたが、変貌の概要はこれによつて知られるであろう。

この表でまず知られる第一点は、明治から大正十五年にかけて地目の変換がとくにいちじるしく進行した地区は旧芦屋村、ついで打出村であつた。このような現象は、また精道村の住宅地化が右の順に行なわれたものとみてよい。これに反してこの時期における三条・津知の地目変換は微々たるものであつたから、当時なお農村としての形態が保たれたとみられる。そうして、このような地域差の要因としてあげられることは、交通機関の発達、とくに駅・停留所の開設時期と相関した。すなわち、阪神芦屋・打出停留所の開設は明治三十八年、国鉄芦屋駅大正二年、阪急芦屋川停留所は大正九年の開設であつた。地目の変換―住宅地の形成と交通機関の整備発達とは表裏一体をなしながら、芦屋の住宅地化

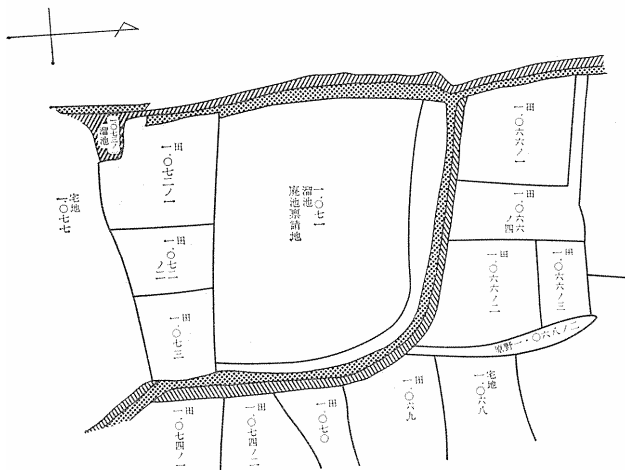


図264 芦屋字井ノ尻尾池稟請地付近見取図

は進んでいったのである。

この関係を端的に示す事実が、前記した旧芦屋村の地目交換の場合である。すなわち、表で知られるように芦屋地区の地目交換件数八四九件、同面積二二万九〇〇〇余坪に対し、打出地区のそれは五〇三件・一四万六〇〇〇余坪と格段の差がみられる。この両地区の差はまた芦屋地区に二か所の駅が開設されたのに対し、打出地区は一か所の開設という、交通機関の差によるものとみられるであろう。

農耕地の用途変更による減少ばかりでなく、こうした現象にともない、必然的に灌漑用池も消滅していった。一例として芦屋字井ノ尻の大字所有の溜池の場合をあげておこう(図264)。廃止の理由として「附近耕地ノ灌漑用ニ使用シ来リシガ、現今附近耕地ノ大部分住宅敷地トナリ、且ツ池水モ全ク

乾燥シ、溜池トシテ用途ヲ認メズ、土地ノ利用上廢止ノ上、住宅敷地トナサムトス」と村会で議決されている

(第二号議案大正十五年一月九日、可決、同
四・五郡長許可、指令武庫第一四六号一)。

山地の住宅化

次に地目の変換が行なわれた土地の種別についてみることにしよう。つまり変換によって宅

表47 芦屋・打出地区耕地、山林原野別地目変換件数・坪数

	芦屋地区		打出地区		計	
	耕地	山林原野	耕地	山林原野	耕地	山林原野
大正 7—9	101	55	54	3	155	58
	26,824	9,093	9,938	173	36,762	9,266
10—12	150	87	118	18	268	105
	37,028	20,320	32,372	6,053	69,400	26,373
13—15	92	21	40	2	132	23
	19,963	3,251	8,045	622	28,008	3,873
計	343	163	212	23	555	186
	83,815	32,664	50,355	6,848	134,170	39,512

(注) 上段件数、下段坪数

(「土地移動通知書綴」による)

地となった土地は、変換以前にはどのような地目であったか、この関係をみるために掲げたのが第47表である。この表が対象とする年次は大正七年から同十五年までである。これは大正七年以前の変換地については、本来の地目が不明のため除外した。第47表によると、意外と山林原野が宅地に変換されていることが注目される。この

ことは、住宅地芦屋の形成にあたって、その基盤に転用された用地は田・畑の耕地もさることながら、山林原野地が相当面積を占めていたことが知られる。したがって、本村が農村的形態を脱して住宅都市への変貌を示す過程において、土地の利用面においても画期的な転換がみられることになった。もともと山林原野は、農業生産のうえでは第二義的・従的な機能を果たすにすぎなかった。つまり生産性の面では田畑の比でなく、極めて経済効率の低い土地であった。しかしながら、住宅地という別の利用面からすれば、田畑に比してむしろ好適である場合が多い。このため、本村が阪神間における近郊住宅地として新たな発展への転換期を迎えるにあたり、阪神間第一の健康地として、歴史の舞台に登場することになった。

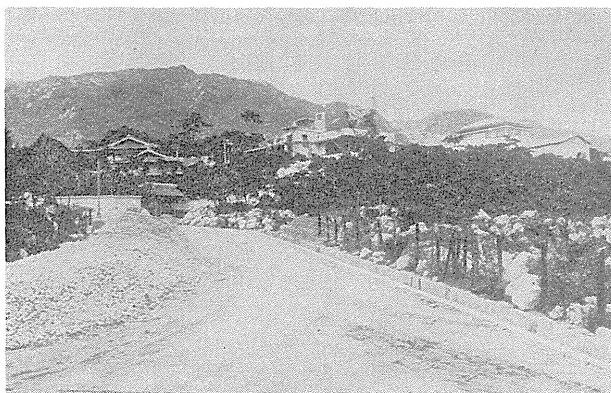


図265 造成中の六麓荘住宅街（昭和初期）

すなわち、芦屋川を中心にした住宅街の発展は早くも昭和初年ごろには飽和状態となり、市街地はひき続き打出丘陵地へ伸びはじめ、しだいに宮川上流の丘陵地へと発展していった。これとともに、剣谷国有林の緩傾斜地の払い下げを受けた株式会社六麓荘では、昭和四年（一九二九）土地区画整理の計画を認可され、この計画に従って高級住宅街を建設した。ここでは街路の完全舗装、電力・電話線の地下埋設、上・下水道から巡查派出所にいたるまで完備された、日本一と称された六麓荘住宅街が建設されたのである。そうして昭和十二年九月には、ここに国際ホテルも建設された。

右のように精道村が、日本の資本主義経済機構の発展からもたらされた大阪・神戸の大都市化と交通の発達に起因して、「生産の場」から「生活の場」への転換がみられ、新たな村勢の発展がもたらされた。一方、このような発展の中で、地元村民による住宅地形成のための努力も見のがせない。たとえば大正八年から十一年にわたり、区域を一二区に分けて一二回にわたり実施された土地耕地整理事業もその一つであって、これによって整然たる街路区画がつくりあげられたのである。さらに後述のごとく衛生環境の整備、警備体制の整備、生活環境の改善と整備、教育施設の拡充等々、住宅地芦屋

の形成と、生活の場としての環境整備がつきつきに進められ、村勢も大いに発展することになった。

戸口の増加

そこで、このような村勢の発展を、つきに戸数・人口の面からみることにしよう。すでに述べたように、阪神間交通機関の発達にともない、本村はいちやく近郊住宅地として新たな村勢の発展をみることにしたが、それは当然のことながらまず戸数と人口の増加をもたらした。そうして、これらの実態を知るためにつくったのが第48表と第49表である。このうち、まず第48表によって戸数の増加をみると、精道村発足当時の明治二十二年五九七戸であった戸数は次第に増加して、阪神電車の開通（明治三十八年四月十一日）から四年後の四十二年には七六二戸と、発足時の二割強の増加となった。このころから急速に進行した住宅化の結果、五年後の大正三年には一一三一戸とこの間に三六九戸、約五割の増加となった。この前年である大正二年八月一日に国鉄芦屋駅が開設され、さらに同九年七月十六日には阪急電車が開通して芦屋川停留所が設けられるなど一段と村内の交通が至便になり、大正十四年には三五八戸に達した。かように、目ざましい住宅戸数の増加は昭和年間に入りますますます顕著になり、六年後の昭和六年にはついに六〇一二戸に急増した。だが、このような急上昇も

表48 精道村の戸数

年次	戸数
明 22	597
27	608
32	630
37	639
42	762
大 3	1,131
6	1,427
8	1,937
10	2,400
12	3,057
14	3,598
昭 2	4,305
4	4,955
6	6,012
8	6,468
10	6,979
12	7,476
14	7,704

(市役所記録)

表49 精道村の人口

年次	人口	1戸当 構成員
明 22	3,285	5.50
27	3,324	5.14
32	3,426	5.44
37	3,452	5.40
42	3,904	5.12
大 3	5,298	4.68
6	6,517	4.56
8	8,666	4.47
10	11,216	4.70
12	14,915	4.88
14	19,257	5.26
昭 2	20,779	4.87
4	25,069	5.08
6	30,346	5.05
8	32,351	5.00
10	35,715	5.11
12	38,506	5.15
14	39,752	5.11

(市役所記録)

六年までであり、以後は年間ほぼ二百戸前後の一定した増加を示しつつ、市制施行の前年である昭和十四年十二月末日には七七〇四戸に達した。

右のような戸数の増加にともない人口数もいちじるしい増加をみた。第49表で知られるように、明治二十二年精道村成立当初三二八五人であった人口はその後同四十二年三九〇四人とわずか六百人ほどの増加をみたにすぎなかった。ところが五年後の大正三年には五二九八人と五年間に一三〇〇人の増加をみるように上昇を高め、同十四年には一万九二五七人に達した。ついで昭和二年(一九二七)には二万人台に達するとともにますます急増を示し、昭和十四年末には三万九七五二人と四万人台にせまり、精道村発足時の人口の一二倍に達したのである。

右のように、急激な人口増がみられた本村の地区ごとの人口増加はどのようであらうか。これをみるために作成したのが第50表である。この表については、大正十二年以前の地区別戸口が不明のため、判明の年次以降に限った。こうした表についてみると、村内ではまず旧芦屋地区において増加が最もいちじるしく、ついで旧打出もまためざましかったことが知られる。もともとこの両村は三条・津知に比して江戸時代から大村であり、たとえ

表50 地区別人口の推移

年次	打出	芦屋	三条	津知	計
大 12	5,034 (33)	9,045 (61)	642 (4)	194 (2)	14,915 ^{人%} (100)
14	6,014 (31)	12,020 (62)	872 (5)	351 (2)	19,257 (100)
昭 2	6,912 (33)	12,172 (58)	1,214 (6)	481 (3)	20,779 (100)
4	—	—	—	—	25,069 —
6	9,664 (32)	17,369 (57)	2,268 (7)	1,045 (4)	30,346 (100)
8	10,657 (33)	17,911 (55)	2,520 (8)	1,263 (4)	32,351 (100)
10	12,490 (35)	18,735 (52)	3,005 (9)	1,485 (4)	35,715 (100)
12	13,462 (35)	20,250 (52)	3,212 (9)	1,582 (4)	38,506 (100)
14	14,142 (35)	20,592 (54)	3,375 (7)	1,643 (4)	39,752 (100)

(市役所記録)

ば明治二十二年三月当時の戸数は芦屋二四七戸、打出二五二戸、三条三七戸、津知一八戸であった。したがって、精道村発足以後においても右のような状態は続いたであらうし、またそれは人口数においても表にみるごとく大きな差があったことは当然であらう。さらに前項でみたように、大正年間における地区ごとの宅地化の進行は芦屋地区が格段であり、三条・津知は微々たるものであった。した

がつて、このような宅地進行の関係は当然のことながら戸数・人口数に作用したばかりでなく、むしろ各地区間の差異・格差の拡大・不均衡をもたらすことになった。そこから第50表にみられるように芦屋・打出地区に人口が集中し、全人口の九割前後をこの地区が占めることにもなった。だが昭和期に入るとこのような関係に変化が生じ、表中の(一)内数字にみるごとく全人口に対する地区別人口構成比率の変動が注目されよう。すなわち、大正年間に六〇%以上を占めた芦屋地区が五〇%台に下降する中で、打出地区はほぼ横ばいを維持した。ところが、三条・津知地区は逆に年々上昇を示すことになった。かような比率の変動は、昭和期に入ってから宅地進行住宅化の舞台が新たに三条・津知方面へ拡大されたことのあらわれであり、住宅地芦屋の形成が新たな段階を迎えたことを物語るものである。

電灯の供給と普及　村勢の発長上見落しできないことの一つに電灯の導入と普及があり、これは電気鉄道の開通によってもたらされた。当時の私設電気鉄道会社の多くは、本来の電気鉄道経営と併行して、自社の余剰電力をもって沿線地域の電化を進め、家庭電灯の供給を行なった。明治三十八年四月、阪神間に最初の電車を運行した阪神電気鉄道株式会社では、電鉄の開通に続いて沿線一帯の地に電灯の供給と普及を開始した。これによって四十一年十月五日からは本村にも電灯が供給され、交通の便利に加え、さらに日常生活のうえで電灯の便益が得られた。

ところが、本村における電灯の供給は、たんに日常生活上の利便をもたらしたにとどまらず、近代的な生活要件の一つを本村が備えることにもなった。そうして、ここに本村から近郊住宅地へと転換し得られる新たな

表51 大正3年電力料金比較表

会社名	6W	10W	16W	従量 1kw時	計器 電気貸 付月1 ヶ月1 個
阪神電気鉄道	60 ^銭	85 ^銭	110 ^銭	20 ^銭	60 ^銭
阪神水電興業	50	70	90	8	50

(大正3年「精道村会議録」による)

な道がまた一つ開かれたのである。したがって、本村における電灯の供給は、交通の発達とともに、住宅地芦屋の形成を促す決定的かつ直接的な外的条件となった。こうして、四十二年には本村の戸数七六二戸に対してわずか八七灯の電灯が、大正元年には早くも一〇五一灯に増加し、同五年には三〇三六灯と目ざましい普及をみるようになった。

こうした普及をみる中で大正二年(一九一三)芦屋川上流に阪神水電興業株式会社経営の水力発電所が設けられ、本村に対して電力供給の申し入れがなされた。当時本村の家庭電灯の供給は阪神電気鉄道会社による独占事業の観があり、そのため電灯使用料は他地域に比して高額であった。また臨時停電などの際にも応急修理の方法がなく、ために、別にガスの供給を受け、あるいはランプの常備を要するなど、利用者の不便や不満が時にみられた時代であった。したがって右の申し入れを歓迎する村民もみられ、これらの代表者による受け入れの建議が、第51表のごとき両社の電力使用料金比較表を添えて村会に提出された。だが、芦屋川上流発電所はやがて阪神電気鉄道株式会社の経営に移った。

こうした電力供給事業が新たに計画されたことは、供給開始以来の本村需要が、先きに示したごとく急速に伸展したと無関係ではなかったに違いない。それは

とにかく、その後も電灯の普及はますます進み、大正八年には村内戸数一九三七戸に対して九六六灯と飛躍的な増加がみられた。

このように本村の電灯数が飛躍的に増加したことは、各家庭への普及もさることながら、また本村の住宅地化が急速に進行したという側面を示すものとみられる。そうして本村では、地域の住宅化にもなつて、村内の要所に街灯を備えて住民の利便に供し、電灯料金は村費をもつて支弁した。この村費支出による街灯設備を昭和六年についてみると、村内に設けられた電柱二二三本のうち二二七本に街灯を取り付けてあり、その地区別数量はつぎのようである。

浜 芦 屋	一〇	三 条	一三
古 新 田 区	五	前 田 区	一〇
芦 屋 区 南	一一	打 出	二〇
同 北	一九	翠 ケ 丘	四六
東 芦 屋	四七	浜 打 出	一五
上 芦 屋	二三	宮 川	八

なお、ガスについては大正元年八月二十九日、神戸ガス株式会社が容量五万立方フィートのタンクを打出に設置し、同年十一月から供給を開始した。

消 防

明治二十四年（一八九一）三月に設置された浜芦屋消防組は、郡内では最初の消防組であった。当

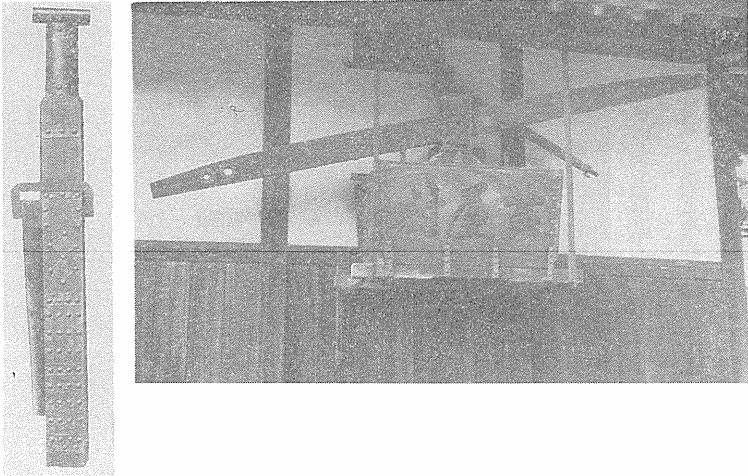


図266 (左) 竜吐水(小阪正一所蔵) (右) 旧芦屋村手押ポンプ(在芦屋神社)

初は消火器具として雲竜水が用いられたが、その後二十九年には竜吐水が購入された。ついで三十四年からは腕用ポンプにかわって消火能力が高められた。この年は打出消防組・西打出消防組が設立されて、地域の消防力が強化された。しかしこれら消防組はいずれもその地域の住民によって任意的に設けられた私設的消防組織であり、本村における公設消防組織の編成は大正年間にもちこされた。そのため、なおしばらくの間は、私設的任意の消防力に頼らなければならなかった。

公設消防組の設置については、明治二十七年に勅令をもって消防組規則が公布された。この消防組は府県知事の管掌下におかれ、施設・警備のための経費はすべて市町村の負担とされたが、消防組員は無給の奉仕をするものと定められた。

このような公設消防組の本村における設置は大正四年のことである。同年は大正天皇の即位大典がみられた年であ

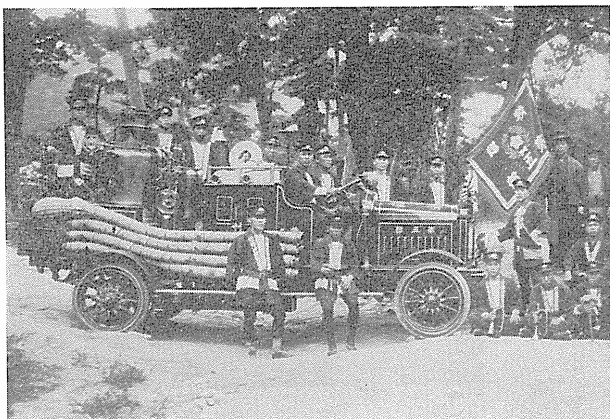


図267 大正7年に設けられた山芦屋消防組（第5部）

六月七日には茶屋芦屋・山芦屋・三条・津知の各私設消防組を公設にきりかえ、精道村第八部・第九部消防組とした。

り、本村ではこの大典を記念して従来の任意消防組を公設にきりかえ、その統一と改善をはかることにしたが、これは前年の村会での決定事項の一つであった。これによってこの年まず芦屋消防組を公設にきりかえ、その名称は精道村第一部消防組とされた。同時にこの消防組の分担する区域を従来どおり芦屋浜町二五〇戸とし、消防手定員五〇名・小頭二名をおいて統轄せしめるなど組織が決定され、組頭は村長または助役があたるとした。こうして精道村公設消防組の設置をみるようになったが、消防器具・施設はこの際新調せず、従来ものを転用することになった。すなわち消防建物二棟（八坪）、ポンプ一台、鳶口二五、高張二、旗一、纏一、バイ綱一、提灯五〇であった。

ついで翌五年には打出・西打出消防組を公設にきりかえ、精道村第二部・同第三部消防組とした。さらに大正七年（一九一八）

六月七日には茶屋芦屋・山芦屋・三条・津知の各私設消防組を公設にきりかえて、精道村第四部・第五部・第六部・第七部消防組と改称した。また同九年一月四日東芦屋消防組、同十年一月七日西芦屋消防組を公設して精道

ここに公設精道村消防組がすべて設置をみ、翌十年九月、自動車ポンプを購入して消防施設と能力の向上をはかった。そして昭和六年ごろには自動車ポンプ三台、ガソリンポンプ七台、消防組員三四八名と大幅な充実がみられた。さらに昭和十四年ごろの精道村消防施設は自動車ポンプ八台、ガソリンポンプ一台に強化され、組員も三六〇名おかれた。

ところが昭和十四年（一九三九）一月二十四日、勅令第二〇号をもって警防団令が公布され、従来の消防組を解消して、新たに警防団を組織せねばならなくなった。これは、昭和十二年七月七日に勃発した日華戦争の長期化と激化にともない、戦時体制への一環として、防空警防の重要性からとられたものであった。これによって精道村消防組が解消され、四月から精道村警防団として発足することになった。なお消防組と同時に精道村防護団も解消されたが、この組織は、昭和九年七月二十六日から三日間を要して行なわれた近畿防空演習参加を契機に、村内の衛生組合の区域を単位に一分団とし、合計一三分団をもって精道村防護団を結成したものである。

こうして昭和十四年五月十五日、精道尋常高等小学校において精道村警防団の結団式が行なわれて発足した。この組織は、第一分団（打出一円）、第二分団（打出以西、省線以南）、第三分団（打出以西、省線以北）の三分団をおき、各分団内では警備・消防・防毒・救護の四班がおかれた。団員七二〇名、分団に分団長一名、副分団長三、四名を配して、村長が団長を兼ね全団を統轄した。さらに団長を補佐する副団長を二名おき、警備担当・消防担当とした。

また別に常備消防班を設置して隊員二名、消防自動車ポンプ二台を配し、警防団ともども本村の防空警備、防

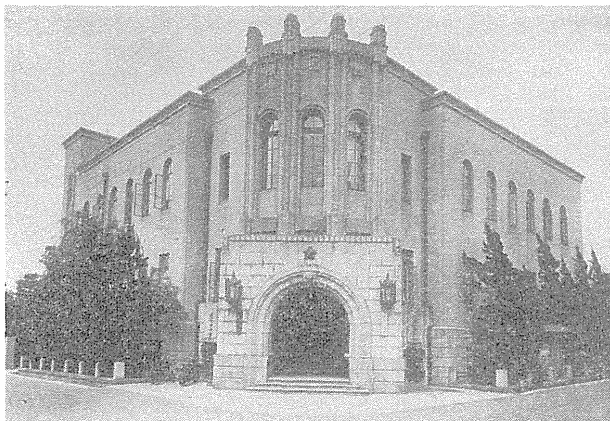


図268 芦屋警察署（昭和初期）

火に万全が期された。

警察

本村の警備機関としては、はじめ芦屋地区に芦屋巡查駐在所が設置されて精道村の警備にあたった。その後大正八年（一九一九）十月六日、今の精道小学校南手の芦屋遊園地の一角官有地に、当時の御影警察署に属する芦屋警部補派出所が新設され、精道村・本山村・本庄村三か村を管轄した。これは当時本村が阪神間の近郊住宅地として住宅化が進み、人口も急速に増加したため、警備力の強化をはかって設置をみたのであった。そのため本村からは、警部補派出所新設費として一万四千元を兵庫県に寄付した。

ところが本村はその後ますます村勢の発展がみられ、したがって人口もまた増加の一途をたどった。そのため村内各地に巡查駐在所が追々増設されて、大正十二年当時には打出・上芦屋・浜芦屋・国鉄芦屋駅前・三条の各駐在所が設置されていた。一方、このころから警部補派出所を昇格して警察署の設置を要望する声が高まり、大正十三年十月には、警察署の設置を望む建議書が村会に提出されるほどになった。また村においても、このような村情に促されて、警察署の早期設置を要望した陳情書を県に提出した。大正

十五年（昭和元）八月二十七日、兵庫県から、庁舎用地ならびに建設費一二万円の地元寄付を条件とする回答が得られた。

このような経過をたどったのち、昭和二年（一九二七）四月三十日、県告示第四三一号をもって芦屋警部補派出所は昇格して、芦屋警察署となり、多年の要望が果された。庁舎は四月十二日起工、八月上旬鉄筋コンクリート造三階建本館、ならびに車庫・官舎など付属建物が竣工落成した。総工費一〇万七五三円、なお本村寄付金一二万は、うち五万円村費支出、七万円は寄付金があてられた。

なお芦屋警察署発足当初の定員は警部署長以下三八名であったが、管内の人口増加につれて警察業務も増加をみることになり、同十五年五月一日には警部署長以下六五名の定員になった。

衛生施設の概要

阪神間第一等の健康地とされた精道村では、早くから村民に衛生思想の普及がみられた。

そのため衛生組合も早くから設けられて、各区一名の衛生組長をおき、二〇戸を一組として委員をおき、日常生活のうえで衛生面に注意がはらわれていた。それだけに、伝染病についても早くから意を用い、明治三十年代にはいち早く伝染病舎を芦屋字平田四二三番地の一に設け、大正七年近代的な伝染病院として新築された精道病院の基礎がつけられた。

村立伝染病院は、大正五年十二月七日兵庫県の認可を得て、翌六年一月四日起工、同年六月には早くも一部事務室ができあがった。ついで七年には、敷地面積一二四二坪、建坪四二三坪余の洋風木造平家建病院が本庄村深江の地に落成した。病室二〇室、当時としては名実ともに近代的な設備をもつ病院であった。ついで内部の模様

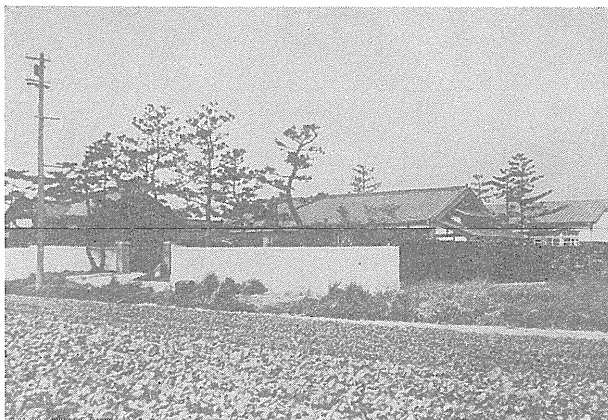


図269 精道村立伝染病院

替え改修を行なうとともに精道病院と改称した。これより、伝染病患者の治療はもちろん、当地方民の衛生面に果たした役割は大きい。

また昭和十一年ごろには村営の公光町治療所を設け、内科・産婦人科・眼科を併設して村民の診療にあたった。さらに打出地区に村営打出トラホーム治療所を設置し、トラホームの撲滅に意を用いたのであった。

一方、市域の住宅化にともなって人口も増加したから、村内で医療に従がう者も目だつてふえた。大正十年ごろの本村では医師六名・産婆二名・鍼灸師二名であったが、十年後の昭和六年ごろには医師五二名・歯科医一五名・薬剤師三七名・産婆二二名・看護婦七〇名・鍼灸師一名・按摩二〇名・私設病院四をかぞえるなど、医療機関の充実がみられた。

塵芥焼却場

本村の衛生行政上注意されることは、村営塵芥焼却場の設置である。この焼却場設置の計画はすでに大正十年当時にみられ、その後しばしば村会での議題にされた。だが当時、焼却場建設のための用地と場所がそのつど難航して実現にいたらなかつた。一方、市域は住宅化が進んで人口も増加し、家庭から排出される

塵芥は年々ふえる一方であった。これに対し、当時みられた塵芥処理の方法は、打出字西新田五二三番地の村有地内で野焼によって処理されていた。したがってこのような原始的方法では年々増加する塵芥がとうてい処理できがたく、その処理対策が当面の問題であった。また、野焼による塵芥処理を行なうことから、周辺農作物へも被害がおよび、その補償問題もひきおこされて、新式焼却場の建設がまたれることになった。このため、大正十五年十一月十九日の村会において、打出字大浜に村営焼却場建設の議が可決され、準備を進めた。ところが昭和三年七月、同地への焼却場建設は都市計画上不適当であるとの兵庫県指令に従がい、改めて設置場所を打出字浜九番地の一と決定し、同年十二月には用地六〇〇坪を買収した。ついで同五年七月二十九日村営焼却場設置と建設の申請が認可された。かくて翌六年（一九三一）四月二十一日起工、同年十月十五日建坪一五七坪五合、延面積二一三坪三合の近代的塵芥焼却場が竣工建設された。

塵芥汚物の定期取集

右のように、各家庭などから排出される塵芥の処理は、はじめ野焼により、昭和六年十月以降は新設された村営焼却場で処理された。この間、本村では年々増加する塵芥汚物は、これを定期的に巡回収集めて処分して村内の清潔を保つために、その具体化を急いだ。そうして大正十四年（一九二五）十一月、汚物掃除法（明治三十三法律第三号）の本村適用を内務省に申請、翌十五年七月二十四日県令第九九号で認可され、同八月一日から同法を準用することとなった。そこで同年十月十一日、「精道村汚物掃除及処分規程」を設置して生活環境の浄化を推進することにした。この規程によると、汚物掃除を行なうため村内を阪神国道以北（第一区）、同以南（第二区）の二区に分け、各区に一名の掃除受持巡視者を配し、区内の汚物掃除ならびに処理に関する事務を

担当せしめた。そうして各区に掃除人夫各四名、運搬用市両四台をおき、五日に一回宛巡回して汚物塵芥の収集を行なわせた。だが、食料品市場、従業員五〇名以上をもつ工場、旅館（夏季のみ）などに対しては、毎日汚物塵芥の収集が行なわれて、公衆衛生に対する特別の措置がとられた。また道路・溝・公共便所・村立営造物・村有地などの公共施設や場所に対する清掃は毎月二回実施されて、村内の衛生と美観の維持がはかられた。こうして各区から収集められた汚物塵芥は焼却場にはこぼれて処理された。

以上の清掃業務を完全かつ円滑に行なうために掃除監督長をおき、掃除の監督・巡視・掃除人夫の勤務状況などを扱かわせ、清掃月報を村長に報告させた。また掃除事務年報の作成と提出を義務づけた。

村営火葬場 本村では明治年間の後半から大正の初年にかけて、村内の各所にみられる墓地の整理と統合を進め、明治三十九年に三条字塚穴の地に村営火葬場を設けた。利用度が高まるにつれて施設の改善と拡充が要望され、村会においてもたびたび議題にされていた。ようやく大正十五年に入って用地の見とおしが得られることになり、同年三月十三日、三条字大平五七二番地の山林一反二畝歩を火葬場建設用地に決定、同年九月着工、翌年九月十五日操業を始めた。

上水道と下水道 本村に上水道敷設の計画がとりあげられたのは昭和九年がはじめではない。しばしば記したように本村は交通の発達にともない、近郊住宅地として都会人士の耳目を集め、急速に住宅都市化していった。だが良水には恵まれること少なかったところから、戸口の増加にともなって井水はしだいに水量を減じ、地域によっては旱天時に飲料水にもことかくこともみられて、それが大きな難点でもあった。したたがって本村と



図270 山芦屋水道組合水源池（昭和初期）

しては、上水道施設の完備が高級住宅地建設の条件の一つであり、村民の保健衛生上からも必要欠くべからざるものとして、敷設を目ざした調査と研究は早くから進められていた。こうした中で大正十五年一月には、精道村一円を給水区域とする上水道施設計画が立てられ、関係者によって調査を進めた。その結果、用地費ならびに工事費を合すると総額八五万円の巨費を要することが判明し、その実現をみるにはいたらなかった。そのためもあって、村内の各所では個人あるいは小規模な組合組織による簡易水道の建設がみられ、その加入組合員を対象にした上水の供給が行なわれたにすぎなかった。たとえば、昭和五年四月に完成した山芦屋水道組合（給水戸数二〇〇戸、給水人口一、〇〇〇人）、三条水道、東芦屋水道組合などが主なものであった。このほかでは、日本一と称される高級住宅街を形成した株式会社六麓荘の経営になる六麓荘水道（計画給水人口二、七〇〇人）が昭和七年に完成された。

このように、昭和五・六年から七年にかけて、村内では小規模ながら幾つかの水道敷設がこの時期にみられたが、これは当地方が昭和三年から四年にかけて異常な渇水に見舞われた、苦しい体験に促されたものであった。このため、本村では再び村営上水道

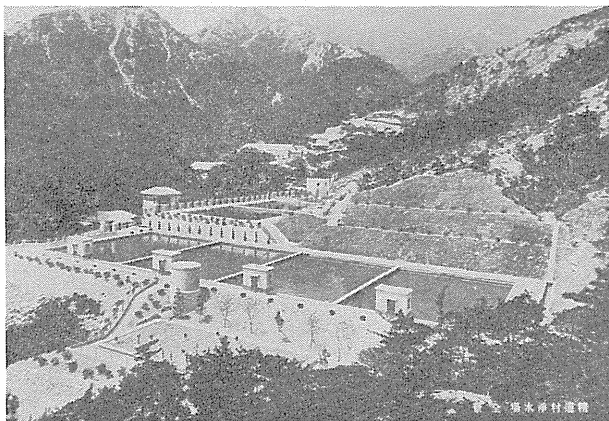


図271 奥山浄水場全景（昭和13年）

一万六七九一円九銭、この金額は国費・県費の補助を受けることなく、すべて村費・村債など自力によってまかなわれた。

ところが同年七月五日、阪神地方をおそった豪雨によって、竣工まもない上水道施設は大被害をこうむり、そ

建設の気運が高まり、上水道敷設の計画が進められて日程に上げられることになった。そうして同年三月七日の村会に上水道布設事業の件（三か年継続事業、総工費八五万円）が上程され、同日満場一致で可決された。そこで同年五月十九日事業認可の申請を内務省に行ない、翌十年三月二日付認可を得たので、五月十八日に着工された。その計画は、給水人口五万人、一人一日平均給水量一〇リットル、給水区域は標高一四〇メートル以上の高所を除く村内一円とされた。原水は芦屋川表流水とし、これを河川横断堰堤によって取水し、奥山浄水場へ導水した。ここで浄化のうえ高低両配水池に送水、さらに村内各所へ配水するという計画であった。こうして起工以来二年十か月を費やし、昭和十三年（一九三八）三月三十一日には奥山浄水場水場、水道管敷設工事も完了してここに竣工し、四月一日からは村民待望の給水が開始された。総工費九

の大部分の復旧は翌十四年に完了したが、全施設の復旧完成は十七年十一月十日までかかった。この間、十四年十月十八日には株式会社六麓荘の経営する六麓荘上水道施設のいっさいを八万円で購入受けて村営上水道とし、翌十五年二月から給水をはじめた。

一方、下水道の建設事業も上水道敷設事業とともに昭和九年（一九三四）三月七日の村会で可決され、翌十年五月二日内務省の認可が得られた。だが下水道事業については、都市計画事業精道村下水道事業として認可されたのであって、同五月十八日着工された。その計画によると、工事期間は昭和九年度から同十八年度に至る十年とされ、総工費八四万余円がみこまれ、うち三〇万円は国庫もしくは市中銀行からの借入れが予定された。しかしながら、事業期間は十か年の長期にわたり、その間において日華戦争の勃発、物価の変動などによって数度におよぶ資金計画の変更がなされるなど、曲折をたどりながら、昭和十五年十一月十日の市制施行により、芦屋市下水道事業として工事が進められることになった。

米騒動と恤救基金の設置　本村の社会福祉関係としては、大正七年九月に設置された恤救基金制がみられる。この基金設置の動機は、大正七年全国的に発生した米騒動にあたって、生活困窮者の救済金として皇室から下付された全額のうち若干を基本金としたことからはじめられた。

この米騒動は同年八月、富山県の漁村で米価の高騰による生活難からおこった事件にはじまり、たちまち全国におよんだ大騒動であった。中でも兵庫県はその最も激しかったところであって、これをしずめるために神戸市や尼崎市には軍隊が出動したほどであった。

隣接の各市でこのような大騒動がみられた当時の本村についての事情の詳細は不明であるが、生活困窮者の救済金として、本村では皇室からの下賜金三〇九円のうち二〇〇円、県内の富豪から寄せられた救済金本村分配金五二〇円、地方富豪寄付金分配金四〇六円、合計一一二六円をもって、村内生活困窮者の救済を目的にした恤救基金が設置されたのであった。

ところで、大正七年はわが国の社会事業史のうえて画期をなす年であった。すなわち、この年はじめてわが国の繁栄と社会の発展の裏に、多くの貧困者が存在することに着目した人達の努力によって、これを社会連帯観から救済するための方面委員制が創立されたのであった。これによって全国市町村では多くこの制度を採用するにいたり、昭和十二年には方面委員令が公布されて公設機関にされるにいたった。

前述した、下賜金や寄付金をもって設置された恤救基金の制は、こうした社会の動きに促されたとみてよく、以後この基金の運用によって生活困窮者への救済が行なわれた。とくに昭和九年九月二十一日の台風による災害時には救済者が一七名に達し、村費一〇八六円が社会事業費として支出されている。また十三年には未曾有の大風水害が九年についておこり、社会事業費六、〇〇〇余円が村費中より支出された。この両度にわたる大災害に際し、衛生組合長ともども被害地区民の救済に専念したのが方面委員でもあったから、本村でもこの制が採用されたことを知ることができる。

災害

阪神間随一の住宅地として発展を続けた本村では、生活環境改善事業の一つとして大正四・五年

(第一次)、昭和八年(第二次)の両度にわたり、工費およそ四〇万円を役じて芦屋川の大改修工事を行ない、水

害から村民と市域を守ることにした。ところが昭和九年（一九三四）・十三年（一九三八）にはいずれも大暴風雨や集中豪雨に見舞われて空前の被害を生じた。

(1) 昭和九年の風水害 昭和九年九月二十一日、午前八時の前後一時間にわたって関西地方を襲った大暴風雨は、甚大な被害をこの地方一円に与え、本村でもかつてみない大きな災害となった。この暴風雨のちに「室戸台風」と命名されたが、その中心が神戸市東方から本村域の一部を通過した時刻が、折りわるく大阪湾の満潮時にあたったので、暴風雨に加えて大阪湾沿岸には高潮が襲来、海岸ぞいの地域では被害が倍加され、甚大な被害をこうむったのである。すなわち、芦屋川や江尻川の川尻では、ここに設けられた護岸設備、村宮塵芥焼却場岸壁、海岸住宅の防潮波施設はことごとく破壊されつくした。そして被害は人身にもおよんで死者三名（他村一名）、重傷者四名、軽傷者六名をかぞえた。さらに、流水高潮による流失家屋二戸、全壊四二戸、半壊は実に一〇六戸、床上浸水三五四戸、床下浸水二二二戸、流失船舶一六艘、流失冠水した田二〇町二反二五歩、同畑四町八反二畝一七歩、被害の総見積額一九八万六二四三円の巨額に達した。

このため本村では復旧工事、伝染病予防、汚泥搬出など災害応急対策に奔走する一方、同月二十四日とりあえず被災者に対して次のような救済策を講じた。

罹災者中、生活困難な者に対し

1 罹災当日より実施せる炊出しは本朝（二十四日）限り打切り、なおひき続き食糧を供給するの必要ある者に対しては白米一人一日四合、副食物料金十銭の割合をもって、差しむき五日間分を給与。



図272 昭和13年風水害による被害状況（国鉄芦屋駅北付近）

去して両岸に擁岸を設け、他日の災害に備えた。

(2) 昭和十三年の水害 昭和九年の大災害がなお人々の記憶から消え去らぬ十三年に入り、再び前回をしのぐ大水害に見舞われた。この年阪神地方では六月二十八日から降り出した雨が七月五日には豪雨にかわり（最大時雨量六

2 家屋流失のため住家を有せず、小屋掛け希望者に対しては一戸平均三十円を給与。

3 家財流失、差しむき炊事用具に支障ある者に支度料として金五円給与。

4 本村居住者にして、災害で死亡者弔慰金として二十円、重患者見舞金十円、軽患者五円支給。

これらの物品・見舞金は、所属衛生組合長ならびに方面委員に託して被災者に交付した。

また一方では直ちに災害復旧工事計画がたてられ、その経費は国庫の補助を申請し、また起債による借入れをはかるなど、あわただしい中で作業が進められた。翌十一年には打出字外浜、同江ノ尻、同大浜、芦屋字西新田、同平田の堤防復旧、流失・潰壊した道路・橋梁の復旧工事が完成した。またこの際、御園橋を撤

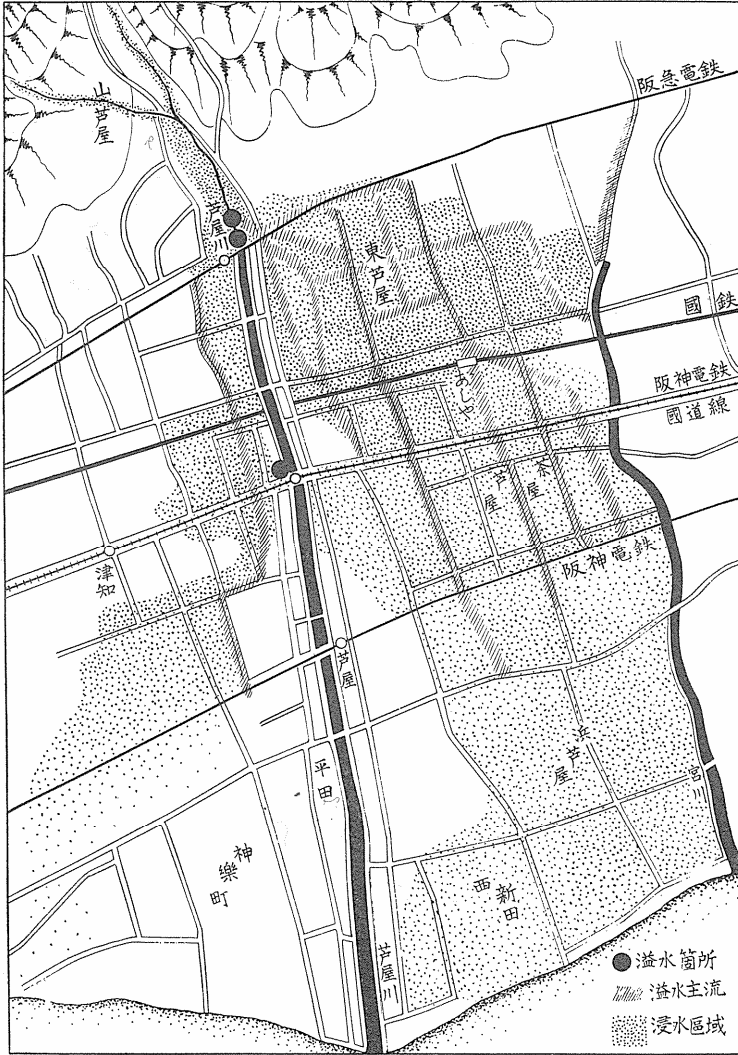


図273 芦屋川流域浸水図（大阪鉄道局編「昭和13年水害記録」による）

表52 芦屋駅 浸水高

建物名称	最高浸水高 (cm)	最高土砂堆積高 (cm)	き 損 箇 所
線路工手詰所	200	150	浸水土砂堆積傾斜大破
同 作業所	80	40	同
電力工手詰所	100	60	同
モーターカー庫	80	40	浸水土砂堆積屋根大破及び出入口破損
西部信号扱所	300	210	同 埋没大破

(大阪鉄道局編「昭和13年水害記録」による)

○ミリメートル、最大日雨量三二六ミリメートル)、ために河川は大増水をきたし、各地で山津波が押し出してまれにみる水害が発生した。この豪雨により村内の芦屋川・高座川・宮川の各河川はいつせいに氾濫して大洪水がひきおこされた。中でも芦屋川は去る十年の降雨で上流山地が各所で崩壊したが、復旧工事もなされずそのままであったから、連日の降雨と五日の集中豪雨による悪条件が重なって、氾濫に加えてぼう大な量の土砂が流出し、洪水はその極に達した状態になり、図 273 にみるとおり村内の大半が泥海と化した。そのため国鉄芦屋駅構内もすっかり土砂の下に埋没するほどの状態であった。当時の惨状を大阪鉄道局編の『昭和十三年水害記録』により示しておこう。

芦屋川堤防上流ニ於テ決潰シ、五日午前九時頃芦屋駅ニ押寄せタル大水、并ニ線路上ヲ横断セル芦屋川ヨリノ溢水ハ大量ノ土砂ヲ含ミ西部駅構内外ニ涉リ三万立方米ノ土砂ヲ沈澱セシメ其ノ深サ三米ニモ及ブ箇所アリ線路ヲ全然埋没セシメタリ。

また河川の氾濫に加えて防潮堤の一部が決壊したため海水の浸入があるなど、低地域の浸水は予想外に深く、芦屋駅では第52表のように最高三メートルの浸水高を記録した。

さらに芦屋川上流山地の崩壊土砂が流失して下流一帯に堆積したが、この状態を再度前掲記録から引用すると

表53 被災援助団体名一覧

第 1 班	(神戸市、本庄村、魚崎町) 第三神港商業学校、県立第一神戸高等女学校 県庁、神戸高等商船学校、灘中学校
第 2 班	(大阪市 1 組) 関西大学専門部、此花商業学校、三井物産大阪支店、住友 勤労隊、山岳隊、北浜青年団、中山製鋼所
第 3 班	(尼崎市、鳴尾村) 尼崎市役所、警察署、武庫川ゴムKK、鳴尾少年団
第 4 班	(西宮市、甲東村、良元村) 西宮市役所、良元郡役所 $\left\{ \begin{array}{l} \text{武庫郡自治会長会} \\ \text{在郷軍人联合会} \\ \text{土木出張所} \end{array} \right.$ 警察署、甲陽中学校 甲東村 (少年団)、関西学院大学、同専門学校
第 5 班	(大阪市 2 組) 大阪薬学専門学校、浪速青年団、大阪商科大学 大阪朝日新聞社、大阪毎日新聞社
第 6 班	(瓦木村、武庫村、大庄村) 大庄村青年団、武庫村内鮮融和団、瓦木村興国勤労隊、瓦 木村役場

(昭和14年「精道村議会関係書類綴」による)

線路上ヲ横断セル芦屋川ノ決潰ニ伴ヒ上流山岳ノ岩石土砂樹木等流出シ来リシ為芦屋駅構内ノ建築物ハ被害極メテ甚大ニシテ、建物最高浸水三米、土砂堆積高二米一〇ヲ算シタリ。

と記録し、災害規模の大であつたことがうかがわれる。

そのため村内の被害状況は死者三名、重傷者二名、家屋の流失一四戸、全壊一四戸、半壊一一戸、床上土砂堆積一五六戸、床上浸水七九〇戸、床下浸水一四五八戸、橋梁の流失六、破損八、道路・堤防の破損決潰數一〇といった、甚大な被害がもたらされた。そのため本村では直ちに被災者の救助にあたることに、十一日臨時水害対策委員二八名（被害調査・河川・道路・水道委員各七名）を選任して応急処理にあたらしめた。そうして復旧工事については阪神間罹災市町村が協力して関係当局に請願・陳情を行ない、その結果、災害の源である河川の改修工事は翌十四年から七か年継続で国が行なうことになった。

なお、この被災に際して各方面から本村に寄せられた救援・義損金は多大なものであつた。そこで本村では被災の応急措置がひとまず完了した十二月に入り、村会議員・理事者が第53表にみられるとおり、班をつくつて各方面へ感謝の意を表した。

産業 本村が大都市の近郊住宅地として目ざましい発展をとげ、村勢のいちじるしい変貌をみるのは大正年間以降である。したがつて明治二十二年四月一日、精道村が成立してなおしばらくの間の本村は従来とかわるところなく近郊農村としての道をたどり、主要産業は一に農業であつたから（第六章 第三節参照）、農業以外の産業としてはとりたてるほどの発展がみられなかつた。しかし、明治十年代の後半から三十年代にかかる十数年間には、芦屋

川の余水を利用した水車による粉挽業がみられ、これにともなう素麵製造にたずさわる村民がいくらかみられた。このように水車利用による製粉から製麵へと結ばれた家内工業的な産業の傾向は、ひとり本村のみに限らず、菟原郡内の各村々でもみられたものである。こうした人々によって明治十九年一月には摂州灘素麵営業組合が結成された。そして同業者による品質の改良、販路の拡張などに対する努力もあつて、同三十四年十一月には神戸市・武庫郡を地区とする摂州灘素麵同業組合を設立し、四十年ごろからは機械製麵もはじまったが、ほどな

く製麵業は衰退の一途をたどった。

このような盛衰の中で製麵業について詳細を知ることができない。しかし明治十八年十二月の本村では製麵に従がう村民が打出二人・二納屋、芦屋一〇人・一〇納屋、三条二人、二納屋、計一四人・一四納屋がみられた。ついで十九年一月、前記の営業組合が設立されるや、これに加入した本村の営業者は芦屋六人、三条一人の計七人と半減した。そしてこれら営業者は家内産業としてこれに従事するものではなかつたらしく、岡山・四国方面から製麵職工を雇入れ、製麵が行なわれたものうであつた。したがって芦屋には二二名の職工が、また三条には四名の職工が配置され、村々の営業者は製造者というよりはむしろ経営者としてあらわれる。そして、これらの営業者によって製造された素麵高も不

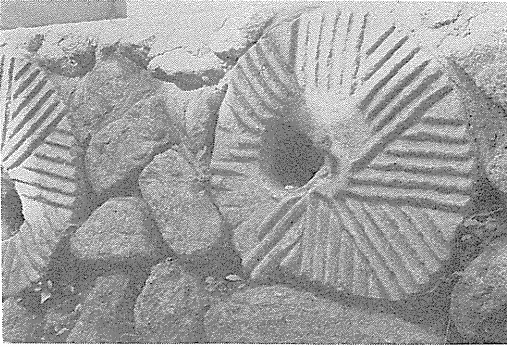


図274 石垣に利用された挽臼(山芦屋町)



図275 川西町にあった東洋牧場（昭和初期）

明である。だが、前記の芦屋・三条の営業者は、深江・森村の営業者（九人・職工五五名）と一組をつくり壱番組と称した。そうしてこの組の明治十九年中に費消した麦石数が八一〇石であったから、これを職工数で按分してみると芦屋二三三石余、三条四二石余の消費量となる。だがこれで素麺がどのくらい製造されたかは不明である。

本村のとぼしい産業の中で特記すべきものは牧畜乳業である。これは明治三十四年六月助野庄兵衛が乳牛一〇頭を飼育し、四十五年四月には東洋牛乳株式会社を設立して規模を拡大した。そのため大正年間には乳牛五〇頭前後を飼育し、年間の搾乳量も約三〇〇石に達した。また板井藤吉は三十三年十月乳牛五頭の飼育をはじめ、大正年間には乳牛およそ二〇頭、年間搾乳量約一五〇石余をあげるなど、自然条件を利用した経営がみられ、「しぼりた

ての牛乳」として親しまれてきたが、惜しくも昭和二十年八月、戦災によって焼失した。

右のほかに大正年間には山羊の多頭飼育を行なう村民もみられ、中でも三木勝次郎は一時、三〇余頭を飼育して年間一〇余石の搾乳をみたほどであった。一方養鶏業に専念する村民もみられ、山本金蔵・白井種蔵はともに

大正年間には一、〇〇〇羽の飼育を行なった。

このほか、本村は酒造地灘郷に隣接していたこともあって、早くから酒造を営む者もみられた。猿丸吉左エ門もその一人であり、大正末年ごろには銘酒「天授」・「なみ静」^{しづか}を年間九二八石八斗七升四合倉出ししている。

四 村財政の変遷

明治期の村財政

明治二十二年（一八八九）四月一日から町村制が施行され、町村の費用は、公選された町村議員による町村議会で議決された歳入・歳出予算によることになった。そこで精道村においても同年からは議決された村費をもって各種行政が執行されたのである。そして、当時村財政の主要な財源としては村税である

表54 明治時代の歳入・歳出額

年度	歳入	歳出	差引
明治22	円 929	円 917	円 12
23	1,369	1,370	△ 1
24	1,368	1,155	213
25	1,297	1,311	△ 14
26	1,761	1,705	56
27	1,553	1,524	29
28	2,330	2,374	△ 44
29	2,399	2,380	19
30	3,337	3,415	△ 78
31	3,316	3,176	140
32	4,027	4,101	△ 74
33	4,434	3,424	1,010
34	2,591	3,524	△ 933
35	5,523	5,171	352
36	6,008	5,890	118
37	7,782	8,329	△ 547
38	4,845	4,903	△ 58
39	5,482	5,429	53
40	14,652	14,334	318
41	9,256	9,587	△ 331
42	12,852	9,182	3,670
43	17,347	20,998	△3,651
44	14,559	14,506	53

(昭和38年「市制・町村制実施」
以来の財務統計資料)

地価割、営業に対する営業税割、各戸に賦課する戸別割の三種があった。だが三十三年以降は税制の改正によってしだいに国税や県税の付加税をもって村財政の収入源とする付加税主義にかわっていった。同時に、村勢の発展もあつて村費の収入・支出ともに増加の一途をたどり、年々の歳入・歳出決算額は第54表のごときすう勢をみたのである。すなわち、精道村発足の年にはわずかに歳入九二九円、歳出九一七円であつた財政規模が、十年後の三十二年度には歳入四、〇二七円、歳出四、一〇一円になつた。さらに二十年後の四十二年度には歳入一万二八五二円とほぼ一四倍になり、歳出額も九、一八二円と一〇倍に膨脹し、翌年度繰越金三、六七〇円の剰余金を生ずるほどに伸張を示した。

大正期の村財政 このように年々増加の一途をたどつた村財政の規模は、大正時代に入ると一段とその傾向を強め、とくに五年度以降は村勢の発展と相まつて格段にその規模を拡大することになつた。すなわち、そのすう勢は第55表にみられるように、明治四十四年度にはなお一万円台であつた歳入・歳出額が、大正元年（明治四十五年）度に入ると二万円台に達した。そして、五年度には歳入額が一躍三四万七、四一二円に急増し、続いて六・七・八各年度にわたつて大きな歳入規模を示したのである。したがつてこの間は歳出額も三〇万円台に達するという状態であつた。かように、この三・四年間にみられた財政規模の膨脹原因は、本村が住宅地として発展をたどる中で、河川の改修、道路・橋梁の改善整備、小学校舎の新・増設等々、生活環境の改善・整備を目的とした公共事業の積極的実施によるものであつた。そのため、各種事業の完成をみた九年度からは財政規模もひとまず十万円台に縮小されることになつた。ところが九年七月十六日には阪急電車の開通によつて芦屋川停留所が

開設され、本村の住宅化が一段と進展することになった。これにともない以後の村勢はますます発展を示すことにもなつて、早くも十一年度からは村財政の規模も再び膨脹拡大の傾向を示した。そして十三年度以降は年々膨脹拡大の一途をたどることになった。

昭和期の村財政 前掲の表56にみるごとく大正末年から二十万円の財政規模を示すことになった村財政は、

昭和元年（大正十五年）度において歳入額四二万五〇〇円、歳出額三九万四五七円に膨脹した。これは主として住宅地の進行による学齡兒童の増加による宮川小学校の新設、芦屋警察署庁舎建築費寄付などによるものであった。そのためあつて昭和二・三年両年度は歳入・歳出額ともに二〇万円台であつた財政規模が、四年度には四〇万円台に増加をみた。そして七年度には歳入額がいきよに六〇万円台となり、八年度は美に七〇万円台の巨額に達した。一方、歳出額は歳入面を大中に下廻り、年々多額の剰余金を生ずる富裕な財政構造となつた。

ところが、この大正末年から昭和七・八年にわたる時代は世界的な大不況の時代であつた。すなわち当時のわ

表55 大正時代の歳入・歳出額

年 度	歳 入	歳 出	差 引
(明治45) 大正元	23,523	14,530	8,993
2	20,186	28,295	△ 8,109
3	20,297	18,722	1,575
4	23,776	22,984	792
5	347,412	329,645	17,767
6	440,134	303,648	136,486
7	242,385	396,906	△154,521
8	421,727	137,845	283,882
9	112,789	278,422	△165,633
10	119,911	93,749	26,162
11	148,976	204,752	△ 55,776
12	187,466	233,183	△ 45,717
13	258,284	267,992	△ 9,708
14	267,992	153,745	114,247

(昭和38年「市制・町村制実施以来の財務統計資料」)

表56 昭和元～14年間の歳入・歳出額

年 度	歳 入	歳 出	差 引
(大正15) 昭和元	415,100	394,557	20,543
2	255,538	270,076	△ 14,538
3	266,744	232,337	34,407
4	308,491	447,904	△139,413
5	468,093	441,240	26,853
6	275,125	405,354	△130,229
7	627,617	459,307	168,310
8	703,777	769,211	△ 65,434
9	781,381	599,758	181,623
10	617,716	570,542	47,174
11	819,586	731,313	88,273
12	808,605	707,764	100,841
13	965,013	1,082,883	△117,870
14	914,845	766,901	147,944

(昭和38年「市制・町村制実施」
以来の財務統計資料)

本村にあつては、このような全国的大不況下にありながら、右に述べたとおり村勢が急速に発展して、行財政の規模も第56表のようにいちじるしい膨脹をみたのである。

村財政構造の時代別変遷

右のように年々増加上昇、膨脹拡大がみられた行財政の時代別(明治・大正・昭和)

和)構造の変遷はどのようであらうか。この点を知るために作成したのが第57表(歳入)および第60表(歳出)である。このうち、まず歳入面の第57表については、歳入項目の性格にしたがつて、一般財源および特定財産の二種に区分し、それぞれの内訳項目として村税収入、地方交付金、国県支出金、村債、その他に細区分した。このう

が国は第一次大戦後の反動不況、大正十二年九月一日の関東大震災、ついで昭和四年十月の米国株価の大暴落による日本経済の変動などによつて世界的な不況と経済恐慌(ききょう)の中にあつた。そのため農産物の価格も極度に低落して農村は疲弊し、昭和七八年ごろの農村負債額は全国で四〇〇五〇億円に達したといわれるほどの不況時代であつた。しかしひとり

表57 時代別村費収入の変遷

事 項	年 次	明 治	大 正	昭 和
① 一 般 財 源		110,583 ^円	700,201 ^円	3,804,566 ^円
税 收 入		110,583	700,201	3,766,724
地 方 交 付 金		—	—	37,842
② 特 定 財 源		18,534	1,935,268	4,307,523
国 県 支 出 金		2,804	103,550	1,400,729
村 債		1,064	145,000	1,006,765
③ そ の 他		14,666	1,686,718	1,900,029
④ 計		129,117	2,635,469	8,112,089
同上の割合($\frac{A}{D}$)		86%	27%	47%
" ($\frac{B}{D}$)		14%	73%	53%
" ($\frac{C}{D}$)		11%	64%	23%

(昭和38年「市制・町村制実施以来の財務統計資料」)

ち特定財源の一つである「その他」の項目は村有不動産の売却代、個人・法人からの寄付金を内容としたものである。さて表についてまず注目される第一点は、明治期においては歳入総額の八六%が村税によって占められ、歳入に村する特定財源の寄与率は一四%に過ぎないことである。この時期の財源がこのように村税収入に大きく依存したことの一端は、町村の経費は町村費によってまかなわれるとされた町村制にみられる町村自治の具現化でもあった。このような事情はともかく、根本的には、新村の行政内容が自治体としての制度や機構の整備と充実に終始し、村勢の発展も緩慢であったことによるものであろう。しかしながら大正期の本村は急激に住宅地へと変貌・転換したため、これにともなう生活環境の改善と整備が積極的に推進され、村財政の規模も急激に膨脹拡大したことは前述したとおりである。そして、これに要した村費の支出は、一般財源の村収役人の大幅な増加をもつてしても多額の不足を生ずることになった。そのため大きな比重を占める財源として登場したのが特定財源であって、これは歳入総額の七三%という高率を占めた。とくに、この特定財源の一つである「その他」の財源のみで実に歳入総額のなかば

表58 大正年間年次別村費収入

事 項	年 次		
	大正元～5	6 ～ 10	11 ～ 14
① 一 般 財 源	78,974 ^円	221,175 ^円	400,052 ^円
税 収 入	78,974	221,175	400,052
② 特 定 財 源	356,813	1,115,789	462,666
国 県 支 出 金	4,717	29,399	69,434
村 費	145,000	—	—
③ そ の 他	207,096	1,086,390	393,232
④ 計	435,787	1,336,964	862,718
財 源 別 比 $(\frac{A}{D})$	18%	17%	46%
" $(\frac{B}{D})$	82%	83%	54%
" $(\frac{C}{D})$	48%	81%	46%

(昭和38年「市制・町村制実施以来の財務統計資料」)

以上のあたる六四%が占められたという特異な財政状態がみられた。これに対し、町村自治の健全な財政のバロメーターともいべき村税収入はわずか二七%に過ぎなかった。このように本村の大正期における財政構造はまさに異状ともいえる状態を示した。そこで、この点について、より詳細を知るために作成したのが第58表である。これによると、その最も不均衡をもちいた時期は六年から十年にかかる五年間であったことが知られる。この時期の村税収入は歳入総額のわずか一七%という僅少さであり、一方、「その他」の項目は実に八一%という高率の財源であった。だがこのような財政構造も大正年間の後半期に入ると急激にかわり、両財源の比率も四六%対五四%とほぼあいなばを分けあうことになった。そしてこの関係は昭和期に入ってもかわらず、第57表にみられるとおりの均衡を保つ状態が続いた。したがって、大正期の前半から中ごろにみられたいぢるしい財政の不均衡、特定財源に依存した村財政のあり方は、一面において村勢の目ざましい発展を物語る証拠でもあった。だが一方、このような村財政が保たれたことは、当時のわが国が第一次大戦による好景気下にあつたという経済的・社会的条件によるところが大きかったとみななければならぬ。

ばならない。

そのため、右の反動不況下に入った十一年以降に入ると村財政の規模も第58表にみられるように縮少し、特定財源の額もまたいぢるしく減少された。これにともない「その他」の財源比率も八一%から四六%に低下し、昭和期にはさらに二三%にかわった。しかしこの割合はなお一般財源に対しては五〇%という高い比率を占め、主要な財源の一つであった。そこで、大正期はもちろん昭和期の村制時代において重要な財源であった「その地」についてみると、それは先きにも述べたように村有不動産の売却代金、法人会社・団体・個人などからの寄付金を内容としたものであり、中でも村有土地の売却代金が大半を占めた。そして本村では、この一時的・臨時的収入の確保によって大正から昭和年間において各種の公共的事業を相ついで実施したのであった。たとえば大正四・五年の二か年にわたり本村では芦屋川改修工事を行ない、工費一五万二〇〇〇余円の巨費を要した。だがこの工費のすべては、村有芦屋川堤塘地の売却代によって支弁された。この堤塘地はもともと国有地であったが、改修工事によって生じた不用堤塘地一万九五二七坪の無償交付を受けた本村では、その大部分を売却して村債一四万五〇〇〇円の返済にあてた。また大正十五年二月には村有地(畑)四反三畝一五歩を一五万九〇二〇円二五銭で売却したことなど、数多い中の代表例である。その他、宅地化の進行にともなう不用溜池敷、村有山林原野の公売など、相つぐ村有土地の売却による特定財源収入の取得をもつて、住宅地芦屋の環境改善と整備が急速に進められたのである。

そのため、明治・大正・昭和の各時期、中でも大正・昭和期には第60表にみられるように多額の村費が支出さ

表59 主要事業の経費一覧（その一）

年度	歳出総額 (A)	事業費 (B)	主要事業名、事業費		割合 (B/A)		
	円	円	円	円	(%)		
明治36	5,890	1,189	精道小学校々舎改築費	1,189	20		
37	8,329	4,002	精道小学校々舎増築費 地所購入費	3,852 150	48		
38	4,903	234	河川補修費	234	5		
39	15,429						
40	14,334	4,301	河川堤防費 旱道修繕費	1,710 710	遊園地設備費 その他	1,598 283	30
41	9,587	1,644	火葬場設置費 遊園地設備費	644 1,000		17	
42	9,182	108	その他	108		1	
43	20,998	11,163	小学校増築事業 小学校敷地増設費	7,255 3,000	その他	908	53
44	14,506	1,761	学校敷地増設費 その他	1,050 711		12	
(明治45) 大正元	14,530						
2	28,295	11,879	芦屋停車場新設費 その他	9,488 2,341		42	
3	18,722	4,138	西部逋信局寄付 芦屋停車場新設費	1,500 1,181	その他	1,457	22
4	22,984	7,621	小学校営繕費 その他	3,442 4,179		33	
5	329,645	154,565	芦屋川改修費 伝染病院建築	152,036 1,941	その他	588	47
6	303,648	194,065	伝染病院建設 不動産買入代 芦屋停車場新設費	9,598 139,831 13,500	耕地整理補助 その他	3,500 27,636	64
7	396,906	159,155	郵便局舎家設費 小学校営繕費 伝染病院建設費	10,419 97,917 26,890	本庄村交付金 教員住宅建設費 その他	75,000 9,822 32,919	40
8	137,845	82,232	公会堂建設費 新地整理組合補助 警部補派出所建築費寄付	23,118 18,803 11,520	その他	28,791	60
9	278,422	57,888	郵便局舎建設費 公会堂建設費	8,408 22,861	耕地整理費 その他	7,591 19,028	21
10	93,749	19,674	住宅営繕費 耕地整地費	10,337 6,846	その他	2,491	21
11	204,752	102,271	庁舎建設事業 公会堂建設費	59,682 12,404	その他	30,185	50
12	233,183	124,995	庁舎建設事業 耕地整理事務費	3,110 15,500	精道小学校建築費 その他	81,197 25,188	54

表59 主要事業の経費一覧（その二）

年 度	歳出総額 (A)	事業費 (B)	主 要 事 業 名, 事 業 費			割 合 (B/A)
13	円 267,992	円 133,519	円 10,226	円 81,555	円 30,489	(%) 50
			教員住宅建設費 精道小学校建設費	精道小学校用地買収費 その他		
14	153,745	31,588	9,782 10,256	その他	11,550	66
			土木費 公園設備費			
15 (昭和元)	394,554	258,954	3,202 120,000	宮川小学校建設費 じん芥焼却場用地買収 その他	106,743 10,898 18,111	65
			下水道調査費 芦屋警察署 庁舎建設費寄付			
2	270,076	105,452	27,836 61,387 4,297	その他	11,932	39
			郵便局舎建設費 宮川小学校建設費 火葬場改築費			
3	232,337	47,656	8,142 18,030	その他	21,484	21
			郵便局員倉庫建設費 じん芥焼却場建設工事			
4	447,904	256,413	215,360 19,883	その他	21,170	57
			芦屋川改修付帯道路 その附の工事 じん芥焼却場建設費			
5	441,240	253,777	48,368 200,000	その他	5,409	58
			芦屋川改修付帯 その他の工事 芦屋遊園地買収費			
6	405,354	193,332	117,027 38,493 37,812	その他		48
			芦屋遊園地買収費 じん芥焼却場建設工事 その他			
7	459,307	240,934	117,027 115,218	その他	232,245	52
			国有買収本年度支出額 (芦屋遊園地) 小学校當繕費			
8	769,211	508,294	117,027 353,161 24,763	その他	13,343	66
			遊園地払下代金(改修) 小学校建設 国有地買収費			
9	599,758	41,379	11,816 3,618	その他	25,945	7
			土 木 耕地整理 土地区画整理補助			
10	570,542	211,823	38,131 135,275 38,417	その他		37
			土 木 防潮堤負担金 その他			
11	731,313	191,805	94,205 29,393 49,457	その他	18,750	26
			学校當繕費 第5小学校敷地買収費 土木事業			
12	707,764	303,933	11,725 145,210 41,795	土木事業 その他	64,308 47,210	43
			登記所庁舎建設費 岩園小学校建設事業 第5小学校敷地買収費			
13	1,082,883	338,924	14,544 276,320 6,660	その他	41,400	22
			伝染病院改造工事 災害土木費 役場増改築工事			
14	766,901	164,350	5,270 16,035 31,377	六麓荘浄水場敷地買収費 災害土木費 その他	40,000 12,809 58,857	21
			公園敷地買収費 (阿保親王塚) 水害復興土木費納付額 診療所建設工事			
15	785,878	524,327	414,250 47,672	災害土木費 その他	12,211 10,194	67
			中学校敷地買収費 水害復興都市計画 工事負担金 六麓荘浄水場整地買収費40,000			

(昭和38年「市制・町村制実施以来の財務統計資料」)

表60 時代別村費支出の変遷

年次	明治	大正	昭和
④ 消費的経費	99,767 ^円	1,141,208 ^円	4,025,799 ^円
人件費	77,575	475,634	2,430,299
その他	22,192	665,574	1,595,500
⑤ 投資的経費	24,562	1,177,385	3,116,762
⑥ 公債費	4,376	163,478	736,586
⑦ 計	128,705	2,482,071	7,879,147
同上の割合($\frac{A}{D}$)	77%	46%	51%
" " ($\frac{B}{D}$)	33%	54%	49%

(昭和38年「市制・町村制実施以来の財務統計資料」)

表61 大正年間年次別村費支出

年次	元～5	6～10	11～14
④ 消費的経費	75,597 ^円	598,312 ^円	467,299 ^円
人件費	47,603	165,258	262,773
その他	27,994	433,054	204,526
⑤ 投資的経費	178,203	606,809	392,373
⑥ 公債費	160,254	3,224	
⑦ 計	413,054	1,208,345	859,672
支出別比($\frac{A}{D}$)	18%	41%	54%
" ($\frac{B}{D}$)	43%	50%	46%
" ($\frac{C}{D}$)	39%	9%	—

(昭和38年「市制・町村制実施以来の財務統計資料」)

変化がもたらされたことは、この時期の本村が農村的基盤から脱して住宅地芦屋の形成にまい進しつつあった、村勢の目ざましい発展を如実に物語るものといえよう。

しかし大正期も十一年以降に入ると、先きにもふれたように世界的な不況を反映して財政規模も全般的に縮少

れてきた。すなわち明治期の村費支出は総額の七七%が消費的経費にあてられ、その大部分は人件費によって占められた。そして投資的経費として村民の生活面に還元される経費はわずかに三三%であった。だが大正期に入るとこの関係が大きくかわりを示し、消費的経費四六%、投資的経費は五四%に増加した。このように村費の消化内容が変化を示し、その割合にも大きな

の傾向となった。だが昭和四年からの本村では再び財政規模の増大がみられることになって、一時は四六%（第60表）に低下した投資的経費も四九%台に高められ、一段と村政の飛躍がみられることになった。このようにして村勢は発展をみ、内政の実が大いに進められたから消費的経費も五一%を占めることになり、急速に都市化の様相がみられることになった。

なお、村制時代における年々の主要事業とその経費の一覧は59表のとおりである。

五 教育と文化

明治・大正期の教育

明治十九年に成立した菟原郡第九番学区村立精道小学校は、二十三年（一八九〇）十

月六日の小学校令改正によつて精道尋常小学校と改称し、同時に簡易小学校を廃止した。そうして、当時本校では修身・読書・作文・習字・算術・体操といった教科目編成がみられた（三條町小阪作
兵衛文書）。二十六年からは精道尋常小学校を精道・本庄両村組合立精道小学校と改称し、修業年限を尋常科四年、一学年四学級の編成とした。一方高等小学校は二十八年御影町・住吉・魚崎・都賀・六甲・本庄・西灘・精道・本山の一町八か村によつて、修業年限二年の御影町外八か村学校組合立高等小学校が新設され、御影町に本校、精道村に分校がおかれた。このため明治七年建設の旧芦屋小学校々舎を移転して精道村役場に転用し、これまで役場として使用されていた校舎の一部を高等小学校分校教室にして、ここに高等小学校教育が開始された。

当時の高等小学校教科は修身・珠算・算術・読方・体操・地理・歴史・理科であった。ところが御影町外八か村組

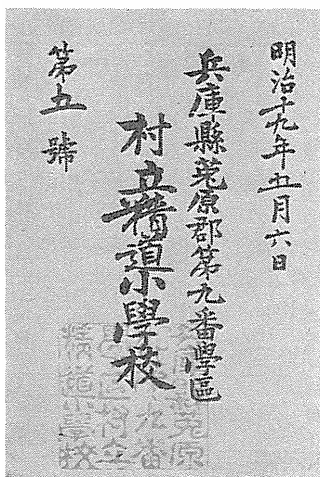


図276 精道小学校修業証書
小阪正一所藏

四か年とした。なお授業料については、尋常科は従前どおり一家一名の就学者は五銭、二名以上の場合は一名につき二銭五厘と負担が軽減された。高等科授業料も従来どおり一家一名の就学者は三〇銭、二名以上の場合は一名分三〇銭のほかに一名につき一五銭であった。かくして三十二年からは一か村のみの学校経営が行なわれることになったが、これを管理する機関として学務委員がおかれ、選任は公選であった。だがこの学務委員は当時一般に名誉職と考えられ、労多くして報酬など僅少であった。

ところで明治二十三年（一八九〇）十月三十日には教育勅語が出され、翌十一月にはその謄本が西宮にあった武庫菟原郡役所から下付された。この教育勅語は天皇制下における教育の理想と方針を示したものとされる。翌二十四年には小学校教則大綱が定められて、教育勅語の趣旨に基づき徳性の涵養、つまり道徳教育を最も重視する方針が明確にされた。また小学校令の趣旨を徹底せしめるために「普通教育ニ関スル訓令」が布達され、

合立高等小学校の母体である学校組合が三十一年をもつて解散したから、同校もまた廃止されることになった。同時に、この年からは精道・本庄両村立精道尋常小学校も、本庄村が分離して独立することになって学校組合も解かれた。

そのため精道村では精道尋常小学校に高等小学校を併置することに決し、三十二年四月十一日、精道村立精道尋常高等小学校が発足した。修業年限は尋常科・高等科ともに

普通教育の本旨は「人ヲシテ人ノ人タル道ヲ知ラシメ、日本国民タルノ本分ヲ弁^{わきま}ヘシメ、社会国家ノ福祉ト品位ヲ増進」せしめることであり、したがって「人トシテ此国ニ生活スル者ニハ何人ト雖モ^{いと}普通教育ヲ受ケシメ」ることが強調された。このような国家による普通教育の重要性の強調と、教育制度の整備によって、教育は大いに

修業證書

兵庫縣平民

助野より

明治四十二年六月一日生

裁縫補習科第一學年
課程ヲ修業セシメテ證書

明治四十二年三月廿六日

兵庫縣武庫郡精道村立

1 精道裁縫學校

図277 明治42年精道村立精道裁縫學校修業証書
(助野正義所藏)

普及することになった。また一方では、町村制の施行は、義務教育を町村で行なわせるためにその資力を強化するという目的をもっていた。したがって、以来義務教育費の町村負担は町村財政にとつて大きな影響をおよぼしたのであるが、それだけに教育の普及には町村の力が大きかったのである。そうして、明治二十五年十二月には早くも小学校教育費の国庫補助を求める請願が貴族院・衆議院両院になされることとなつてあらわれた。

明治三十三年（一九〇〇）八月十八日には新小学校令が公布され、義務教育年限を四か年と定め、尋常小学校においては原則として授業料の徴収が廃されることになった。また修業年限二か年の高等科にあつては、その授業科目をなるべく尋常科教科目と連絡関連させるように改めた。そうして四十年三月二十日小学校の義務教育年限を六か年とし、四月から実施した。

表62 明治・大正期の精道小学校職員児童数

事項 年度	職員 数	就 学 児 童 数						学 齡 児 童 数			
		尋 常 科			高 等 科			總計	男	女	計
		男	女	計	男	女	計				
明治 5	3							32			
“ 19	4							140			
“ 32	6	137	138	275	54	21	75	350	303	344	647
“ 37	11	142	147	289	50	37	87	376			
“ 42	17	253	239	492	39	20	59	551	270	265	535
大正 3	18	381	323	704	39	39	78	782	484	427	911
“ 8	27	546	590	1136	68	34	102	1238	654	659	1313

(芦屋市教育委員会「教育要覧」による)

この間本村では三十二年に村立精道尋常高等小学校が発足し、尋常科・高等科ともに修業年限四か年とされたが、このため発足早々校舎の狭隘をきたした。そこで三十四年には木造平家建校舎二教室を増築して高等科教室とし、同時に講堂を兼ねることにした。三十六年四月からは新たに女子裁縫学校が小学校内に設けられ、その後追々就学児童が増加したので、三十八年には木造平家建校舎六教室を小学校本校舎の北側に建てた。この新校舎は長さが三四間のため俗に三四間校舎とよばれた。

右のように、精道村の発足以来しばしば校舎の増築を行なった本村では、ついで四十年代から大正時代において、より一層校舎を増築し、あるいは新築するなど、学校施設の拡充をみるようになった。これは前節においてふれたように、この時期には交通が一段と発達し、本村がいち早く阪神間の近郊住宅地として目ざましい村勢の発展を示しはじめた時期であつた。このため児童生徒も第62表のように急速に増加の一途をたどることになり、ひいては校舎の新築・増改築がたびたび行なわれることにもなった。

明治四十三年(一九一〇)五月には既設校舎(明治十九年建設)の北

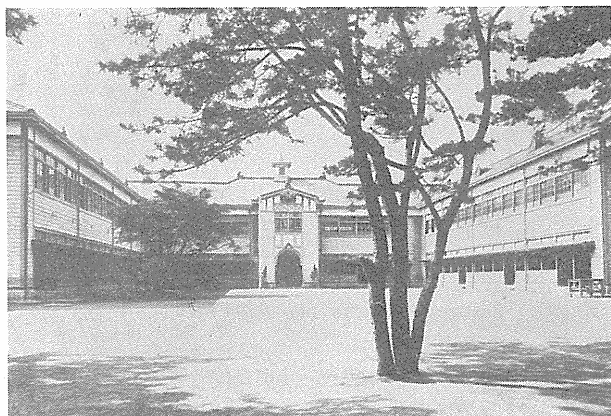


図278 精道小学校校舎（大正3年撮影）

側に木造平家建校舎四教室を新築した。ついで九月には、三十四年増築の高等科教室を南側に移し、そのあとに木造平家建二教室を新築した。

また大正三年一月、旧国道側東西に木造平家建六教室新築、八年塵取校舎・

高等科教室・平家二教室一棟を取り除き、同時に明治四十三年五月新築の平家建四教室二棟を役場前に移転、これらのあとにはじめて木造二階建校舎一七教室一棟を東向きに新築した。このため同校正門は以後東にかわった。さらに十三年鉄筋コンクリート造三階建校舎一二教室一棟を校地の北東部に新築した。十四年三月には村役場前の平家建校舎に二階四教室を増築したから、この棟は八教室になった。

表63 村費・教育費の比較

年度 単位(円)	明治22	27	32	37	42	大正3	8	13
村費	917	1,524	3,184	8,329	9,182	18,722	137,845	267,992
教育費	150	584	1,574	6,143	5,143	7,730	28,971	146,971
村費に対する教育費の割合(%)	16	38	49	74	56	41	21	55

(昭和38年「市制・町村制実施以来の財務統計資料」)

このように、明治四十三年から大正年間の十数年間は、校舎の増・新築に明け暮れたのであった。したがって、これに要した学校費は村費中年々高い比率を占めた。こころみに、明治二十二年から大正十五年に至る毎五か年間の村費と教育費を示すと第63表のようである。

昭和期村制時代の教育

昭和に入ってひき続き校舎の建設が相次いで進められた。すなわち、元年（大正十五年）には村立精道第二尋常小学校（現在の宮川小学校）を設置することになり九月二十四日起工、二年十月二十九日、打出字川西に鉄筋コンクリート造三階建校舎が落成した。ついで十二月一日開校されたが、これにともない精道尋常高等小学校では校名を精道第一尋常高等小学校と改称し、児童の一部を第二小学校に移した。七年四月一日からは、第二尋常小学校に高等科がおかれ、同日から第一尋常高等小学校の高等科女生徒を移した。七年八月二十八日、第一尋常高等小学校では小学校児童に対し、学校弁当と称して学校給食を開始した。同年四月一日から第二尋常高等小学校は宮川尋常高等小学校と改称された。同十二月、村立山手小学校（鉄筋コンクリート造三階建校舎一棟）、村立岩園尋常小学校（木造瓦葺一階建校舎一棟）がそれぞれ新築設置され、翌九年一月六日に開校された。これら両校はいずれも尋常科四年以下の低学年児童を収容したが、山手小学校は開校時全児童八一五名のうち八〇二名を精道小学校から、一三名は宮川小学校から転学した。岩園小学校では開校時全児童一六五名のうち精道校から二一名、宮川校から三四名を受け入れた。これにともない精道第一尋常高等小学校と改称した。十二年九月一日には岩園小学校が鉄筋コンクリート造三階建校舎の増築を完成、十四年三月十七日からは高等科を併設して岩園尋常高等小学校と改称した。そうして精道校高等科男子生徒、宮川校の高等科女生徒



図279 戦前の芦屋高等女学校

表64 昭和年間児童・生徒数

	年度		昭和4	9	12	13
	区分(人数)					
精道 高等 尋常 女 学 校	教 員 数		50	36	37	38
	児 童 生 徒 数	尋常科	2,108	1,549	1,560	1,453
		高等科	139	154	147	199
		計	2,247	1,703	1,707	1,652
宮川 高等 尋常 女 学 校 (昭和2年開校)	教 員 数		18	25	28	30
	児 童 生 徒 数	尋常科	820	969	1,060	1,052
		高等科		89	109	126
		計	820	1,058	1,169	1,178
山手 小学 尋常 女 学 校 (昭和9年開校)	教 員 数			22	30	31
	児 童 生 徒 数	尋常科		1,072	1,413	1,423
岩園 小学 尋常 女 学 校 (昭和9年開校)	教 員 数			6	12	15
	児 童 生 徒 数	尋常科		242	415	486

(芦屋市教育委員会「教育要覧」)



図280 芦屋児童の村小学校（昭和3年撮影）

表65 村費、教育費の比較表

年度 単位(円)	昭和3	6	9	12	14
村費	232,337	405,354	599,758	707,764	766,901
教育費	2,400	140,091	155,626	391,765	219,121
村費に対する教育費の割合(%)	1	35	26	16	29

（昭和38年「市制・町村制実施以来の財務統計資料」）

を岩園尋常高等小学校に移し、精道・宮川両校に併置された高等科の併設を解いた。

新教育で名をうたわれた私立芦屋児童の村小学校は大正十四年（一九二五）三月三十一日、御影町（神戸市）に設立された私立御影児童の村小学校が同十五年二月一日に芦屋字前田五四番地に移転してきたものである。校長桜井裕男はつねに児童の個性を伸ばすことを基本理念とし、入学準備本位ではない実践的立場に立つ教育を進めた。彼は関西に新教育を誇る明石女子師範付属小学校とならぶ奈良女高師付属小学校訓導を、文芸創作「培ひ」が発禁処分をうけたことを契機に退職し、本校

の経営に着手したのである。学習内容はあくまで自主研修を尊重し、教師と児童と親の一体化を試みた。児童数は平均三〇〜四〇人で教員数は一〇名であった。この学校の異色ある教育は広く県下に影響を与えたが昭和十三年ごろ経済的に窮し、廃校した。

なお、中等教育については、昭和十一年十月二十六日、財団法人芦屋啓成会（細野浜吉）によって私立芦屋女子高等女学校が六麓荘に設立され、翌十二年四月十日開校した。精道村では同年同校に対し村費五千元を補助して、その育成に協力するとともに、村民の中等教育の普及にとめた。また、かねて懸案の県立中学校（旧制）建設が十四年の県会で正式に決定され、翌十五年二月十一日兵庫県立芦屋中学校が設立され、岩園尋常高等小学校の一部を仮校舎にあてて四月開校、ここに本村の中等教育が一層普及することになった。

幼稚園

町村制の施行以来、小学校教育が普及し、発展する一方、明治四十四年（一九一三）十月一日には、精道村幼稚園が精道尋常高等小学校に設置され、幼稚園教育が開始された。園児の定員五十名、満四歳以上学齢に達するまでの児童を收容し、園長一名、保母二名がおかれた。

その後大正十一年（一九二二）三月二十四日には愛光幼稚園が、同年八月三日には甲陽幼稚園が開設されるなど、私立幼稚園による初等教育の普及が目だった。

昭和に入ると村立の幼稚園が相ついで開設され、幼稚園教育の目ざましい普及と発展がみられることになった。すなわち昭和九年四月二日からは、宮川幼稚園、山手幼稚園、岩園幼稚園が、昭和に入ってから新設された精道村立小学校に併設されて聞かれた。そうして同月七日には村立精道幼稚園を精道小学校の付属幼稚園に改め

た。また十年四月三日には仏教会館の付属事業として村有地の分譲をうけ建設された私立崇信幼稚園が開園した。こうして精道村には村立幼稚園四、私立幼稚園三、合計七幼稚園が開設されて、初等教育がいつそう普及充実に進んだ。

特殊教育機関として、昭和二年八月一日、三田谷啓氏は二〇今年の準備ののち治療教育院を開設（楠町三番地）し、心身障害児童の生活機能を向上させるための治療教育を行なった。事業の進展にともない同九年四月財団法人組織とした。十三年四月、私立芦屋児童の村小学校を本院内に移転し、のち付属翠ヶ丘小学校と改称し（昭和十五年二月十一日開校）、特殊教育を開始した。

実業補習教育と青年訓練所 精道村の実業教育は明治三十六年四月に開設された村立精道裁縫学校にはじまり、精道尋常高等小学校内におかれた。その編成は本科二年、補習科二年。本科は小学校卒業者を入れ、ついで補習科へ進むものであった。教科は裁縫を主とし、ほかに修身・書き方・算術・家事などを兼修し、授業料一人一月三十銭を徴収した。私設のものとしては明治三十八年五月に打出夜学会が開設され、向学の青年に一般教養的科目が教授された。このほか特殊な教育機関としては、明治三十九年四月二十八日、キリスト伝教会社経営の聖使女学校が芦屋川東堤塘に設立されたが、これは婦人伝教師の養成を目的にするものであったから、主として聖書の研究が行なわれた。

昭和二年からは村立実業補習学校が開設され、義務教育修了後の青年男女に公民教育を受けることを目的にした。男子部を精道小学校、女子部は宮川小学校におかれ、修身公民・国語・数学の補習と商業大意などの授業を

とおして実業教育を行なった。ついで同九年には学則を改めて男子部を商業補習学校として精道小学校に、女子部は家政実習学校と改称して宮川小学校に併設された。

一方、大正十五年（一九二六）には青年訓練所令が公布された。これによって本村でも青年訓練所を設けることになり、村立精道青年訓練所が同年七月七日に精道小学校に併置された。そうして青年訓練所規則によると、青年の心身を鍛練して、国民としての資質の向上を目ざして、修業年限四か年の間に修身公民科百時間、普通学科（国語・数学・歴史・地理・理科等）二百時間、職業科百時間、教練科四百時間、計八百時間以上出席させることにした。そうして商業補習学校長である小学校長が訓練所主事を兼務し、普通学科・職業科の教官は小学校教員などがあてられ、教練科教官には村内の在郷軍人一名が任命され、生徒五五名をもって開所した。

青年学校 満州事変後、わが国の教育はしだいに軍国主義的な傾向をもつことになった。こうした軍事色は大正十五年設置の青年訓練所において早くも認められるのである。さらに昭和十年青年学校令が公布されてますますこの傾向が強められた。

青年学校令によって従来の青年訓練所・商業補習学校・家政実習学校を廃した本村では、十年八月一日新たに村立精道村青年学校（精道小学校に併置）、精道村女子青年学校（宮川小学校に併置）を設置した。その目的とするところは「男女青年に対しその心身を鍛練し、徳性を涵養するとともに、職業および實際生活に須要なる知識と技能を授け、もって国民たる資質を向上せしむる」ことにあった。修業年限普通科二年・本科五年・研究科一年・専修科一年と定められた。また本科五か年間に修身公民科・国語・国史・地理・数学・理科・音楽・商業



図281 精道村公会堂（昭和38年1月撮影）

など合わせて一四四〇時間以上の出席を要した。教官の編成は青年訓練所と同様であるが、専任教官をおかねばならなかった。

ついで十四年四月一日からは青年学校が義務制となり、同時に教育の重点が軍事教練科におかれることになった。こうして、毎年軍隊から連隊長級の軍人が来校し、軍事教練の成果を査閲することになって、一層教練科に重点がおかれることになった。なお四月一日から女子青年学校は宮川小学校から岩園小学校に併置がえされた。

公会堂

住民公共の便に使用される公会堂の建設は大正八年のことであった。当時ようやく村勢の発展にともない、村民の集会場施設の必要がみられることになった。そこで第一次芦屋川改修工事（大正四・五年）によって生じた堤塘上に、公園設備の一つとして公会堂を建設し、村民・公共の施設にあて、あるいは各種公共行事の便に供する計画が検討されていた。ときに、本村在住の塩見高年氏から、公会堂建築材料が寄付にひとしいような廉価をもって提供された。そのため本村では建設工費一万一千円をもって、芦屋川堤塘遊園地（官有地）の一角に村立公会堂を建設した。その規模は木造平家建瓦葺、建坪四五坪、全体の景観は御殿風につ

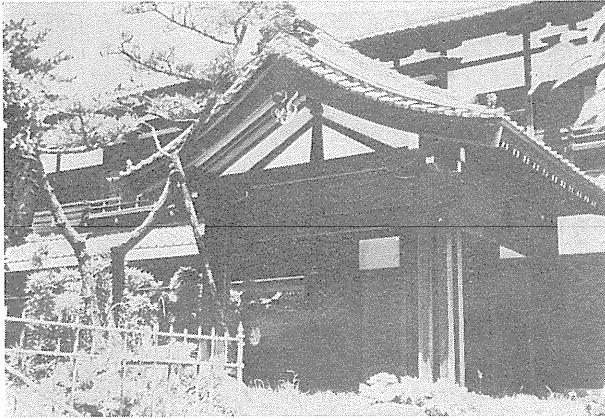


図282 打出公会堂(昭28)

くられた優雅なものであった。またこの年十二月には、公会堂建設工事と併行して付属建物一棟の増築を行なうこととし、これが工費二万五千円を補正追加、翌九年に竣工した。

以来、社会公共の文化的施設として利用されたが、同十二年四月からは利用者の増加によって、少数利用者や簡易な集会用として付属館の解放・使用を行なうこととし、あわせて使用料を左のように定めた。

- ・ 午前六時～午後六時　本館一〇円　付属館二円
- ・ 午後六時～午後一二時　本館一五円　付属館三円
- ・ 昼夜（午前六時～午後一二時）　本館二〇円　付属館四円

本来公会堂は社会公共の利便を目的とする施設であったから、営利を目的にした商行為に使用することは許さなかつた。そのため昭和三年十月、某百貨店から出張販売所として公会堂使用の申請がなされた際も、本村では断乎これをことわり、以後においてもこの種の使用出願は、たとえ村民であっても受け付けないこととした。

一方、村内でもこのころから地区ごとの公会堂建設の機運がみられることになった。地方自治が進展し、村勢の発展にともなっ



図283 芦屋遊園地風景

て、村民による社会的・文化的な活動も当然盛んになり、活動の場としての小公会堂施設が求められたのである。そうして、昭和七年十一月、打出地区においては同区共有財産の売却代をもって公会堂を設けることとした。ついで翌八年には打出字馬場（天神社前共有地）に木造瓦葺二階建、建坪六〇坪の打出公会堂が新設され、地区民による、各種活動の場として利用されることになった。

村営遊園地

精道村が高級住宅地として目ざましい発展をたどった歴史のうえで、村営芦屋遊園地をみおとすことはできない。芦屋遊園地の景観、それは四季をとおしてみられる白砂青松の自然美、そこにくりひろげられる夏の海水浴など、文字どおり市民憩いの場であり、都会人の散策の地であって、阪神間第一の健康芦屋の象徴であった。そうしてここに遊園地の設定を計画したのは明治三十九年であり、前年には阪神電車の開通によって芦屋・打出の停留所がおかれ、本村が住宅化への第一歩を印したところであった。そうして、本村が遊園地とするべく計画したところは旧国道以南の芦屋川堤塘官有地一万六〇八五坪の地であった。そのため堤塘遊園地設置の認可を得た精道村では、翌四十年に遊園地造成運

営の方法として二四二円の村費を支弁し、早くも開園した。その計画によると、園内施設としては村営の飲食店舗二棟（我妻屋）、夜間照明用の街灯二五基（但し石油ランプ）、便所四か所がその主なものであった。ほかに、阪神電気鉄道株式会社から寄付をされた園内施設は、休息所店舗八棟（六〇〇円）、ベンチ（五〇〇円）、ブランコ四台・円木運動機一台（二三〇円）、木馬一台（一五円）で、これらを適宜園内に備えた。以上が明治四十年開園当時の遊園地施設であった。

かくして村営芦屋川堤塘遊園地は、地域の住宅地形成と相まって阪神間名勝地の一つとして知られることになった。一方、精道村においてもこれが運営と維持に意を用い、公園費として第66表に掲げた村費が年々支出され、施設の整備と充実がみられた。

神社合祀

明治政府は、しばしば布告を發して神仏分離をはかり、祭政一致の復古をはかった。そうして明治六年には、神社はすべて国家の宗祀たることを宣言し、神官の世襲を廢し、神社の社格および神官職制を定めて、神社の国家神道化と統一をはかった。ついで同年八月十九日には大小神社氏子取調規則を定めて神社と氏子との結合組織を統合強化することになった。これによって、本村でも明治六年八月、打出天神社・芦屋天神社・三条八幡神社・津知日吉神社がそれぞれ村社の社格を与えられて村々の神社に認定され、その他の神社は無格社となった。

表66 年次別公園費支出

(単位 円)

年次	大正 4~5	7	9	11	13	15	昭和 3	9	14
支出額	68	9,417	23,241	593	2,972	4,433	879	705	1,937

(昭和14年「精道村会議事録」による)

ところがその後明治四十年に至り、さきに無格社とされた村内小社祠の合併整理が行なわれることになった。これは、時の桂内閣の方針によって全国的に進められたものであり一村一社を原則とするものであった。それは明治二十二年四月一日の町村制施行以来、わが国の地方自治制もようやく制度的に整備をみたのであった。だが新町村の内部にはなお旧来からの伝統や慣行が根強く残存しており、ために地方自治の進展上支障となるが多かった。そこから新村と旧村（部落）とを結ぶための一策として旧村を行政区として区長の設置をみることもなったのである。とくにこの場合、旧村内に数多くみられる無格小社祠の存続は、経営面での費用の増大に加えて人心の統一面からしても何かと支障がみられた。そこから、地方自治の進展を名分とした神社合併が促進されることになった。

こうして精道村においても四十年九月、まず三条八幡神社に無格社山神社（字西畑）・厳島神社（字塚穴ノ場）が合祀された。ついで四十一年五月には芦屋天神社に無格社山神社（字法泉寺）・水神社（字奥山）・門丸神社（字津谷）・庚申社（字津谷）・御神社（字古新田）・御神社（字申新田）の六社を、同十二月若宮神社（字西ノ坊）ならびに境内末社三座を合祀し、さらに翌四十二年十月には境内末社四座（愛宕社・多賀社・竈社・粟島社）を出雲神社に合併して一座とした。打出天神社では四十一年七月無格社金刀比羅神社（字下宮塚）・春日神社（字寺開地）・若宮社（字若宮）・南宮社（字北羅）・厳島神社（字小松原）の五社を合祀した。また津知日吉神社では四十三年二月に無格社厳島神社（字一ノ坪）を合祀した。こうして本村では、従来村内の各所にみられた小社祠がそれぞれの地区の神社に合併合祀され、一地区一社に統合整理をみることになった。これにとまな

い、氏子もまた右の四社に統合されたのであるが、昭和初年ころの各社氏子の概数は、それぞれ芦屋天神社二八〇〇戸、打出天神社一七〇〇戸、打出天満神社二〇〇戸、三条八幡神社六〇〇戸、津知日吉神社二〇〇戸であった。

寺院その他

神社とともに村民の信仰生活の場であった寺院―仏教は、明治政府の推進した神仏分離策や^は仏毀積運動などによって一時打撃をうけ、全国各地で廃寺・廃庵の現象がみられた。だが本村ではこのようなこともなく、近世期以来の寺院として浄土宗阿保山親王寺、浄土宗大甲山安楽寺、真宗真相山妙福寺、真宗光明山照善寺、真宗水無瀬山照楽寺などがみられる。だが打出天神社境内の神宮寺、同村の庵寺、三条地区の観音堂などは、時代の推移によって往昔の面影を^{おもひ}残すにすぎないかわりようであった。そうして大正中ごろの諸寺の檀家

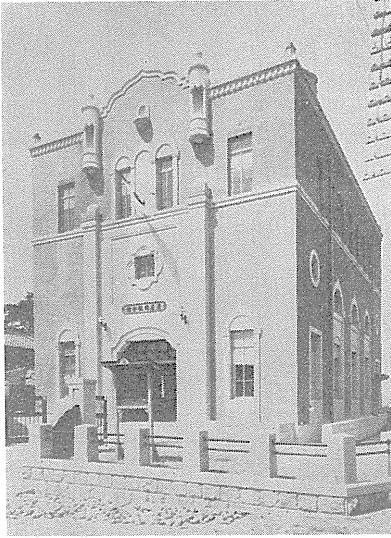


図284 芦屋仏教会館

数についてみると、親王寺二五〇人、妙福寺四〇人、照善寺六四人、安楽寺九六九人、照楽寺二五五人であった。

ところが、その後の本村では仏恩報謝の発願にもとづく崇信会が生まれ、仏教会館を建設するなどの宗教活動がみられた。この崇信会はもと個人（伊藤長兵衛）の発願になり、大正十三年九月十一日、精道村公会堂において仏教講演会を開いたことにはじまる。やがて崇信会の発展とともに昭和二年六月五日、芦屋字中程

二九七番地（現、前田町一―五番地）に鉄筋コンクリート三階建の芦屋仏教会館が建設され、同五年三月二十八日には財団法人芦屋仏教会館として発足した。以来同会館では定例仏教講座が開講されて宗教活動が行なわれ、同十年四月三日からは付属事業として崇信幼稚園が開設されたのである。崇信幼稚園はその後、昭和二十五年、従来の仏教会館付属幼稚園を改組し、新たに学校法人芦屋崇信幼稚園（理事、渡辺千恵園長）として発足し、今日に及んでいる。このような仏教活動とは別に、早く明治中ごろから天理教や金光教などの普及がみられた。そうして、天理教が一派として独立を許可された明治四十一年十一月二十八日から間もない四十二年六月十八日には、精道村宣教所が芦屋に設立されて本村での布教活動が本格化された。ついで大正三年十一月十九日には金光精道教会所と同じく芦屋に設立されて布教が本格的に進められた。

また明治六年からは、従来禁圧されてきたキリスト教の信仰が許されることになり、同十八年には日本基督教組合教会に属する西宮基督教会が設置された。こうしたこともあつて同三十九年には本村に婦人伝導師の養成を目的にしたキリスト教伝教会社経営の聖使女学校が設立された。ついで大正十二年四月一日からは日本メソジスト芦屋教会が大原町に創立され、同十四年七月五日には日本キリスト教組合芦屋教会が設立されるなど、その普及が進められることになった。

各種団体 《青年団体》 村勢が発展し、自治の風が進展するにともない、各種文化的団体もまたあいついで設立された。青年団体もまたその一つであるが、明治三十年代に入ると、近世以来の「若中」にかわつて青年会の設立がみられた。すなわち三十六年にはいち早く三条青年会がもと三条研究会を改称して組織された。そうし

て三十八年には打出青年会、四十三年山芦屋青年会・東芦屋青年会（若中を改称）、四十四年には西芦屋青年会（同上）、四十五年に入ると西打出修徳会・津知青年会（若中を改称）と続いた。大正時代に入ると青年団体の全国組織である大日本青年団が十一年に結成され、昭和二年には大日本女子青年団が創立されるなど青年団体の全国組織がみられた。これにともない前記の本村内各青年会も青年団と改称し、一村単位の青年団組織としての精道村青年団を結成するよう変った。そうして、各青年団（会）に共通してみられたことは、入団の資格としては在村の未婚者であることをもって条件とし、そこでは相互の親睦と研修をとおして公民としての資質の向上をはかり、社会生活の改善と奉仕を行なう、などが綱領・目的とされた。これらの目標を達成する行事として災害の予防、氏神の祭礼奉仕、産業奨励・農事改良などに団体として参加し、その中心となって活動することが青年団の任務とされた。村も経費の三分の一を補助して活動を奨励した。

《婦人団体・その他》 右の青年団体とならんで精道村婦人会も設立された。だが昭和十二年七月七日勃発の日華戦争以後は大日本国防婦人会の組織に改組編成されて、神戸本部精道村第一分会（山手）・同第二分会（浜）・同第三分会（打出）となり、本来の婦人文化団体としての面がうすれていった。

また村内の団体としては在郷軍人会が早く明治三十九年十一月に結成された。だが同四十三年に帝国在郷軍人会が組織されるにおよんで、以来精道村分会と改称し、その方面での活動が行なわれた。

このほか明治四十三年には精道村教育会が結成されて本村の教育振興と普及につとめた。さらに精道村教化団体連合会の結成と活動、芦屋児童研究会の設立など、村勢の発展にともない各種文化諸団体の設立がみられるに

いたった。

六 精道村の閉幕

繰り返しふれたように精道村の発展は交通機関の発達、とくに鉄道の開通によつて促進され、阪神間第一等の住宅地として開発が進められ、戸口もまた急激に増加の一途をたどつた。そのため、早くも大正年間からは生活環境の改善整備があいついで行なわれ、今日の高級文化住宅都市芦屋の基盤が形成されていった。この間、昭和九・十三年の両度にわたつて未曾有の大風水害に見舞われ、甚大な被害を受けたのであるが、この被災をも一つの契機として新たな都市的施設の充実をはかつた。

こうして昭和十四年（一九三九）一月二十五日、精道村自治改良調査員規程が議決承認され、市制施行を目ざした調査と準備が進められることになつた。したがつて各種調査の担当には村会議員（三〇名）全員があたり、近く実現すべき市制施行へ向けて調査と研究を進めた。この結果は同年十一月十八日の村会に提出され、可決された。

議案第八六号

一 市制施行ニ関スル件

昭和十五年二月十一日ヨリ武庫郡精道村ヲ廢シ、其ノ区域ヲ以テ芦屋市制施行ノ儀其ノ筋へ上申スルモノトス

昭和十四年十一月十八日提出

精道村長 大利市右エ門

そこで直ちに市制施行の上申を内務省に稟請した。翌昭和十五年十月五日には、市制実施を紀元二千六百年記念式典挙行日である十一月十日とする旨、内務大臣安井英二に追申した。十月二十五日、内務大臣より芦屋市設置について村会へ諮問があり、同二十九日村会を招集して可決答申した。十一月六日、内務省告示第五八〇号をもつて、芦屋市設置認可があり、同九日、兵庫県告示第千三百六十六号「武庫郡精道村有財産（一切ノ権利義務共）ハ市制施行ノ日ノ前日現在ヲ以テ全部之ヲ芦屋市ニ帰セシム」が告示され、同十日から「芦屋市」制が施行されることとなり、精道村はここに発展的に解消した。

第三節 芦屋の農業・水産業の変容

一、明治期における土地所有と農業形態

明治期における芦屋の農業の実態を知らせてくれる資料は非常に乏しい。まず手懸かりとして、地目の変化と土地所有の状況をながめ、農業の基盤となる土地がどのような形で利用かつ所有されたかを明らかにしておきたい。

明治期における土地利用 地目別面積（第67表参照）では、明治三十一年（一八九八）より同四十四年にかけて、田はほとんど変わらず、畑が一一・六町減少して、結局総農地では一二・九町（四％）が減った。その間

表67 明治期における地目別面積
単位(町)

地目		年度	
		明治31年	明治44年
農地	計	323.4	310.5
	田	231.7	230.4
	畑	91.7	80.1
宅地		20.9	40.9
山林		314.2	336.9
原野		10.3	10.3
雑種地			3.9

(精道村事務報告書)

地への転換が八件、農地の宅地化が六件などであった。明治四十四年のそれは、田の畑化が六件、他地目より農地への転換が七件と少なくて、農地の宅地化が五八件と著しく多かつた。すなわち、明治前半期は農業的転用が多かつたのに比べ、末期には農地の宅地化現象が顕著になってきた。つぎに、第67表と第68表を比べればわかるように、休閒地などを除いた純農地は地目上の農地面積とほとんどかわりがない。ということ、このころには休閒地がほとんどなかつたことになる。

明治期における土地所有

明治二十年の三条地区の農地所有者の総数(以下第285図参照)は三六名で、その大半は一町未満層(九四・五%)であり、ことに五反未満層が五割近くを占める零細所有形態を示した。このパターンは芦屋地区にも共通した。若干異なる点は、芦屋地区では〇・五町く一・〇町層(三条四二%・芦屋二四

に、山林は二二・七町(七・四%)、宅地は二〇町(倍増)増えた。こうしてみると、明治後半期における地目の変動はつぎの時代のそれに比べ少なかつたといえる。それ以前の資料を欠くが、明治二十四年より同二十八年の間の「地目変換土地開墾届」によると、地目変換届の累計数は三〇件で、年平均六件であつた。明治四十四年の地目変換数は七八筆であつたから、前半期の地目変換はより少なかつたといえよう。地目変換の種類としては、明治二十四年く二十八年の間は、畑の田化が一五件、他地目より農

表68 明治期における耕作地 単位(町)

区分	年度	明治16年	明治30年	明治37年	明治42年
総計		(128.9)	311.0	318.4	312.3
田		(71.5)	225.0	233.4	230.0
畑		(57.4)	86.0	85.0	82.3

(武庫郡誌・議事録による)

- (注) 1) 明治16年の数字には打出地区の分が含まれていない。
 2) この時期は休閑地・休耕地がほとんどない。

(%) が少なく、一反未満層(三条一四・芦屋二〇%)と一町以上層(三条五・五%・芦屋一九%)が多かった。すなわち、芦屋は三条に比べ、両極にやや肥大した農地所有形態を示した。

つぎに宅地・山林などを含めた土地所有規模を一瞥しておこう。三条地区では山林所有が全体に行きわたり(明治十四年で二九戸)、しかもその所有規模が芦屋地区に比べ大であったので(三条のケースは特殊であった。

その理由は後述する)、総土地所有規模は拡大した。すなわち、一町以上層が三一%と増え、一反未満層は二八%と減った。ただ、一反未満層が一%とあまり変わりがなかったということは、この階層の農地以外の土地所有、ことに山林所有がとるに足らないものであったことを示唆している。それに比べ芦屋地区の土地所有規模は、農地所有のそれとあまり変わりがなく、ただ目につくのは、零細な農地外所有者が入ってきて一反未満層が若干増えた点と、〇・五〜一・〇町層が二四%から一二%へと半減したことである。

明治も後半期に入ると、農地所有者の階層構成も少しく異なった様相を帯びるようになった。明治四十一年の三条では、明治二十年と比較して農地所有者は倍増(七七戸)した。また一反未満層が五割に達し、明治二十年には四二%もあつた〇・五〜一町層が七%と激減し、農地所有の零細化が著しく進行した。しかし、明治二十年にはなかつた一・五町以上層が一二戸(一五%)もあらわ

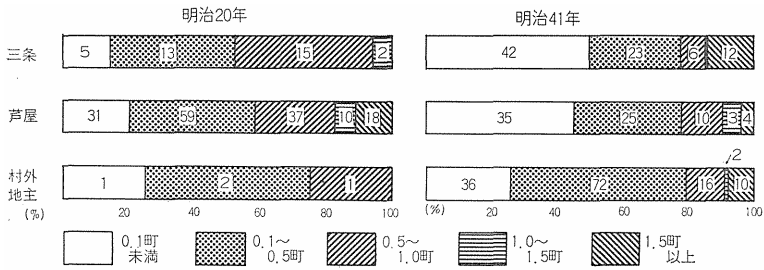


図285 明治期における耕地所有規模

れ、両極への収斂傾向をみせた。芦屋でも零細化が一層進行し、一反未満の農地所有者が実に四五%に達し、五反以上の各階層がすべて半減した。両地区を合わせると、農地所有者が一八〇余戸増え、その九割弱が精道村外の地主であった。

村外の土地所有者は精道村全体で明治二十年（一八八七）には三〇戸であったのが、同四十一年一九七戸と増え、全土地所有者数の三割弱を占めるにいたった。農地のみに限れば、二九戸から一三六戸へと増加し、全農地所有者の二割におよんだ。その地目は田・畑が大部分とはいえ、その住所をみると、大阪・神戸方面が多く、時には法人所有のこともあり、その土地取得の本来の狙いがどこにあるかは自明であろう。明治四十年の議事録には、「近年本村土地ノ発展ニ伴ヒ、他ヨリ移住ノ多ク人員愈々増加スルニ從ヒ自然借地ノ払底ヲ来シ…」と記録され、『武庫郡誌』（大正十年）も明治末期より阪神間地域の住宅地化が顕著になってきたことを述べている。

三条・芦屋における山林の個人所有形態を第286図に示した。明治十四年、三条では約一六・一町の山林を二九戸（全土地所有者の八割強）が所

有し、その平均所有規模は約五・五反であった。芦屋では約二六・四町の山林を五五戸（全土地所有者の三割強）が所有し、その平均規模は約四・八反であった。すなわち、三条は芦屋に比べ、所有面積の平均・所有者数の割合ともに優っていた。ことに、三条地区の山林所有がほとんど全地区民にわたったのは、明治初年に公有林の一部が解放・下付されたからである。

明治全期を通じてみれば、増減の割合はそう大きなものでなく、山林所有規模の階層状況に著しい変化をもたらすほどのものではなかった。それは、明治期における山林は宅地化されることもなく、その所有形態に大異変を起すような要因はなかったからである。

これら三条・芦屋の個人持山林のほとんどは芦屋川沿岸と、阪急以北の山麓部に分布した。

共有・公有形態のさまざま

次に村中持・宮田・当田・講中持など、さまざまな非個人的所有形態について

説明しておこう。村中持と呼ばれる旧村の共有地は、主に山林・溜池であった。三条・津知の両村（町村制施行以前の村）は、西隣の本庄・本山両地区の七か村とともに、本庄地区内に九か村持山として三七一・七町を共有し、芦屋・打出両村は芦屋の字奥山に一九八・八町の山林（明治十四年調）を共有し、古くより秣草、柴草の採取、薪炭の供給をおおぎ、各村が等しく利用してきた。また、それよりあがる収益は各村共益とされた。その所有権・利用権は慣行的に維持・運営されたが、明治二十二年の市町村制施行により、芦屋・打出・三条・津知の旧四か村が合併し精道村となるに伴ない、その管理・運営権は徐々に村長に委ねられるところとなり、明治三十一年の郡長宛報告の書状に、打出・芦屋共有林が村長の管理するところであることを述べている。しかし、その

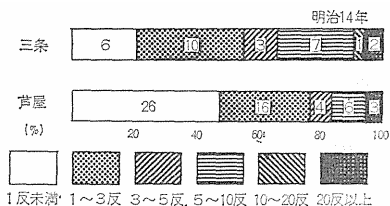


図286 山林所有規模

所有権は各部落が堅持していた。大正十年（一九二二）には、打出・芦屋共有山に関する植林・開墾・住宅経営ならびに付帯事項の実施という名目で、千年間の地上権設定をおこなった記録がある。地上権取得者は、打出・芦屋の一一部落の三四三名であった。その持分は均等割ではなかったようである。昭和九年には、打出・芦屋共有財産管理委員規程として、「(一)町村制第六九条ニ依り共同財産管理委員ヲ置ク、委員ノ定数ヲ一二名トシテ村会議員ヨリ六名、本村打出・芦屋内ニ居住スル村民中選挙権ヲ有スル者ヨリ六名ヲ選任ス（任期四年）」と決め、管理の直接責任を同委員会に委ねた。

共有林のほかに、各地区は独自に村中持として若干の田・畑・山林・溜池を保有していた。芦屋は、明治二十年（一八八七）には一三反三三三を保有したが、明治四十四年には三反六一六に減り、溜池（不明）を除いて、六反五一四が減少した。その後のこれら村中持地の売買を追っていくと、それらは、隣接地主、または第三者に払下げられて（有償・無償）減少の一途を辿った。ことに部落の諸費用充当のための山林の売却や、大正期から昭和期にかけての耕地整理による溜池の壊廢と売却が多かった。水利にあまり恵まれない当地にあつて、溜池は用水源として、ことに早魃時の補水として大切な役割をはたし、村の水利体系の一環としてその多くは村の共同開発・共有に属してきた。しかし、近代における芦屋の変化はそうした旧来の溜池の機能を奪い去り、多くの溜池が不用池として払下げ・売却の運命を辿つたのである。

明治二十二年の精道村成立以来、村政の進展につれて、村当局は村の財政基盤の確立策として、芦屋川改修にともなう国有地の不用堤塘の払下げ・耕地整理の進行につれて生じた余地の村有化・村民よりの寄付（道路の補修や新設工事費の半額負担制を実施し、寄付という形で採納した）などにより村有地の拡大をはかった。明治四十年には、宅地四反六〇七にすぎなかった村公有地が、大正五年（一九一六）には四八反三二八に、昭和五年（一九三〇）には大蔵省より五町あまりの払下げを受け、一挙に七四反〇二三と増えた。

宮田・当田・宮田氏子・講中持といった共有地があった。明治二十年の旧芦屋村の共有地の一部を記せば、氏神宮田Ⅱ一反二一八・宮田氏子Ⅱ一反九二四・浜当田Ⅱ一反六二七・東之町西伊勢講中Ⅱ一反一〇八・浜徳左エ門講中Ⅱ五反一二七などで、合計一六反九一八にたつした。氏神宮田・宮田氏子は村社経営用の土地であり、当田とよばれた共有田も同じ性格のものであった。伊勢講中持は、村の年中行事としての伊勢代参の費用にあてるためのものであり、各講中がそれ用の土地を共有した。この他にも数名が共有する形がある。これも、共有形態の一変形として存在した。こうした共有地は村落社会の解体とともに往年の機能を失い、便宜的に、村社経営に充当するために売却されたり、村社に権利移譲したり、個人に売却されたりして霧消していった。

このような古い村落生活に密接につながった諸共有形態の減少は、村落社会の解体に随伴した現象であったし、一方、村の公有地行政単位の旧藩政村から明治行政村への融合統一という政策的バックアップのもとに、耕地整理という機会を把えて進展していった。

農家の増加と農家構成

明治三十年以前の農家の実数はつまびらかでないが、それ以後の農家戸数は明治三

十一年の四一二戸、同三十七年の四四五戸、同四十二年の四五七戸と増加した。しかし、対総戸数（明治十五年六一三戸、同三十年五一四戸、同四十二年七六二戸）の割合は低下した。総戸数の増加がそのまま農家戸数の増加につながらず、その間にギャップがあつたのは、総戸数の増加の大半が非農家であり、しかも新規農地取得者が必ずしも農業を営むことにはならなかつたからである。それにしても、わずか十余年に農家戸数が五五戸と一割強も増えたこと、ならびに村外地主の増加は、日露戦争後の住宅都市化の進行とあいまって、農地所有規模の零細化をもたらしたことは前述の通りである。

この間の農家の実情を、明治三十一年中の「精道村民情景況報告」は次のように述べている。

明治三十一年精道村民情景況報告

「当村ハ概シテ農家ニシテ、商工業ノ如キハ、拾中ノ一・二ニ過ギズ：一昨年凶作ノ余響ヲ受、昨年度ニ於テ米価非常ニ騰貴シタルヲ以テ細民ノ非常ナル困難ト反シ^{（マカ）}地主等ハ大ニ喜色ヲ形セリ：総ジテ衣食住共ニ粗悪ナリ。貧富ノ度合ノ如キ 一分ハ余裕アリ 三分ハ收支相均シク 五分ハ農業ノ余暇働勞以テ漸ク糊口ス 又一分ハ赤貧ニシテ衣食住ノ欠乏スルヲ常トス……」

明治三十二年一月十一日

村 長

郡 長 宛

右の報告は、農外収入によらねば糊口をしのごうができない階層が五割、まったくの赤貧階層が一割もあ

り、しかも不作による小作農民層の非常な困窮の様子、それと対照的な地主層の姿をはっきりと示している。それを数字で示せば、明治三十年には、専業農家は三〇〇戸で、兼業農家は一一二戸（二七％）であった。明治十六年の芦屋・三条・津知の各村誌によると、農・商兼業が芦屋に二五〇名、同じく津知に一戸あり、三条では農・薪炭兼業が一戸あった。そのほかに力役にあるいは製造業・雑業（精米・素麵製造・製粉業・油しぼりワラ工品製造など）に従事する農家人口も相当にあったようである。

自・小作別では、明治三十年に自作農が一八〇戸で自作地が一四八・五町（一戸平均八・三反）であり、小作農は二三二戸（五六％強）で、小作農地が一六二・五町（一戸平均六・九反）であった。自作農と小作農では、あきらかに経営規模の格差が認められた。その後、宅地化が進行するにつれて、小作農層が急激に増えて、明治四十二年には二八八戸となった。それにひきかえ、自作農は一五〇戸と著しく減少した（その後については次項で触れることにする）。

農産物・農業経営

芦屋の主農産物は米麦であった。明治十七年の芦屋・三条・津知の各村誌はその地質を「其色黒其質美悪混リ砂土燥湿肥瘦半々ナルカ故ニ早稲殊ニ中稲ニ宜シク麦ハ就中小麦及ヒ裸麦ニ最モ適シ桑茶ニ適セス」（芦屋村誌）と述べている。六甲南面の海岸沿いには、六甲地塁のもろい粗粒花崗岩が激しい浸蝕を受けてできた複合扇状地が連なっている。芦屋の平坦部も六甲山塊の岩屑の堆積からなっており、市西南部の芦屋川流域と中南部の宮川流域には沖積層が、市東北郡の岩園町・朝日ヶ丘町・宮川左岸では砂礫土が覆っている。その土地利用をふかんすれば次のようになる（付図参照）。水田は平坦地の大部分を占め、沢沿いに山麓部

に喰込んでゐる。西国街道以南の浜に近い部分には、明治初期には荒地・草生地が広く残されていたが、やがて多くは畑地にされ、一部に水田化がおこなわれ、遅くに宅地化されていった。田質は、平坦地中央部の古くから開かれた地域の地味がもつともよくて上田・中田が集中しており、それより上部の山麓部には低位な下田・下々田があり、また水利の不便な高台・浜手にも低位な水田がみられた。こうした高台地には、沢水を集水、あるいは用水より導水された溜池群が広く分布した。同じく水利の便の悪い浜側にも溜池が作られていた。そのほかに、集落周辺に自家用蔬菜栽培畑が配され、山麓部斜面にも若干の畑地がみられた。山林はいうまでもなく、山麓・山間部にあり、芦屋川沿いと浜に松林と一部の高台地に同じく松林と竹林が点在した。

水稻については、芦屋・津知は中稲に、三条は晩稲に適した。麦については、芦屋は小麦と裸麦に、三条は裸麦に、津知は裸麦と大麦に適すとされていた。明治十六年（一八八三）の芦屋・三条・津知の生産高は、米一五〇二石、麦五四四石、綿一三〇五貫であり、米の推定反収は二・二石ほどであった。明治三十年・三十七年・四十二年の全村の米麦生産高、ならびに反収を第69表に示した。米については作付面積に大きな変化はなく横バイ状態であり、生産高は少しづつ伸びている。反収も、明治三十七年二・七〇石、同四十二年二・七四石、大正三年三・三五石と徐々に伸び、武庫郡平均と比較すれば、米反収高は〇・三〇・六石ほど上廻っていた。ゆえに明治期には、米作に関しては精道村における土地生産性は低くなったといえる。（大正三年頃をピークとしてその後低下していった―後述）。

一般的に、明治期におけるこのような米の生産性の向上を支えたのは、金肥の普及・農具の改良などがあつた

表69 農産物と反収(1)

上らん 生産高
下らん 反当収量

年度	作目	米	麦	甘 藷	蔬 菜	綿	菜 種
明治16年		150.2石 (2.1〃)	544石			13,050貫	
〃 30年		5750石	2440石 (1.29石)	1,500貫 (300〃)		780貫 (12〃)	460石 (0.5〃)
〃 37年		6301石 (2.70〃)	2725石 (1.09〃)				
〃 42年		6311石 (2.74石)	2022石 (1.49〃)				

- (注) 1) 明治16年の数字は打出村の分が入っていない。
 2) 明治30年欄の米・麦の数字のみ31年度のものである。
 なお他の統計によると、同年の米は5,164石、麦は3,417石とある。これによると、麦の反収は1.80石となる。
 3) 明治16年の米の反収は推定である。

ことはいうまでもないが、明治政府による諸農業改良政策も無視しえないところであった。さて、精道村ではどうであったか、兵庫県では、明治三十五年に各郡技術員協議会の建議により、それまで各地で実行にうつされつつあった農業改良技術をとり入れて、米麦改良の十大項目(共同苗代・稲正条植・塩水選・米の乾燥調整俵装の改良など)を規定した。

芦屋でも、村当局により推奨・指導がおこなわれた。明治四十年(一九〇七)の事務報告には、「共同苗代ノ義ニ付吏員各大字・部落へ再三出張シ大ニ奨励方ニ尽力シタリ」と述べ、害虫防除にもあつたことを記している。また同四十二年の村の農業改良事業として、共同苗代・正条植・害虫防除・米穀改良などをあげ、奨励員・生産検査員を設けた。このような県・村当局の努力にもかかわらず、芦屋の農民は農業改良にあまり乗り気ではなかつたようで、『武庫郡誌』は精道村の条で、「米穀塩水

選明治四十二年に於ては一〇〇%に達せしも、大正二年に至りては七〇%に降り、変種の塩水選は全く行はれず。共同苗代もその実行頗る少なく、稲正条植の実行亦成績不良なり。即ち明治四十二年においては僅々五%なる実行歩合は、大正三年に至りても漸く一九%を算するのみにして：農具の改良せられたるもの少なく、一般に行なわれる除草機の使用すら極めて少数なり」と慨嘆している。とすれば農業改良が積極的には実施されなかつたにもかかわらず、米の生産性が高かつたのは何故か。それにはまず永年にわたつて培われた土地の肥沃さと、自給肥・金肥の使用といった理由が考えられる。そこで肥料のありようをみればつぎのとおりである。肥料の大部分が自給肥料であつたのはいうまでもない。芦屋の各地区は尨大な入会山を共有し、稗草などの下草類が豊富に得られた。また、阪神都市間にあつて尿尿の供給にも恵まれていた。ちなみに、明治三十一年（一八九八）には、神戸市の川崎造船所に農業肥料用としての尿尿汲取請負の申請をおこなつた。金肥はすでに江戸時代より、当地方では干鰯・干粕・油粕などが利用されており、明治三十一年の肥料輸入量（但し見積り量）は四万六〇〇〇貫で、一反当りの消費量は一一・六貫弱であつた。

麦作については、明治初期には裸麦・小麦・大麦などが栽培された。その後、大麦は少なくなつて裸麦・小麦が栽培された。村役場資料と『武庫郡誌』によると、作付面積は明治三十一年一八九町、同三十七年二五〇町、同四十二年一二五町、大正三年一一九・八町と、明治三十七年の異常な高さ（この作付面積は米のそれを上廻つており統計の信憑性が問題である）を除けば作付面積は減少傾向にあり（第69表参照）、反収も武庫郡平均を下廻り、その後麦作は減少の一途を辿つた。明治末期はまさにその減少傾向がはっきり顕れ始めた時期であつた。

米・麦以外の作物としては、甘藷・豆類（そら豆・エンドウ豆・大豆・小豆で合計作付面積は八・七町、収量は六八石：明治三十年）が栽培された。また、明治前半期には換金作物として綿作や菜種作が盛んに行われたが、後半には急速に減少した（綿作は明治十六年の前記三地区の合計収量は一万三〇五〇貫であったが、明治三十七年には全村で七八〇貫と激減した）。このように明治期における芦屋の農業は、米・麦を中心とした単純な栽培体系が支配的であった。

一 耕地整理期における土地所有と農業形態の変化

耕地整理の実施 比較的变化の少なかった明治の時代が終わり、大正・昭和に入ると、耕地整理の実施や先行的な住宅都市化現象が激発するにおよんで、それまで精道村の中心的産業であった農業は、その影響を受けて著しい変貌を遂げたのであった。

わが国の耕地の形態は、その地形的制約や零細な土地所有形態ならびに相続・売買による細分化などの諸要因によって、著しく細片化されかつ不整形であり、農業近代化の大きな阻害要因となってきた。そこで、明治政府は明治三十二年に耕地の区画・形の整理変更を主眼とした「耕地整理法」（旧法）を發布し、同三十九年には「耕地整理及土地改良費奨励規則」が發布され、国費補助の途が聞かれた。さらに同四十二年には、旧法を全面的に改正し、開発事業をも含めた広い範囲の耕地整理組合（公法人）の設立を奨励した。兵庫県でも、明治三十五年より県農会に専任技術員を置いて啓蒙ならびに実務補助に努めさせ、同三十九年にはそれを県の所属に帰し、同

表70 耕地・土地区画整理組合調査表

組 合 名	面 積 町反畝	許可年月日	着手年月日	竣工年月日	解散年月日 完了	組 合 長
第 1 耕地整理組合	32.8.7.04	大正 5・5・26	大正 6・1・8	大正 9・11・1	大正14・12・15	山村吉蔵
第 2 “	11.7.4.29	“ 7・8・26	“ 7・11・30	“ 12・12・30	昭和 5・4・5	猿丸又左エ門
第 3 “	17.2.3.10	“ 7・7・10	“ 7・11・15	“ 13・2・16	“ 5・4・5	“
第 4 “	37.5.8.26	“ 7・9・12	“ 7・11・30		“ 11・	杉岡藤右エ門
第 5 “	22.6.2.04	“ 7・8・13	“ 7・11・20	“ 13・2・16	“ 5・4・5	猿丸又左エ門
第 6 “	21.1.0.19	“ 8・3・28	“ 8・12・1	“ 14・10・30	“ 5・4・5	“
第 7 “	23.5.6.10	“ 8・8・20	“ 8・12・1	“ 14・3・30	“ 8・	“
第 8 “	19.0.9.06	“ 8・8・16	“ 8・12・1	“ 14・12・30	“ 10・5・11	“
第 9 “	24.4.5.14	“ 8・12・25	“ 9・4・26		“ 10・	“
第 10 “	11.9.0.00	“ 11・8・11	“ 11・9・25	昭和 4・11・30	“ 11・	杉岡藤右エ門
第 11 “	58.1.7.06	“ 12・2・9	“ 13・4・15	“ 6・8・8	“ 11・	“
岩ヶ平土地区画整理組合	30.1.4.19	昭和 5・12・27	昭和 6・2・26		“ 16・	猿丸又左エ門
奔塚耕地整理組合	11.2.3.00	大正13・1・21	大正14・1・17		“ 11・	天王寺谷忠左エ門
金塚 “	10.3.5.00	“ 15・11・19	昭和 2・2・17		“ 16・	“
六麓庄土地区画整理 一人施行地区	30.1.4.04	昭和 4・7・22	“ 4・8・1	昭和 6・6・5	“ 7・7・2	森本喜太郎
芦屋・打手山土地 区画整理共同施行地区	45.3.1.24				“ 13・	北谷博玄

- (注) 1) 竣工年月日欄の第 4・第 9・奔塚・金塚・岩ヶ平・打出山手の各地区は昭和10年には全部完了しており、ほぼ昭和 8 年に竣工しているようである。
 2) 六麓庄地区の代表者森本氏は株式会社六麓荘の専務取締役である。
 3) 本表は「第 7 号耕地整理組合事業並決算報告書」の付表を若干補って作成した。

四十二年にはまったく県の直営事業として施行した。この頃すでに宅地化の影響の出はじめていた精道村においては、宅地化を前提とする耕地整理が可能となるにおよんで、ようやく耕地整理実施への動きがでてきた。その事情を「武庫郡精道村第壹耕地整理組合事業並決算報告書」（昭和八年）は次のように記している。

「大正三年頃、有志山村吉藏・杉岡藤右衛門・猿丸又左衛門・細谷吉左衛門ソノ他ガ謀ツテ、土地会社ヲ設立シ、浜芦屋・打出ノ一部一団ノ土地ヲ買収シ、各元地主ヲ株主トシ、土地ノ経営ヲ企画セシモ、其成立ヲ告グルニ至ラズ……耕地整理法適用ノ便ナルヲ察知シ……土地所有者五七名ノ内四四名ノ同意ヲ得テ組合設立ノ認可ヲ得ルニ至レリ……約二ケ年ニシテ其工事ノ終了ヲ告ゲシ」

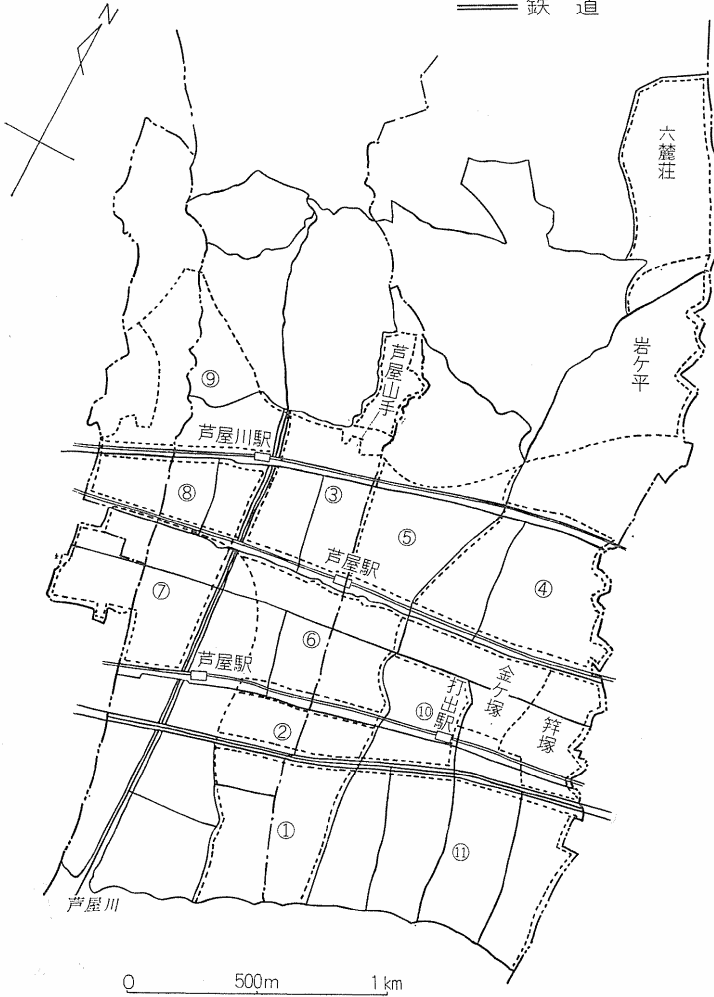
同じく、大正四年の精道村事務報告書は「耕地整理奨励の件」について次のように記している。

「御大典記念事業トシテ、村内土地所有者ニ耕地整理ヲ奨励シ、ソノ準備調査費及事業費ノ幾分ヲ補助シ之カ遂行ニ当ラムトス」

明治三十八年（一九〇五）の阪神電車の芦屋・打出両駅の開設、同四十一年の電灯供給開始、大正元年（一九一〇）のガス供給開始、同二年の軌道線芦屋駅の開設、同三年の山麓線の水道敷設といった一連の交通機関の発達と生活環境の著しい進展に目をつけた村内の有力地主層により、土地経営策として区画整理が目論まれ、村当局もそれを積極的にあと押しするところとなった。もちろん、その実施過程において反対がなかったわけではない。ことに農業に生活基盤を置いた小作農にとつては、耕地整理＝宅地化はその生活基盤である耕作地の喪失につながり、生活の糧道が断たれることになったし、土地所有者にとつても、道路溝渠に土地がさかれる

図287 耕地土地区画整理組合

- 組合界
- ①----- 第1 耕地整理組合
- - - 旧村界
- ==== 鉄 道



がために実質的所有地の減少につながったし、投資見合の確保に不安がないわけではなかった。

耕地整理の内容

大正六年（一九一七）一月に着手された第一耕地整理組合を手始めに、大正七・八に年か

けて第九耕地整理組合まで設立し、その後も耕地整理組合あるいは土地区画整理組合が続々と設立され、事業は、全部で一六組合が第287図（六麓荘地区は入っていない）の範囲で、第70表の経緯を経て実施され、昭和十六年頃まで続いた。山手地区を除くほとんど全域におよんだこの耕地整理は、地区によってその経緯が必ずしも一様ではなかった。二・三の地区を例に、その事業過程と結果について一瞥しておこう。

組合の役員は、組合長・副組合長・評議員によって構成された。彼等は有力地主であり、組合設立のオピニオン・リーダーとして事業の強力な推進力となった。多くの場合、事業期間が相当長期にわたったので役員の入替がおこなわれた。組合員は該地区に土地を所有する人々によって構成されたので、事業期間中に増減があった。概して、宅地化にともなう土地分割により増えるケースが多かった。

第一耕地整理組合の場合の収支決算表によれば、収入総額三万九七三六円のうち、賦課徴収金（二七・七％）換地精算徴収金（六一・二％）、それに村補助額が四〇〇〇円（一〇％）あり、あとは設立当初の個人よりの借入金であった。ところが、昭和五年からおこなわれた岩ヶ平土地区画整理組合の場合（第71表参照）、借入金（六七・八％）が大きな割合を占め、あと賦課徴収金（二七・三％）でまかなわれ、村費補助額は一・二％に過ぎなかった。以上のように、村費補助額・借入金の割合・組合員の一時負担額などで、両組合の間に差異が認められた。支出では、第一耕地整理組合は、換地交付金（四三・二％）が大きな割合を占め、工事費は二五・二％で

表71 累年収支決算（岩ヶ平土地区画整理地区）

単位(円・%)

収 入			支 出		
科 目	金 額	比率	科 目	金 額	比率
組 合 費	159,833	27.3	組 合 設 立 費	4,695	0.8
村 費 補 助 金	7,046	1.2	工 事 費	109,799	19.0
寄 付 金	13,615	2.3	内 道 路 工 事 費	(105,707)	(18.5)
雑 収 入	1,620	0.3	事 務 ・ 会 議 費	26,419	4.6
一 時 借 入 金	397,116	67.8	補 償 費	4,715	0.8
清 算 徴 収 金	6,480	1.1	内 作 物 補 償	(2,638)	(0.5)
			借 入 金 償 還	426,578	73.8
			予 備 費	3,434	0.6
			地区外工事寄付金	1,453	0.3
			換地清算交付金	0	0
合 計	586,071	100	合 計	577,095	100

〔「金塚・岩ヶ平・箕塚・打出山手耕地整理地区綴」〕

あった。岩ヶ平土地区画整理組合の場合、借入金償還額(含利子)が七八・八%に達し、工事費は一九・〇%の割合しか占めない。このように耕地整理のはじまった頃と末期とでは、経費のうち占める借入金の割合が増え、それにとりもなう利子支払などもかなりの負担となった。

岩ヶ平地区の換地方法は、土地所有者の便宜なる位置に取纏めて換地としているが、芦屋山手地区の換地説明書では、「従前ノ位置ニ於テ」換地することを規定しており、おおむね各組合とも従前地換地を建前としたようで、実際上も地価の不揃いという障害もあって、そうならざるをえなかった。

つぎに、耕地整理前後における地目構成と面積の変化に検討を加えておかねばならない(第72表参照)。岩ヶ平地区では、総面積は国有地

表72 換地前後の地目別面積（岩ヶ平土地区画整理地区） 単位(円)

地 目	換 地 前		換 地 後		差 引 実測坪数	対換地 前指数
	実測坪数	筆 数	実測坪数	筆 数		
田	43,967	381	34,869	117	-9,098	80
畑	8,274	104	6,745	32	-1,529	82
宅 地	2,917	20	10,318	42	+7,400	354
山 林	21,866	22	13,965	37	-7,901	64
原 野	261	7	67	3	- 194	26
溜 池	4,688	28	2,350	8	-2,338	50
学校敷地など	3,000	12	5,666	4	+2,661	189
道路・溝渠	2,567		16,189		+13,622	631
総 計	87,540	574	90,169	243	+2,629	103

(「金塚・岩ヶ平・箕塚・打出山手耕地整理地区綴」)

の無償交付・編入により若干増加した。地目別では、田(八〇……実測坪数による対従前地の指数：以下同じ)・畑(八二)・山林(六四)・原野(二六)・溜池(五〇)などの広い意味での農用地がそれぞれ大巾に減少した。逆に、宅地(三五四)・道路溝渠(六三一)は大巾に増加した。第1耕地整理組合・箕塚耕地整理組合・芦屋山手・打出山手の各土地区画整理組合などについても検討した結果、若干の差異が認められたが(畑地・原野の増加・宅地があまり増えていないなど……これは平地が早く、山手が遅いといった宅地化過程における地域差や、耕地整理の実施が宅地化のスピードの早い時期にあつたか遅い時期にあつたかという時期の違いによるのであつて、やがてこれらの地区でも畑地・原野も減少した)、大筋においては田・畑・山林・溜池といった農用地の潰廃による宅地・道路・溝渠といった都市的施設の拡充傾向をはつ

きり示した。

一筆当りの面積では、岩ヶ平地区の場合、田が二畝二七歩から約一反へ、同じく畑が二畝一九歩から七畝歩へと大型になった。他地区でもほぼ同じであった。坪当り評価額も、岩ヶ平地区の場合従前の一・二倍強く一・八倍強と高くなった。

以上のごとく、芦屋における耕地整理は農地改良を指すものではなく、大阪・神戸間における先行的住宅都市化現象を投資的にとらえた地主層を中心とした上層民による住宅地化事業であった。ここに芦屋の住宅都市としての発展は決定的となった。一方、農業の側からみれば、それは農地の減少・経営規模の一層の零細化・農業経営の貧困に拍車をかけることになった。

土地利用の変化と農地所有規模の縮小

全体的な土地利用の変化の様子をつかむために、地目別面積の変化

を辿ることにしよう(第73表参照)。農地は、大正元年(一九一三)より同五年まで年平均一・七町の割合で八・六町が減り、耕地整理がおこなわれた大正五年より昭和十五年(一九四〇)の間は年平均五・五町の割合で一・二七・五町(四二%強)も減少した。その最大ピークは大正末期より昭和のはじめにかけてであった。その後第二次大戦中には、一時この減少率は落ちた。この間に、官林の払下げなどを受けて、山林はむしろ増加した。山林が減少しはじめるのは昭和十年以降であった。それは山麓部の宅地開発が遅れたことによる。なお、雑種地も昭和に入ってから減りはじめた。一方、宅地の増加はめざましく、大正元年の四〇・九町から昭和十九年(一九四四)の二五四・九町へと、実に六・二倍になった。もともと増加の激しかったのは、農地の減少率の高かった

表73 地目別面積

単位(町)

地目	年度	大正5年	大正10年	大正15年	昭和5年	昭和10年	昭和15年	昭和19年
	農地	計	301.6	278.6	253.8	215.8	183.3	154.1
田		223.4	210.5	195.5	161.5	130.7	106.0	97.7
畑		78.2	68.1	58.3	54.3	52.6	48.1	46.1
宅地		50.5	70.6	114.6	158.2	197.2	225.7	254.9
山林		349.8	359.0	350.7	371.8	375.6	364.6	354.4
原野		10.4	10.0	9.5	4.6	4.6	3.1	2.1
雑種地		4.0	4.0	3.2	13.2	5.3	5.5	10.3

(「精道村・芦屋市事務報告・議案綴」による)

表74 農地面積

単位(町)

区分	年度	大正3年	大正8年	昭和3年	昭和5年	昭和10年	昭和15年	昭和20年
	純農地	計	303.6	285.4	(227.0)	105.3	73.7	55.5
田		224.0	213.6	(171.0)	83.3	58.2	44.3	44.6
畑		79.6	71.8	(56.0)	22.0	15.5	11.2	10.1
休閒地	計		10.9		110.5	104.9	82.2	
	田		10.0		78.2	69.0		
	畑		0.9		32.3	35.9		
自作・小別	自作	125.2				10.6	8.2	11.5
	小作	149.3				63.1	48.3	43.2

(「精道村・芦屋市事務報告」・「武庫郡誌」による)

- (注) 1) 昭和3年の休閒地は不明であるが、純農地の中に入っていると推定される。
 2) 昭和15年・同20年の自小作地別の統計は資料によって異なるが、妥当と思われるものを採用した。

大正十五年より昭和五年の間であった。かかる地目別構成の変化は、この期間中にいかに激しい土地利用の変化がおこったかを物語っている。まさしく、それは農業が住宅都市化の波に吸収されていった過程そのものであり、そのもつとも激しかった時期が耕地整理期間中、ことに大正末期より昭和初期にかけてであったことをしめす。

地目上の農地の減少に平行して、それに輪をかけた休閑地と呼ばれる耕作放棄地の驚くべき拡大現象がおこった（第74表参照）。すなわち、大正八年（一九一九）には一〇・九町であった（明治末期では、せいぜい三町前後と推定される）休閑地が、昭和五年には一一〇・五町と著しく拡がり、その頂点に達した感があった。その後、休閑地は宅地化されて徐々に減少していった。もつとも、第二次世界大戦中とその直後には、食糧不足を補うために空地利用ということで、こうした休閑地に作付された。

農地目の減少と休閑地の拡大により、実質上の経営耕作地（純農地）は大正三年（一九一四）の三〇三・六町から昭和二十年（一九四五）の五四・七町へと、実に八二％も減じた。ことに、大正八年から昭和五年の間にもつとも激しく、年平均一六・四町の割合で経営耕作地は失われていった。田・畑の別では田が約五分の一弱に、畑は約七分の一強に縮小されており、やや畑の減少度が高かった。

大正初期より昭和初期の土地・農地の所有規模に関する統計資料を欠くが、いまその期間における抽出農家一五〜一八戸の土地所有と農地所有の変遷を第75表に示した。農地については、明治末年には一〇戸あった一町以上層（抽出家族は平均より上層が多い）が昭和五年には五戸に半減した。より詳細にみれば、大正初期の変動は比較的少なく、農地に変動があった農家は七戸で（減少したケースが多かった）、せいぜい三反どまりの変化であ

表75 抽出農家の土地所有規模の変化

年 度		地 目		0.1町	0.1～	0.3～	0.5～	1～	2～	3町	合 計
		未	0.3町	0.5町	1町	2町	3町	以上			
農 地	明治41年	1	1	1	2	4	4	2	15		
	大正5年	1	1		2	2	4	3	13		
	昭和5年	3	2	3	4	1	2	2	17		
宅 地	明治41年	12	6						18		
	大正5年	9	4		1				14		
	昭和5年	4	4	1	3	2		2	16		
山 林	明治41年	3	2		4	2	3	1	15		
	大正5年	1	2		4		3	1	11		
	昭和5年	3	1		3		4	1	12		
全 所 有 地	明治41年		2		1	3	4	5	15		
	大正5年	1	1	1		4	2	6	15		
	昭和5年		2	2	2	1	4	6	17		

(「精道村地租名寄帳」)

- (注) 1) 明治41年度不明の一部ケースは明治44年度の数字を用いた。
 2) 抽出数は18戸であった。合計が一致しないのは不明分を除いたためである。

だったので、階層間にあまり大きな移動はなかった。それにひきかえ、大正五年以降の農地移動は、一町以上増減のケースが一三件中の五件(全部減少)と、その規模が大きくなり、しかも下向の階層移動が激しかった。もっとも、前述の地目の変遷状況と勘案すれば、この階層間移動が活発になったのは、大正五年よりもう少し遅く、大正十年頃から考えるべきであろう。さて、昭和五年以降について第288図右欄を参照すれば、昭和五年における総農地所有者は四〇八名で、五反未満層が約七・五割にあたる三二二戸を占め、そのうちの約五割強は一反未満層であったと推定される(地租名寄帳の集計

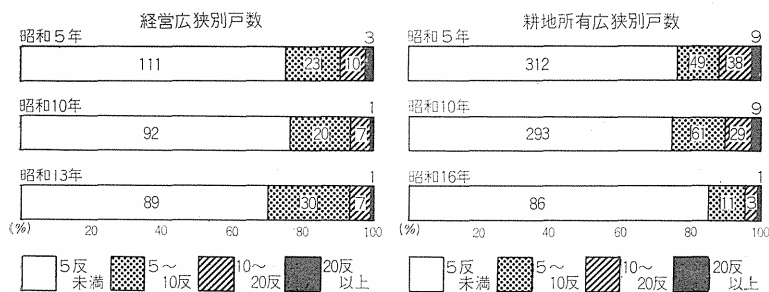


図288 経営広狭別戸数(1) 耕地所有広狭別戸数(2)

では、五反未満層の五四・六％が一反未満の階層であった)そして、〇・五〜一町層が四九戸、一町以上層が四七戸あった。各階層のおおざっぱな比率は三・五対三対一の一の割合であった。昭和十年においても、〇・五〜一町層がやや増えた程度で、ほぼ似た割合を示した。

昭和十六年(一九四二)の統計は従来の統計とは異なった基準でとられていて、従前との比較は困難であるが、これが純農家の大体の耕作地所有規模を示す。これによると、その零細性は一層おおいがたく、実に五反未満層が八五％にも達し、一町以上層はわずか四戸にすぎない。しかも、その零細所有化の傾向はその後も続き、健全な農業経営が保証されない所有形態が顕著にあらわれてきた。

土地所有規模 宅地はこの期間中に大巾に増えた。それが耕地の潰廃による現象であるから、農地所有者≡農家の宅地所有規模は、農地の減少と反比例する形で拡大された。第75表によると、大正五年ころからゆるやかな規模拡大の傾向をみせた。抽出農家では(明治四十一年より大正五年までは増減ありのケースがそれぞれ四戸と

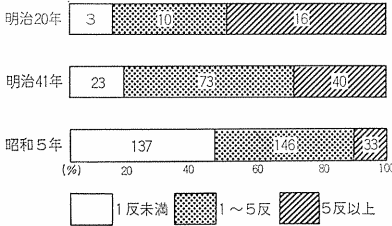


図289 村外地主の農地所有規模

「……工事終了後ノ土地ハ急転直下全区域ノ大部分ハ住宅地ト化シ地主ノ利益実ニ莫大ナルモノトナレリ」。整理前の地主収益は、小作料として反当・玄米一石二〜三斗で価格四〇円内外であったのが、宅地化後の地主の反当年収は少なくとも七〇〇円の賃貸収益をあげており、この間の利益率の上昇は数十倍に達した（坪当りの土地価格は、整理前は二

三戸で、増減なしが六戸であった）、大正末期より昭和五年ころまでに、五反以上層が七戸、ことに一町以上層が四戸も出現した（それまでは宅地所有規模は三反どまりであった）。これらの階層は、いずれも農地所有規模が二町から八町に達する上層農家であり、そのみごとに転身ぶりに感心させられる。すなわち、彼等は宅地化による地価上昇の機会をとらえて、利の薄い小作料のとりたてから、農地を宅地として売買・賃貸することに切替える（それは小作地ひきあげにつながった。）ことにより多大の利益を収めた。もちろん、こうした傾向は零細な農地所有者においても認められた。この間の事情を、前述の第老耕地整理組合の報告書は次のように記している。

表76 村内・外者別土地取得筆数

村内・外		地目					合計
		田	畑	山林	宅地	その他	
明治38年	村 内	559	114	54	51	52	830
	村 外	116	112	49	9	42	328
昭和5年	村 内	30	9	13	31	16	99
	村 外	44	24	18	29	7	122

（「納税移動書類」・「土地に関する書類」による）

- (注) 1) 明治38年の数字には相続なども含まれている。
 2) 昭和5年の数字は売買・所有権移転のみである。

円内外であったのが、整理後は約二五倍上昇して五〇円内外となった。なお、この間の社会一般の物価上昇率は約三倍にすぎなかったと述べている。

山林については、この期間申の変動は少なく、やや減少傾向が指摘されるにとどまる（減少ケースが一四件・増加ケースが二件）。

その結果、抽出二七農家の宅地・山林を含めた土地所有規模では、一町未満層の増加（三戸から七戸へ）が指摘されるにとどまる。（ただし、個々の農家所有土地の増減状況を探れば、増えたケース一〇戸に対し、減ったケースが一八戸もあり、減少度合の方が大きかった）。それにしても、激しい土地移動があったわりには、それが土地所有階層構成に与えた影響はそれほど大きくはなかった。

大正以降の村外地主の土地所有規模については、地租名寄帳の集計を第289図に示した。これによると、その数はきわめて多く、宅地も含めた土地所有全体では六六一名と、全土地所有者の四七％に達し、耕地所有者に限れば三一六名と全耕地所有者の五割におよんだ。なお、第76表によると、農地あるいは土地全体の新規取得者数は、村外のそれが全体の六割前後を占めた。こうした多数の村外地主の発生要因としては、芹屋が住宅都市として発展するにつれ宅地化を前提とした農地の取得が増えたこと、旧農民が土地所有を放棄することなく村外移転したケースがたくさんあったことなどがあげられよう。

農家構成の変化・農産物

農地の減少と経営耕作地の縮小が、農家数の減少につながることは自明である。

農家数は（第77表参照）、明治四十二年の四五七戸から昭和二十年の一四二戸へと三一五戸減少した。しかし、

表77 農家数統計

事項 年度	農家 戸数	専兼別戸数		自・小作別戸数			自・小作別面積	
		専業	兼業	自作	小作	自・兼 小作	自作地	小作地
明治30年	412	300	112	180	232		148.5町	162.5町
“ 42年	457			105	288	64		
大正3年	563			117	356	90		
“ 8年	739			151	472	116	125.2“	149.3“
昭和5年	147	111	36	27	75	45		
“ 10年	120	71	49	19	33	68	10.6“	63.1“
“ 13年	127	31	① 96	25	90	12	③ (8.5“)	(53.7“)
“ 16年	101	42	② 59				④ (8.2“)	(48.3“)

(昭和13年「農家調査結果」・「精道村事務報告・議事録」による)

(注) 1) ①の内訳は、農主型16戸、農従型80戸である。②の内訳は、農主型38戸、農従型21戸である。

2) ③は昭和14年 ④は昭和15年の数字である。

詳細にみれば、大正年間には農家戸数はむしろ増加している。これは、宅地化の初期過程において一反前後の小規模農地所有者が増え、彼等が統計の中に入ってきたからである。本来の農家は宅地化が始まると徐々に減少していき、昭和十五年にはついに八三戸にまで落ち込んだ。しかし、戦争が始まり一時的耕作者が増えたことと農家認定基準が下げられたことによって再び戸数は増加し、昭和二十年には一四二戸となった。こうした農家戸数の変化は農地の減少の動きとピッタリと符合しており、つぎの経営規模の変化にも同じ傾向が見出される。

経営規模・兼業の状態に関して昭和五年(一九三五)の経営規模別農家数をみると(第288図参照)、五反未満層が一戸と全体の七五%を占め、一町以上層は一三戸と九%に満たない。すなわち、芦屋農業の経営規模はその農地所有規模に比例して非常

に零細であることからうかがわれる。昭和十三年頃にはこの型態が少し変化し、一町以上層がますます少なくなり（六％）、中間の〇・五〜一町層が七戸増えて一六％から二四％へとその割合を高めた。とはいえ、明治の規模にくらべればその零細性になんら変わるところなく、この昭和初期の時代にも芦屋農業の経営の零細化が昂進したことを指摘できる。

専業・兼業別では（第77表参照）、兼業農家の増加が著しかった。昭和五年には二四％であつた兼業農家が、昭和十六年には五八％にも上つた。昭和十三年の「農家調査結果表」では、実に七六％という高い数字を示した。昭和十三年の兼業度合は、農主型（Ⅰ種兼業農家）一六戸に対し、農従型（Ⅱ種兼業農家）が八〇戸と圧倒的に多い。しかし、昭和十六年（一九四二）には、農主型は三八戸、農従型二二戸と農主型が多い。この差異は戦争の影響と統計のとり方の違いにあり、一般的にいえば、芦屋の兼業農家では農従型がすでに戦前より多かつたと考えられる。兼業の種類についてはつまびらかでないが、前述の昭和十三年の統計によると、兼業農家九六戸のうち商業を兼ねる農家が一一戸（一一・五％）、雇用労働を兼ねる農家は三三戸（三三・三％）で、残りの五三戸（五五・二％）が其の地であつた。

自作地・小作地の状況をみると（第77表参照）、明治より大正八年（一九一九）まではその割合に大きな変化はなく、半々ないしはやや小作地が多かつた。しかし、大正期より激しい宅地化現象により、宅地化するのに抵抗の少ない自作地がより多く潰廃されることとなり、自作地の減少が著しく進み、大正八年より昭和十年までに自作地は約一二分の一に激減した（この間に小作地は五分の二弱に減つた）。自・小作地の割合は一四対八六

表78 農産物と反収(2)

上らん 生産高
下らん 反収量

年度	米	麦	甘 藷	馬鈴薯	蔬 菜	その他
大正3年	6,771石 3.35〃	1,655石 1.39〃				
〃 8年	6,130石 3.01〃	1,858石 1.00〃				(9,200貫)
〃 14年	2,509石	529石			10,722円	
昭和元年	2,228石	143石			12,171円	
〃 10年	1,170石	143石			4,838円	
〃 15年	287石 1.22〃	53石 1.47〃	9,240貫 280〃	10,150貫 290〃	5,837円	
〃 19年	436石 2.00〃	83石 1.30〃	300貫	270貫		

(注) 1) 大正8年の他の欄は果実のみである。

(「精道村・芦屋市事務報告」)

と大逆転した。その後は、戦中・戦争直後に一時的に農業に還った旧自作農があったりして、自作地は若干増加した。

自・小作別農家の割合は、明治より大正八年の間には大きな変化がなく(おおよそ自作農が二割、小作農が六割強、自作兼小作が一・五割)、若干自作農の減少傾向がみられるのみであった。その後は、このバランスがややくずれて、昭和五年には自作農が一八%、小作農が五一%、自作兼小作が三〇%と、自作兼小作農の増加が目立ち、その後しばらくその傾向が持続した。ところが、昭和十三年の「農家調査結果表」では、小作農が七一%の多きに記録され、自作兼小作農が著しく減退している。これは、従前の自作兼小作農には比較的大規模

な専農型と五反未満の兼業型の両パターンがあつて、後者が脱農あるいは小作農に転化していったためである。そして、相対的に小作農の割合が大きくなったのである。

耕作地の減少は当然生産高の低下を招き、米・麦の減産はきわめていちじるしい（第78表参照）。米は、大正三年（一九一四）に六七七一石の生産高を記録したのにならぬ、昭和十五年には二八七石しか生産されず、同じく麦も一六五五石から五三石へと激減した。生産面ばかりでなく、米作における土地生産性の低下も覆いがたく、中間の資料を欠くが、大正頃には反当り収量三石を越えていたのに昭和十九年には二百に低下した。それは米作の粗放化現象である。なお、麦の反当り収量には大きな変化はなかつたようである。この期間中における作物体系の変化としては、甘藷とともに馬鈴薯が増えたことと、芦屋をはじめとする阪神間の都市化進行につれて、大正末期から蔬菜栽培が盛んにおこなわれるようになったことであつた。大正十三年の村の事務報告によると、「蔬菜ノ需要ハ逐次増加ノ傾向ヲ示シ、津知部落ノ如キハ近年熱心栽培ニ努メ多数ノ優良品ヲ産出」し、蔬菜の生産量は二〜七割ほどの増加を示した。

山林の利用など 古来より山林原野は、農民にとって秣草などの肥料、薪・炭などの燃料、用材を供給してくれる大切な生産と生活の場であつた。芦屋でも、秣草採取、薪炭のきりだし、松茸・山菜の採取、さらに一部では石材の採取も行なわれた。しかし、崩壊しやすい花崗岩裸地の多い六甲山地の山林では瘦松・雑木林が大部分で、用材林としての価値は非常に乏しく、林業は成立しえなかつた。秣草・柴草の採取は、各部落の共有林野の一部（たとえば、打出・芦屋共有林では約四〇町歩ほどが利用された）において、部落民の話し合いのもと

に管理・運営された。もちろん個人持山も利用された。こうした慣行は、明治・大正時代と続いたが、金肥の普及・耕地整理による農地と農家の減少・国有林野や一部共有林野の保安林指定・民有林の減少・旧慣行衰退などにより、すたれていった。それでもなお、昭和十五年において一万貫ぐらゐの稜草採取が希望された。

特産物として松茸があり、昭和五年に五八〇貫・同十四年に三六〇貫・同十五年に三二〇貫が採取された。その利用方法はつぎのようであつた。共有権者（部落住民）のうちの希望者に競争落札に付され、その収益は部落に納められた。大正七年（一九一八）の入山取締規則によると、松茸採取の入山期間は九月十五日より十一月五日の期間であつた。なお、昭和十年（一九三五）の松茸と下柴の産額は、それぞれ一八七五円、二〇五〇円であつた。また、昭和十一年より十四年までの松茸の落札状況を記せば、逐年に八五〇円・七〇〇円・四五〇円・五八〇円・三〇五円であつた。

明治以来、部落共有林には、砂防流止・山地保護の目的をもって天然生林の保護育成あるいは植林が実施されてきた。大正三年の記録によると、打出・芦屋共有林では、稜草採取と河川敷と明治三十九年以來の既植林地（土砂打止の目的をもって、毎年一・五町ずつ約一二町歩に植林されていた）。を除いた九一町歩について施業計画が立てられ、とりあえず荒廢した一二町歩について毎年一・五町ずつ植林すること、ならびに山林看視人を一名置くことを計画した。三条・津知ほか七か村共有山については天然生林の養育と裸地には植林すること、同じく三条地区の塚穴の場については天然生林の養育と決定された。このように、芦屋での山林の管理や植林は土砂流出の防止や山地崩壊の防止に力点が置かれ、用材利用を主眼とした積極的な意味での植林などはおこなわれ

なかった。

三、精道村時代の水産業

「兵庫県漁業慣行録」（明治二十三年）によれば、芦屋・打出は明治九年（一八七六）より漁業を始め、同十二年より海面を借用し、その料として、芦屋は年に三円六〇銭、打出は同二円六四銭を、それに加えて漁夫一人につき五銭を国に納めるようになった。すなわち、明治八年に海面官有の太政官布告が出され、従来の雑税を廃し、徴税の途として漁業権を国より借用させる建前がとられた。旧打出村の漁場は西ノ宮町界より西芦屋界までの一二町三六間、沖合一里の間を共有とされた。旧芦屋村は東打出界字念仏川より西深江境字「ホジ川」までの七町、沖合一里の間を共有した。なお、明治十年以来、深江村と相互の漁場へ入会漁業（実際は深江からの入漁の是認であつた）するようになった。それ以前に、時期は判然としないが、西宮からの芦屋浜への入漁も認められていた。

精道浦における漁法としては、鰯地引網が主体をなした。鰯地引網は明治二十年（一八八七）頃には一統あり、漁船二隻に各一八人（大正年間には大型化し、二五人ほど）を乗せ、他の一艘の指揮船に一人乗組み、沖合一里ほど漕出で、二隻の漁船が山形に分裂進行しつつ投網する。終れば岸に引返し、轆轤をもって網を曳きあげる。この漁法の漁期は四・五・十一・二月で、その対象はカタクチ鰯であつた。それを追いかける太刀魚・ウオゼ・ツバスなども網にかかった。そのほかに、精道浦近辺では打瀬網・建網（さし目網）・手繰網・八田網・延

縄などがおこなわれた。打瀬網は帆船（角帆であったが、明治四十年頃より洋式帆）で三〜七統の網を底曳する漁法で、漁期は三月末〜十一月末で、エビ・イカ・タコ・ハモ・コチなど雑多なものを対象とした。建網は漁船一隻に三人ほど乗組み、三〇把ほどの網を日没または日の出前に設置する漁法で、カレイ・チヌ・ハゼ・コノシロなどを対象とした。手繰網は網の一端を固定し、環周したのち網をしぼる漁法で、カレイ・アブラメ・イカ・ベラなどを対象とした。この手繰網と打瀬網は明治四十二年より、漁場保護のため八月十日〜九月二十日の期間には使用禁止となった。八田網は磯物を、延縄はアナゴ・カレイを対象とした。このほかに採貝もおこなわれ、サルボウ・マテガイ・アサリなどがとれた。

古くより漁業の盛んであった西宮・青木・深江の間にあつたにかかわらず、精道浦の漁業はふるわず、明治・大正時代と漁家は四〜五軒を数えるのみで、前述の鯛地引網一統を中心に細々と操業されるにすぎなかった。前出の「漁業慣行録」によると、明治二十年頃の打出浦では不漁続きで全く漁業者が跡を断ち、単に他浦の漁者を入漁させて漁獲高の十分の一を徴するのみであった。芦屋浦でも、「汽船ノ往復或ハウタセ網・マカセ網・立網等不良ノ漁力行ハレ、加フルニ漁者増加スルニヨリ漸次不漁ニ傾キ衰退甚シ」という状態であつた（ここでいう漁者は他村の者である）。

漁業人口は、芦屋浦・打出浦合わせて、明治十二年（一八七九）に三五人・同十三年に三三人・大正八年（一九一九）に二五人と、この間にかわりがなかった。船は明治二十年頃で三〜五間のもものが二隻、五間以上が二隻、計四隻であつた。しかし、明治四十四年には一一隻、大正五年には一七隻と、集数は明治後期より少しずつ

表79 漁業に関する統計

年 度	漁家数	漁業人口	漁 船 数	漁 獲 高	製 造 高
明治12年		35人		80円	
“ 30年			5隻	3,200貫	800貫
“ 42年				2,600 “	800 “
“ 44年	4戸		11 “		
大正 8 年	5 “	25 “	① (17 “)	7,480 “	3,200 “
“ 14年	7 “		② (16 “)		
昭和 5 年	13 “	60 “	22 “	30,775 “	5,150 “
“ 10	15 “	69 “		33,000 “	4,400 “
“ 15	20 “	③ (72 “)	28 “	57,830円	25,210円
“ 19	22 “		60 “	26,800 “	51,300 “

(「精進村事務報告・議事録」)

(注) ①は大正 5 年、②は大正13年、③は昭和14年の数字を示す。

増加の傾向をみせている。

漁獲高も明治年間には三〇〇〇貫前後であったのが、大正三年八〇〇貫・昭和五年(一九三〇)三万七七五貫・同十年三万三〇〇〇貫と増えた。それにつれて漁家数も大正十四年に七戸、昭和五年には一三戸(漁業人口六〇名)と増えてきて、昭和十五年には二〇戸(同七〇余名)で、漁船は二八隻(なお、昭和十年頃より、遅ればせながら芦屋でも船の動力化が進み、十五年の動力船数は八隻であった)を数えた。

このように大正の後半期より昭和の交にかけて、精道村の浜もやや活況を呈してきた。いうまでもなく、漁獲の大部分は鯛であり(昭和五年二万七〇〇〇貫・同十年三万三〇〇〇貫)、そのほかにアジ・カレイ・イカナゴ・エビ・イカ・貝類などがあつた。

第二次大戦以前における精道浦とその近辺の漁業

表80 漁業従事形態

武庫郡・精道村

区分		年度		大正10年	大正15年	昭和5年	昭和10年	昭和15年			
				本	副	本	副	本	副		
				副	副	副	副	副			
漁撈	業者(人)	154	122	144	86	7	7	20			
	被用者(人)	450	382	507	47	58	57	135			
	男	(448)	(358)	(503)	(44)	(52)	(50)	(130)			
	女	(2)	(24)	(4)	(3)	(6)	(7)	(5)			
製造	業者(人)	90	37	80	23	8	9	8	5	10	5
	被用者(人)	35	38	24	15	27	35	21	15	58	46
	男	(23)	(21)	(17)	(10)	(12)	(23)	(17)	(11)	(30)	(18)
	女	(12)	(17)	(7)	(5)	(15)	(12)	(4)	(4)	(28)	(28)

(「兵庫県統計書」)

- (注) 1) 大正年間の数字は武庫郡全体の数字で、昭和・数字は精道村だけである。
 2) 「本」は本業となす者、「副」とは副業となす者の意である。

従事形態は、(一)資本の観点からは、網親・仕込親と呼ばれた資本主と、それに従属する漁夫に、(二)網の種類からは、罟地引網のみに従事する者(大部分)・他の漁法(打瀬網・建網・八田網など)を兼ねる者・他の漁法のみをおこなう者に、(三)出身地によれば、地元の漁家、青木・深江など近隣の漁家、岡山・広島方面より出稼漁夫、流れ者などに、それぞれ分類することができる。

さて、戦前における漁撈従事者の三分の二は地元精道村とその近隣でまかなわれたが、残りの三分の一の者が岡山県・広島県および四国方面の漁夫であった。地元の漁撈者は、

明治時代には少しばかりの農地をもって自家用食糧ていどを確保しながら、漁業に従事し、鯛地引網以外の季節（十一月～三月）は延縄・建網漁に従事したり、深江の素麺打ちに働きに出たりするのが一般的であった。しかし、明治末期より宅地化が進行し、農地が失われていくと、従来の漁業と農業の組み合わせによる生計の維持が成り立たず、転業する者と漁業に専従する者との両方向に別れていった。その結果、大正～昭和にかけて専業者の比率が高まった。武庫郡全体の専業者の割合は、明治三十七年（一九〇四）には三六％であったのが、大正八年（一九一九）には七六％に達し、昭和に入ってから精道村では兼業者数は零であった。

業主・被用者別の漁業従事者数を第80表に示した。漁業従事者数の増減を知るためには、多数の漁撈者が必要とする鯛地引網の増減を問題としなければならない。昭和十年頃までは、鯛地引網は一～二統にすぎず、地は家族労働力を主体とした小規模な網であったので、全漁撈者数は五〇人内外であった。ところが昭和十～十五年頃には、芦屋浜で鯛地引網四統が操業され、青木方面よりの移住業主があつたりして、業主・被用者も一気に二倍以上になった。こうした被用者の中に占める県外からの出稼漁夫の数も増えていった。

明治二十三年（一八九〇）頃には、精道浦には水産製造業者はなく、漁獲物はおっぱら西隣の深江の製造業者、漁市場の問屋（口銭として一割をとった）をどうして販売された。精道浦に製造業者があらわれたのは明治も後半期に入ってからである。明治三十七年（一九〇四）に武庫郡水産組合が設立されるにおよんで、精道浦にも水産組合が置かれた。その製品は鯛の煮干しが大部分で、少しばかり素乾・塩乾しも行なわれた。製造方法としては薪を燃料とする簡単なカマゆで方法がとられた。大正年間には石炭が燃料とされるようになった（第二次

大戦後には重油にかわった。

製造高の推移をみると（第79表参照）明治年間には二〇〇〇貫前後・大正時代には二〜三〇〇〇貫・さらに昭和に入ると四〜五〇〇〇貫と徐々に増加し、ことに漁獲高の増えた昭和十五年以降の伸びは目ざましく、昭和十五年に二万五二一〇円であった製造額が同十九年には五万一三〇〇円と倍増した。

〇円と倍増した。

一般に網屋一軒について加工屋三軒といわれた製造業者の数は、昭和五年（一九三〇）には一七戸であったが、そのうち兼業的経営は実に九戸も占めていた。その後も、業者の数にあまりかわりがなかった（昭和十五年で一五戸）。

しかし、製造高が増加するにつれて被備者数は増加していった。昭和五年には六二名であったが、昭和十五年には一〇四名の多きに達した。しかし、兼業的従事者がそのうちの四六%を占めたことは、鯛煮干し製造という単純な製品しか産しないという経営構造の貧弱さの当然の結果である。すなわち、家族労働を主体とし、二〜五名を雇用する零細経営で、副業的経営者が三分の一近くを占めた。なお、女子の労働力が高い割合を示した。たとえば昭和

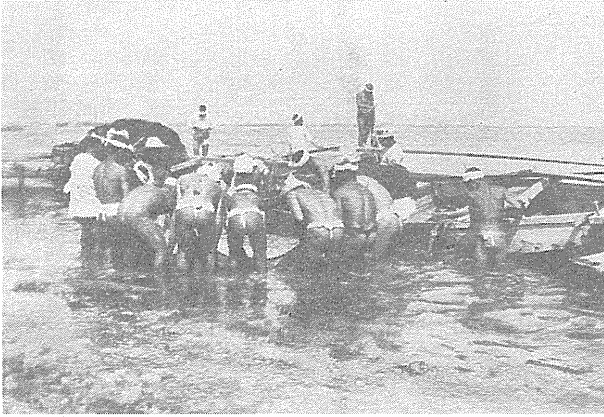


図290 大正のころの芦屋浜鯛地引網の風景

五年で四四%弱を占めた。これは業者の妻・娘の大部分が従事し、それに岡山方面よりの出稼漁夫の妻女が夫とともに来往し、製造業に従事したためであった。